

# 春日市 地域しあわせプラン2026

(2026年度～2030年度)

第5次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
第2期成年後見制度利用促進基本計画

顔の見える  
支え合いの  
仕組みづくり

誰もが必要な  
相談・支援が  
受けられる  
体制づくり



健やかに  
いきいきと  
暮らせる  
地域づくり



安全・安心・  
快適に  
暮らせる  
地域づくり



令和8年3月

春日市・春日市社会福祉協議会



## はじめに

我が国では、人口減少と少子高齢化が急速に進行し、単身世帯の増加や核家族化の進展、さらには価値観や生活様式の多様化を背景として、人と人とのつながりの希薄化や支え合い機能の低下が課題となっています。こうした社会環境の変化は、本市においても例外ではなく、地域福祉を取り巻く多岐にわたる課題に対して、制度や分野の枠を越えて支援を行う体制の構築が求められています。



本市では、これまで「みんなで支え合う誰にも優しいまちかすが」を地域福祉の基本理念に掲げ、「市民と行政との協働のまちづくり」のもと、自治会や民生委員をはじめとする市民の皆様や関係団体のご協力を得て、身近な地域での見守りや支え合い活動の充実に取り組んできました。こうした取組は、本市における地域福祉の発展に大きく寄与しています。

これらの取組の成果と課題を踏まえ、このたび令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「しあわせプラン 2026 第5次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画では、前計画から継続する取組に、新たな課題に関する取組を加え、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で、お互いに支え合いながら、安心して、自分らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層推進していくことにしています。

計画の推進に当たっては、複雑化・複合化した様々な生活課題に対して、包括的な支援体制を整備するため、本市の地域福祉推進の中核となっている春日市社会福祉協議会との連携を、より一層強化いたします。また、自治会をはじめ、民生委員やボランティア団体等の地域で活動する団体、事業者など、地域に関わる全ての皆様に、それぞれの強みを活かしていただきながら、お互いに協力して地域福祉の推進に取り組んでいただくことが、何より大切です。今後とも、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査や意見交換等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました春日市地域福祉計画等策定検討会委員の皆様、関係団体並びに関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

春日市長 井上 澄和

## ごあいさつ

春日市社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により「誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し活動しています。

わが国では、人口減少、少子高齢化社会、地域社会の変容等により、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えた様々な地域生活課題が広がっています。

また、台風や豪雨、地震などの自然災害が発生し、平常時とともに「地域での助け合い」の重要性が認識されています。

このような中、一人ひとりの生活を支え、様々な地域生活課題を総合的に受け止めるため、地域住民の主体的な取り組みと医療、介護、就労、住まい、教育、防犯・防災など幅広い関係者が協働し、支援体制を整備していく必要があります。

従来の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の分野、縦割り制度では対応しきれない複合的・複雑化した課題に対応するため、包括的相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の三事業で、包括的支援体制を行う重層的支援整備事業が令和8年度から春日市で実施されます。これを踏まえ社会福祉協議会も関係機関と連携を図り、地域社会に貢献する社会福祉法人として、さらに地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、本会が果たす役割はますます重要性を増すものと考えております。

このような認識に立ち、前回に引き続き、春日市の「地域福祉計画」と春日市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」(第5次計画「春日市地域しあわせプラン2026」)を一体的に策定し、第4次からの進捗状況や課題等を踏まえ、更なる発展に向け連携を深めて、地域福祉の一層の推進に努めてまいる所存ですので、本計画の趣旨をご理解いただき、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の皆さまを始め、アンケート調査等にご協力いただきました住民の皆さま、関係機関の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
会長 廣田茂忠



# 目次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	社会福祉協議会とは	3
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制と住民参画	6
6	他の関連計画との連携	7

## 第2章 地域を取り巻く春日市の現状

1	人口の動向	9
2	世帯数の推移	15
3	要援護者の状況	17
4	生活保護世帯の状況	19
5	アンケート調査結果に見る地域の生活課題等	20

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	前計画の総括	25
2	計画の基本理念	29
3	春日市が目指す地域共生社会の形	29
4	計画の基本目標	30
5	計画の体系	31

## 第4章 基本目標ごとの取組

### 基本目標1 顔の見える支え合いの仕組みづくり

1	地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進	33
2	地域における交流・ふれあいの促進	37
3	地域における支え合いとボランティア活動の促進	40

### 基本目標2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり

1	きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり	46
2	隙間のない継続的支援体制の確立	50
3	権利擁護の充実	52

---

### 基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

1 地域における健康づくり・介護予防の促進	56
2 生きがい活動の促進	59
3 孤立状態にある人への支援	61

### 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

1 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり	65
2 地域における見守り・防犯活動の促進	68
3 ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全	71

## 第5章 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望

1 春日中学校区	77
2 春日東中学校区	81
3 春日西中学校区	90
4 春日南中学校区	95
5 春日野中学校区	102
6 春日北中学校区	107

## 第6章 第2期成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨	113
2 取組の現状	114
3 課題	115
4 本市第2期計画の基本方針	116
5 具体的な取組	117

## 第7章 計画の実現のために

1 計画内容の周知徹底	121
2 関係機関等との連携・協働	121
3 計画の進捗管理	121

## 資料編

1 春日市地域福祉計画等策定検討会委員名簿	123
2 春日市地域福祉計画等策定検討会設置要綱	124
3 用語集	126

# 第 1 章

## 計画の概要

---





## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18年3月の第1次計画策定以来、市社会福祉協議会とともに地域福祉の推進に取り組んできました。平成30年の社会福祉法改正において、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられ、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされ、本市では令和3年3月、「春日市地域しあわせプラン2021」(以下「前計画」という。)を策定し、その実現に向けた体制整備に取り組んできました。

しかし、前計画期間の前半は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下(いわゆるコロナ禍)にあり、住民の外出や交流機会の減少、地域活動の停滞などによって、地域のつながりや地域福祉の担い手のモチベーションを高める取組ができないなどの影響が発生しました。コロナ禍においては、対面支援の重要性が再認識され、代替手段の整備が進められるとともに、コロナ禍収束後は、浮き彫りになった課題を踏まえ、地域福祉の新たな展開が求められています。

また、前計画策定直後に施行された改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が創設され、本市においても、同事業を活用した包括的な支援体制の整備が進められています。

本市では、令和8年3月をもって前計画の期間が満了することから、これら国等の動向を踏まえながら計画の見直しを行う必要があり、これまでの取組の成果と課題を検証し、本市の地域特性に対応した「春日市地域しあわせプラン2026(令和8年度～令和12年度)」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

### ※地域福祉とは

地域で暮らす人々が、お互いに助け合い、支え合いながら、年齢や障がいの有無などに関係なく、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

### ※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

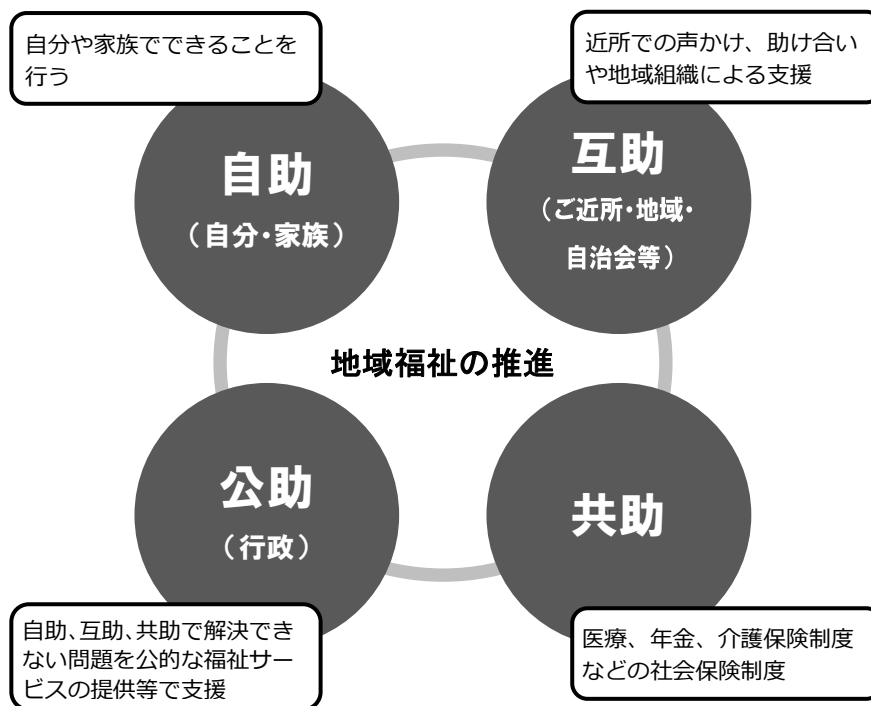
(平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

※自助・互助・共助・公助の考え方について

地域福祉を進めていくためには、住民や地域、団体・機関、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を理解し、力を合わせて関係性をつくる必要があります。

関係性を構築する上で「自助・互助・共助・公助」といった視点が重要であることから、以下のとおり整理するとともに、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、これらの連携による取組を進めます。

自助（自分・家族）	自分自身や家族が主体となり、自分でできることは自分の力で取り組む
互助（ご近所・地域・自治会、サークル、ボランティアなど）	自分だけの力ではできないことを地域資源の協力を得て取り組む（近所での声かけや助け合い）
共助	介護保険制度をはじめとする社会保険制度等を利用し解決する
公助（市・県など）	自助、互助、共助で解決できない問題について、行政が公的サービスとして支援する



## 2 計画の位置づけ

本地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、住民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。また、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野の計画における共通的な事項を定める「上位計画」となります。

一方、地域福祉活動計画は、地域福祉を実現していくために、地域の住民や各種団体が主体的に活動・行動するために策定する民間計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画とは性格に違いはありますが、両計画ともに、住民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持つものです。したがって、計画策定にあたっては、各地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉の基本理念や地域住民による福祉活動への支援策など共有・連携を図ることが重要であることから、本市では、行政と社会福祉協議会が中心となり、これら2つの計画を一体的に策定しています。

また、前計画から引き続き「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とします。

## 3 社会福祉協議会とは

### (1) 法律上の位置づけと性格

「誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域のいろいろな福祉課題について住民の皆さんの意見を聴き、一緒に考えながら活動している社会福祉法人として法人化された民間の福祉団体です。

また、地域住民やボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関の参加・協力を得ながら活動しており、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った非営利団体です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められ、全国の都道府県、各市町村に設置されています。

なお、春日市社会福祉協議会は、昭和35年4月1日に春日町社会福祉協議会として設立されました。

## (2) 6つの活動原則

### ①住民ニーズ基本の原則

- 社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進めます。

### ②住民活動基盤の原則

- 社協は、住民の思いや、主体的な取組を基盤として活動・事業を進めます。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援します。

### ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開します。

### ④民間性の原則

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組めます。

### ⑤連携・協働の原則

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働します。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開します。

### ⑥専門性の原則

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮します。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図ります。

## 4 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■本計画と関連する主な行政計画の計画期間

令和(年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総合計画(基本計画)	第6次(前期)					第6次(後期)				
地域福祉計画	第4次(前計画)					第5次(本計画)				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	2021・第8期		2024・第9期			2027・第10期			2030 第11期	
障がい者福祉 長期行動計画	第5次					第6次				
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期・第2期		第7期・第3期			第8期・第4期			第9期 第5期	
こども計画						第1期			第2期 こども 計画	
子ども・子育て 支援事業計画						第2期			第3期	
いきいき健康づくり 計画	第2期いきいき春日21 いのちを支える自殺対策計画		令和6年度～令和17年度							

## 5 計画の策定体制と住民参画

### (1) 第5次地域福祉計画等策定検討会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「第5次地域福祉計画等策定検討会」を設置し、各種団体や住民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

### (2) 団体及び各地区自治会ヒアリングの実施

計画策定段階における市民参加の一環として、地域の生活課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため、市内で活動している団体等にヒアリングシートを配布回収し、意見を伺いました。

また、市内に全35地区ある自治会にも訪問し、現状や課題、今後の展望等について聴き取りを実施しました。

### (3) 春日市の地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「春日市の地域福祉に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。

#### ●アンケート調査の実施概要

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した満18歳以上の市民2,000人
調査方法	郵送による配布、郵送による回収またはWeb上でのインターネット回答
調査期間	令和7年4月14日(月)から令和7年5月9日(金)まで
回収結果	配布数：2,000件 有効回収数：938件 回収率：46.9%

### (4) パブリック・コメントの実施

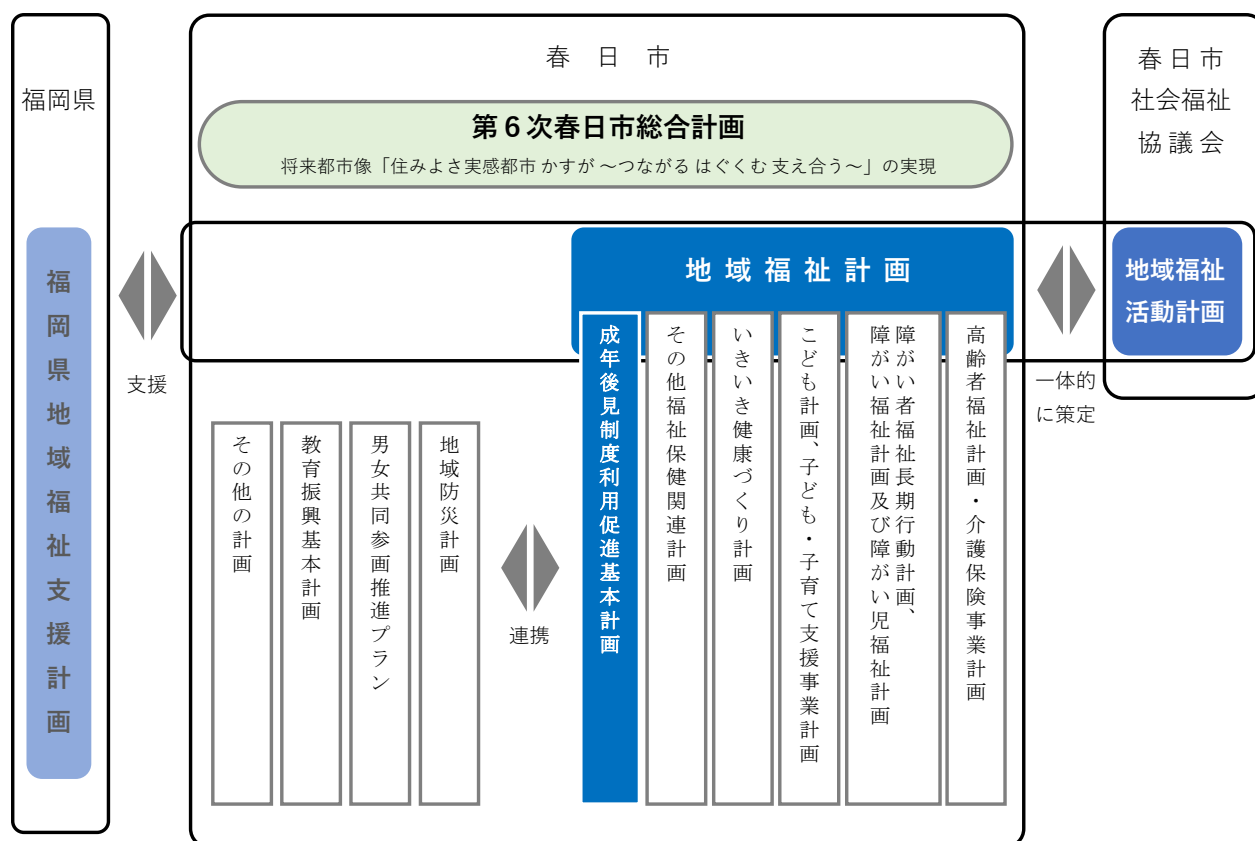
令和7年12月8日から令和7年12月19日まで計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

## 6 他の関連計画との連携

本計画は、第6次総合計画の下位計画として、本市における福祉分野の総合計画として位置づけられます。本計画の下位にある高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援等の分野における個別計画の指針となることはもちろん、本市の市政に関わるすべての計画との整合性を図り、策定します。

また、本計画と本市で策定されている福祉分野における個別計画は地域福祉の理念を共有しています。既に策定している福祉分野の個別計画において、本計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分について本計画の一部とみなします。

### ■福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ







## 第 2 章

### 地域を取り巻く春日市の現状



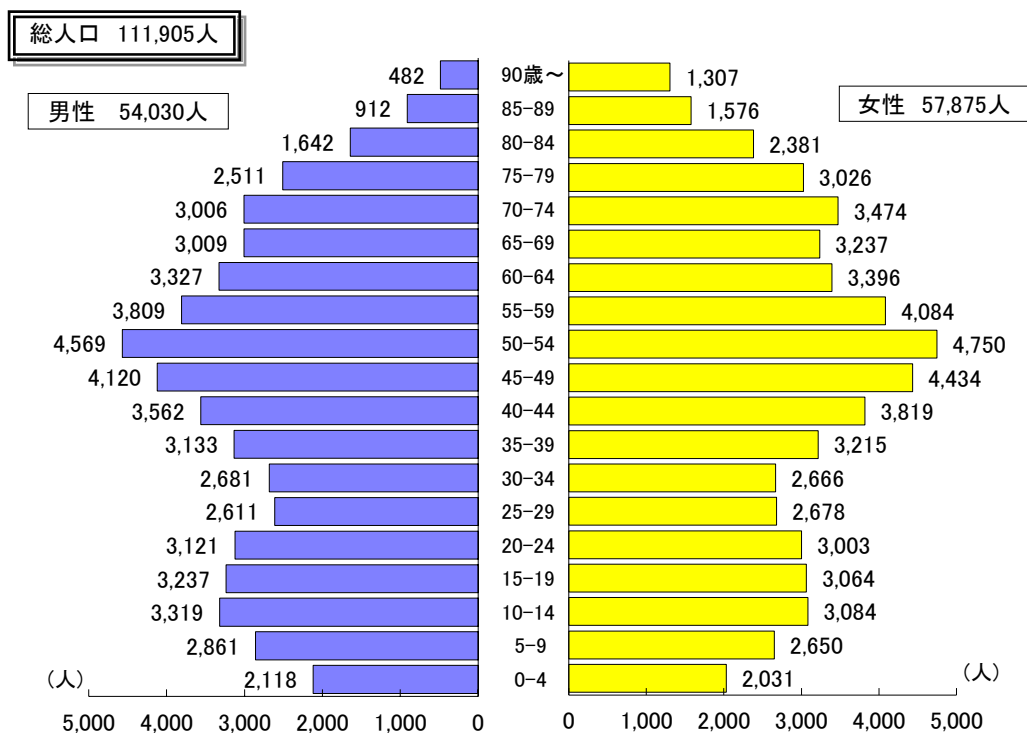
## 1 人口の動向

### (1) 人口構造と人口動態

本市の令和6年10月1日現在の総人口は、男性54,030人、女性57,875人の計111,905人です。人口ピラミッドを見ると、男女ともに団塊ジュニア世代に当たる50代前半の人口が最も多く、30代に向かって年齢階層が低くなるにつれて人口が少なくなっていることがわかります。

また、既に10歳以下の人口がその上の世代に比べると減少し、令和3年度以降、自然動態も減少に転じています(次ページ参照)が、現在の30代後半に比べ、30代前半と20代後半の人口が少ないことから、今後数年はさらに少子化が進むことが懸念されます。

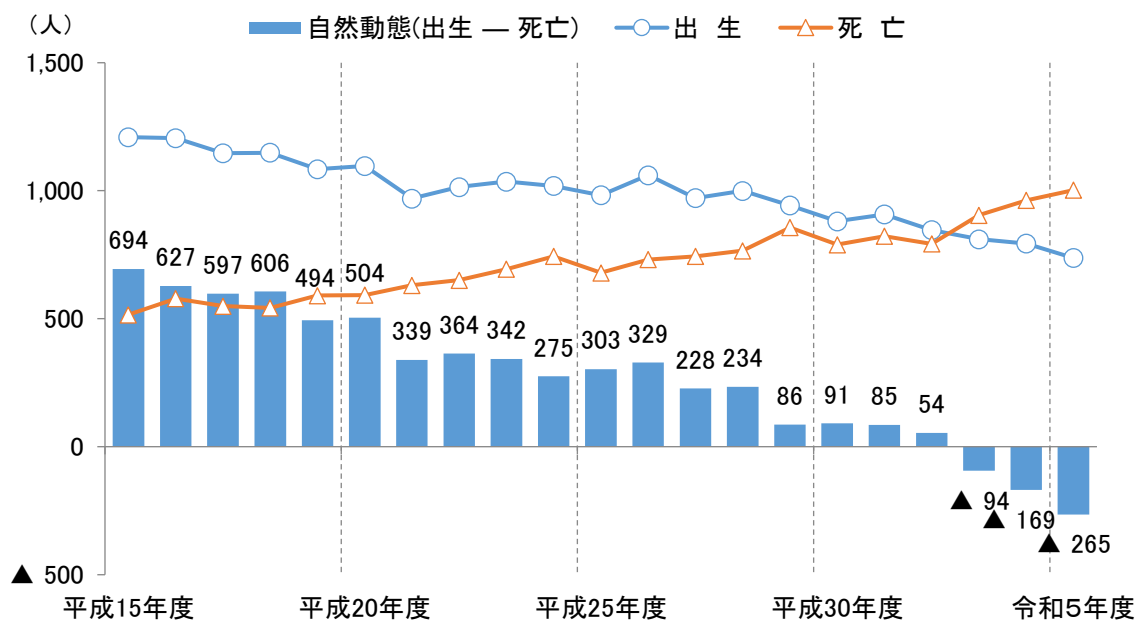
#### ■人口ピラミッド



(令和6年10月1日現在)

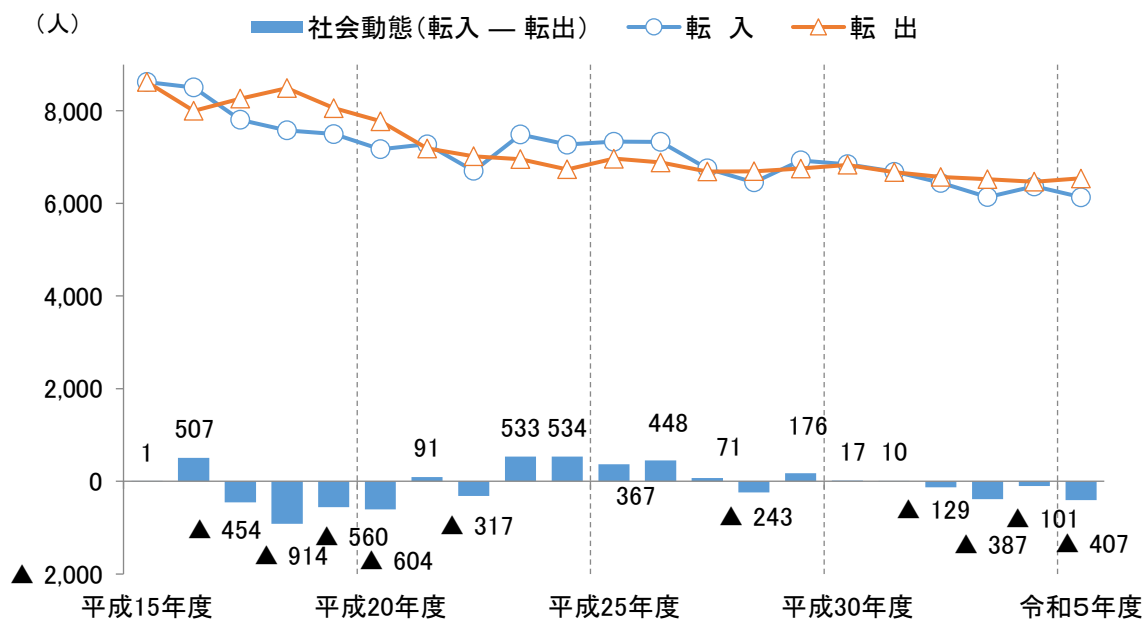
資料:住民基本台帳

■自然動態



資料:住民基本台帳

■社会動態



資料:住民基本台帳

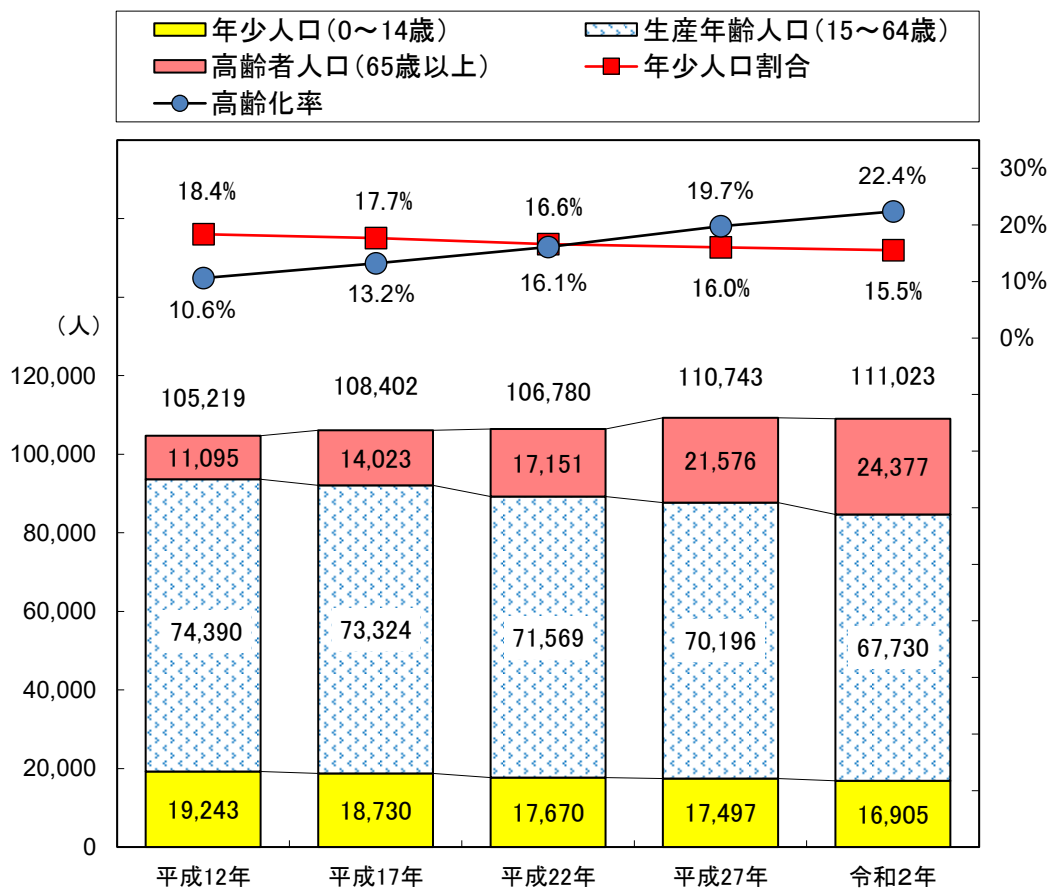
(2) 人口の推移

①年齢3区分別人口及び高齢化率等の推移

本市の人口を年齢3区分別に見ると、年少人口(15歳未満)が概ね減少を続ける一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び高齢化率等の推移



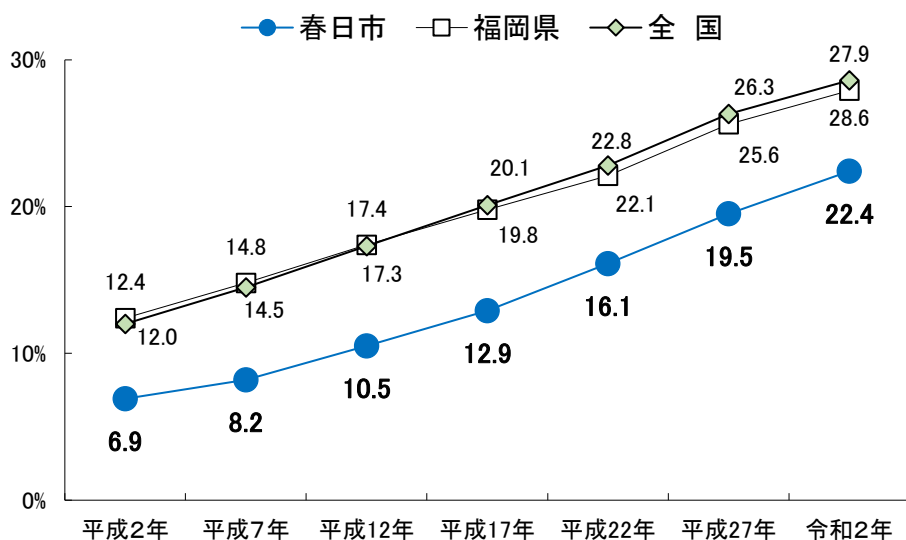
(各年10月1日現在)  
 ※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

### ②高齢化率の推移（国・県との比較）

本市の高齢化率は、国・県に比べると5～7ポイント程度低い値で推移しています。

#### ■高齢化率の推移（国・県との比較）

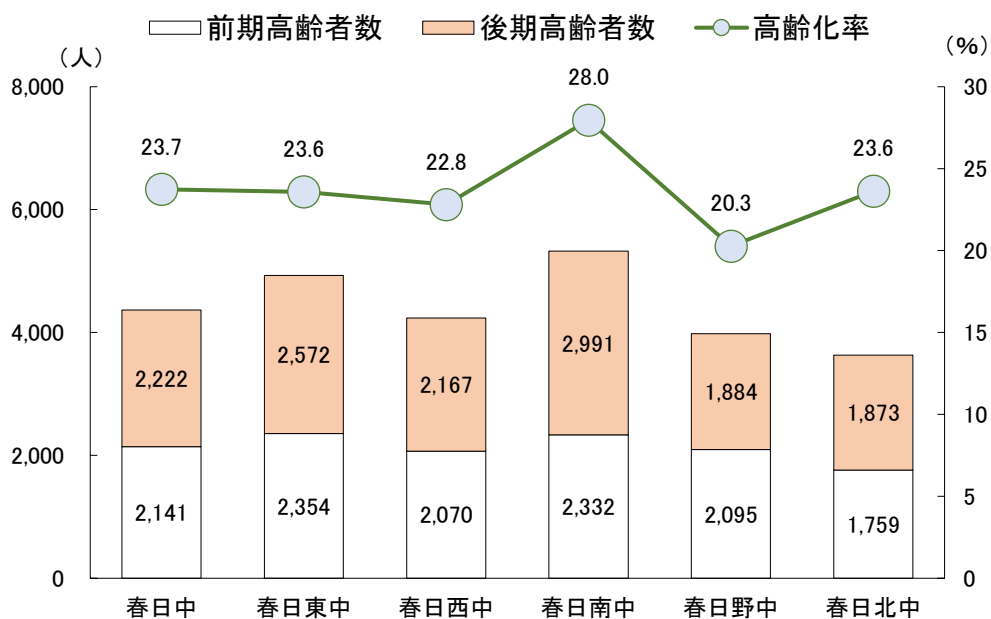


資料：国勢調査

### ③中学校区別高齢者人口及び高齢化率

令和6年10月1日現在の中学校区別の高齢者人口と高齢化率は以下のとおりで、高齢者率、後期高齢者比率ともに春日南中学校区が最も高くなっています。

#### ■中学校区別高齢者人口及び高齢化率

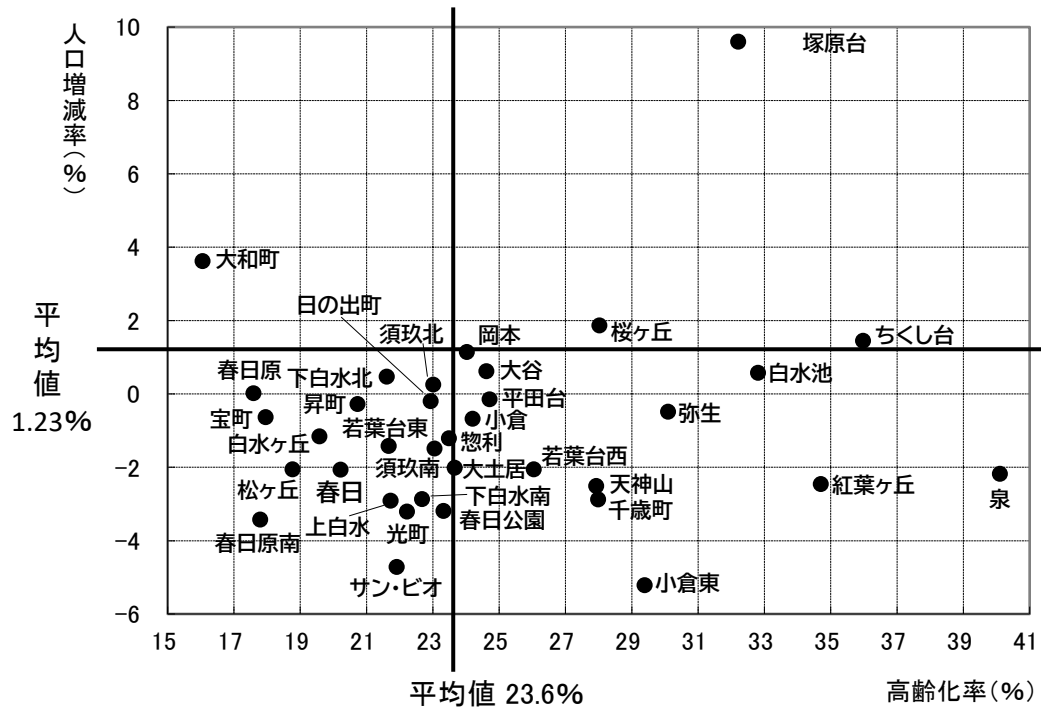


資料：住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

④行政区別人口増減率及び高齢化率

行政区別の人口増減率と高齢化率は以下のとおりで、人口増減率が最も高いのは塚原台、最も低いのは小倉東、高齢化率が最も高いのは泉、最も低いのは大和町となっています。

■行政区別人口増減率及び高齢化率

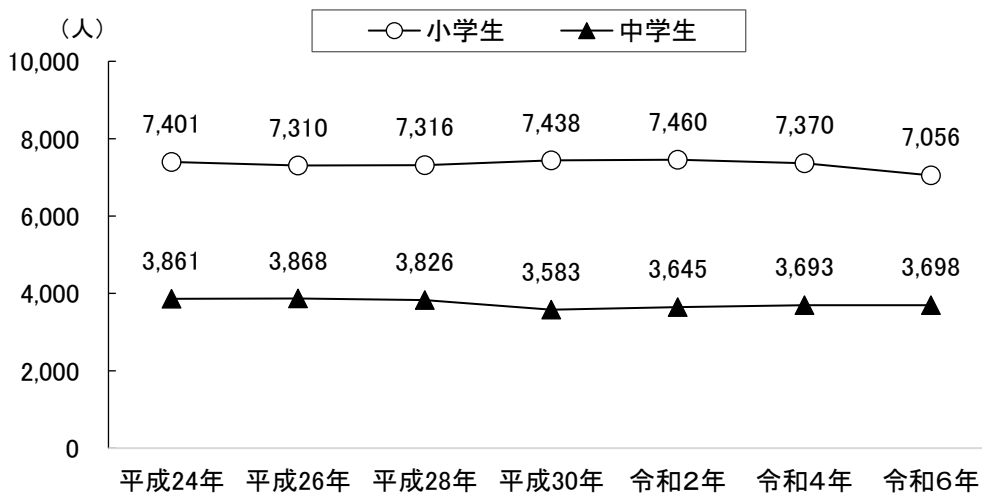


※資料：住民基本台帳  
 高齢化率は令和6年3月末現在  
 人口増減率は令和3年3月末～令和6年3月末

(3) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数の推移は以下のとおりで、令和2年以降、小学生は減少傾向にあります。

■児童・生徒数の推移

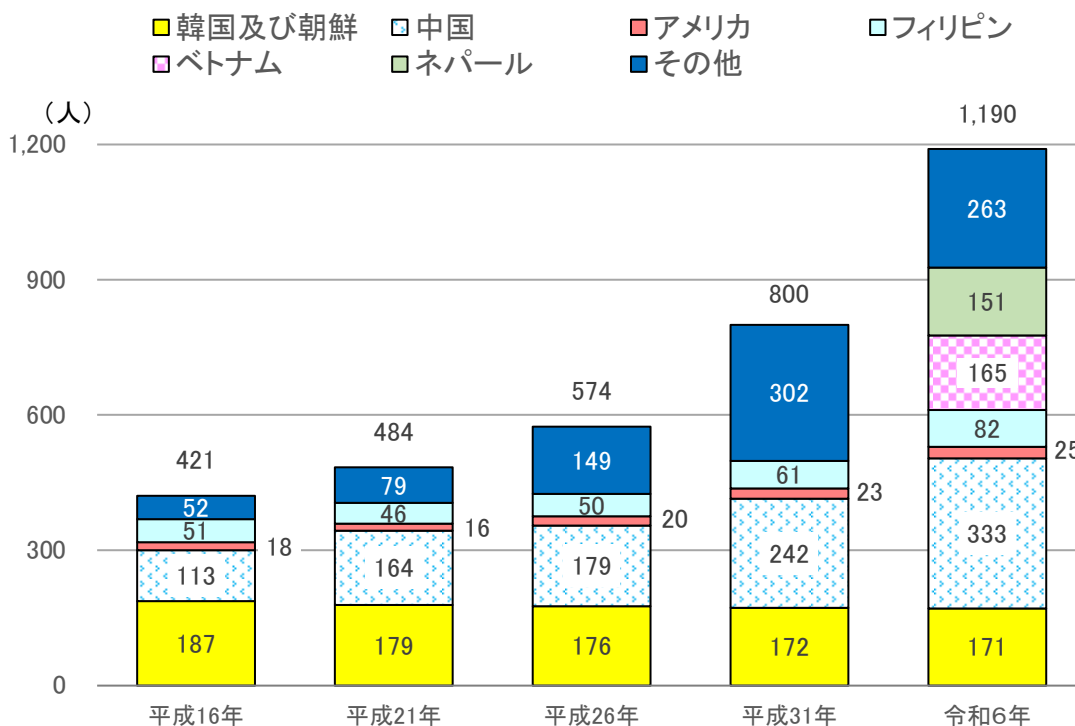


資料：学校基本統計（各年5月1日現在）

(4) 外国人登録人口の推移

本市における外国人登録人口は増加傾向にあり、令和6年3月末現在、1,190人となっています。

■外国人登録人口の推移



※令和5年以前は、ベトナム、ネパールのデータなし 資料：住民基本台帳（各年3月末現在）



## 2 世帯数の推移

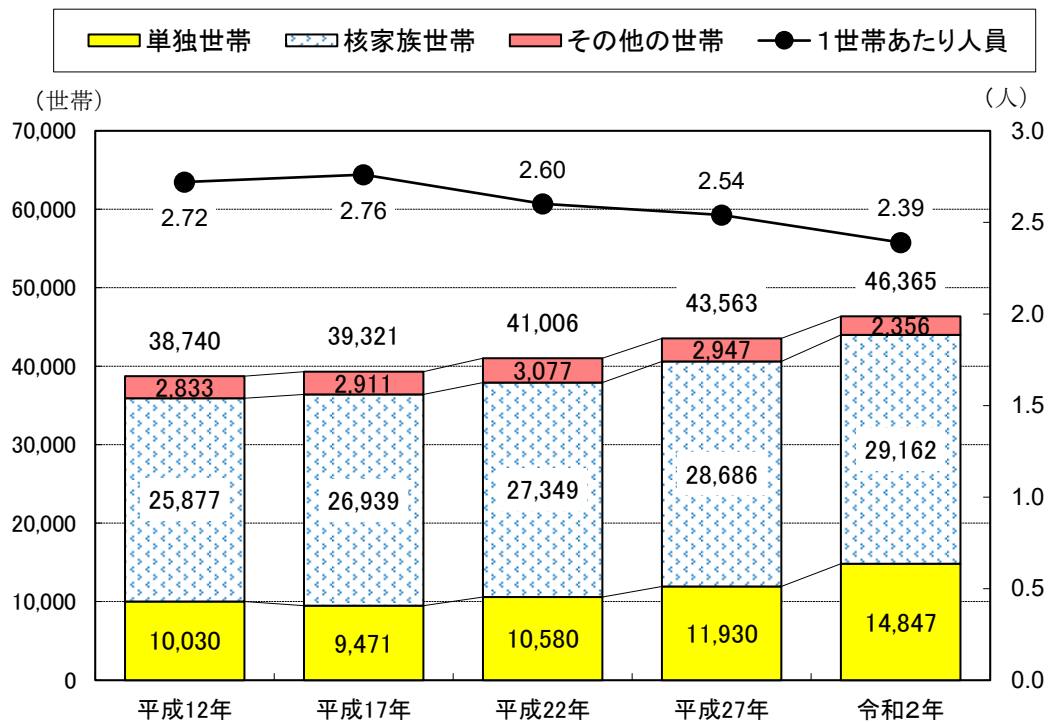
### (1) 一般世帯数の推移

平成12年からの20年間の一般世帯数(総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの)の推移は下図のとおりで、一貫して増加傾向にあります。

核家族世帯の増加は続いています。平成22年以降、三世帯家族等その他の世帯は減少傾向にあり、単独世帯の増加率が高くなっています。

また、単独世帯の増加、三世帯家族等その他の世帯の減少により、1世帯あたりの人員数は減少が続いており、令和2年は2.39人となっています。

#### ■一般世帯数の推移



(各年10月1日現在)

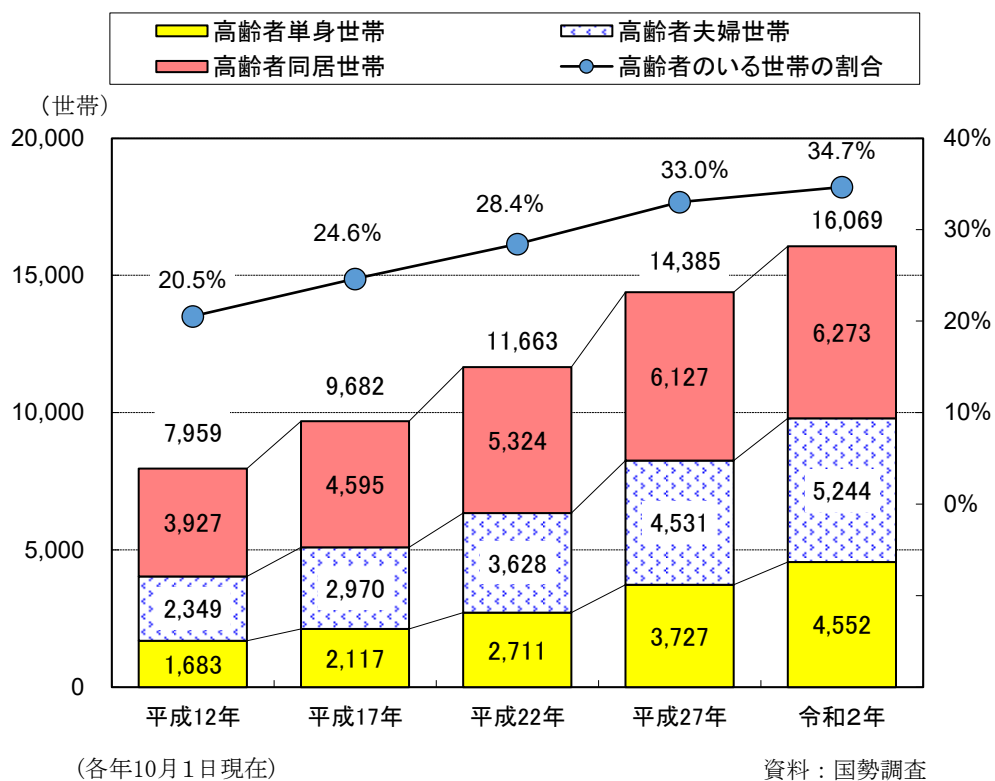
※1世帯あたりの人員：総人口/一般世帯数

資料：国勢調査

## (2) 高齢者世帯の推移

高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯数は増加の一途をたどり、一般世帯に占める割合も上昇を続けています。特に高齢者単身世帯数は、平成12年からの20年間で2.7倍に増加しています。

### ■高齢者世帯数の推移



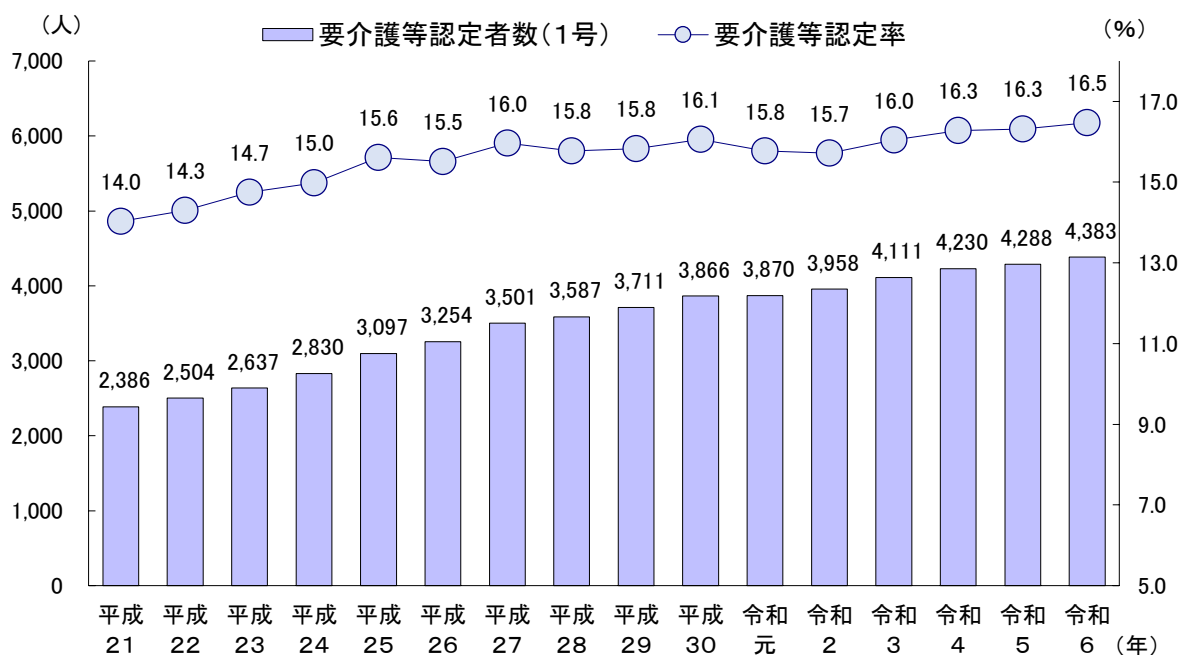
### 3 要介護者の状況

#### (1) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

本市における要介護等認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和6年9月末現在4,383人となっています。

一方、要介護等認定率は、平成30年から令和2年にかけて一時やや低下していましたが、その後再び上昇傾向に転じ、令和6年は16.5%となっています。

#### ■要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）

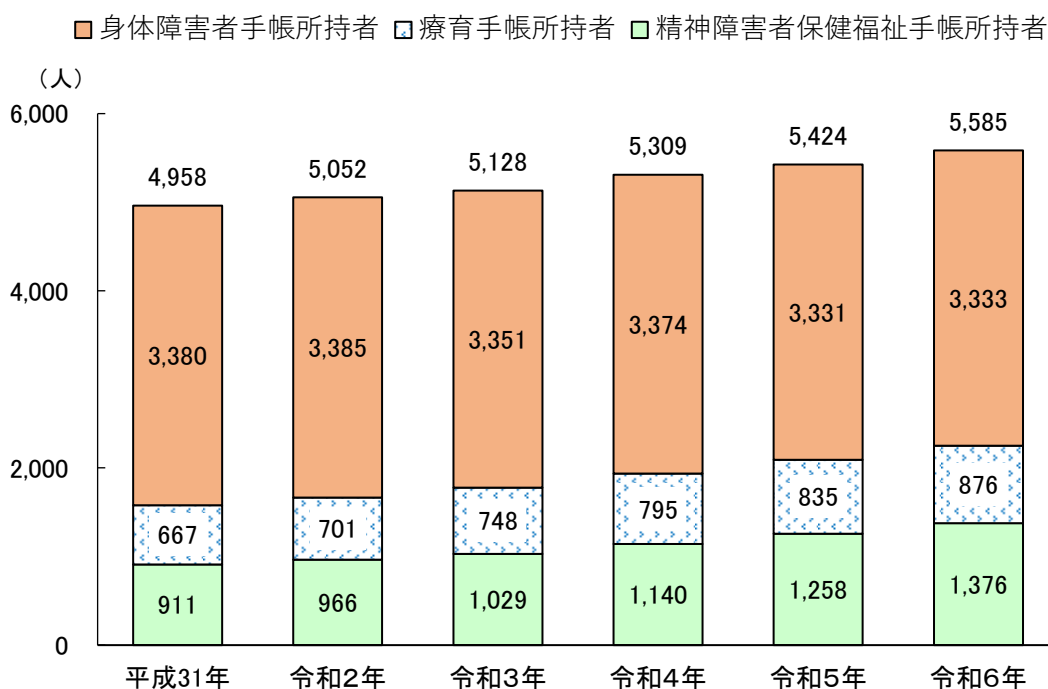
(2) 障害者手帳所持者の状況

平成31年以降の各種障害者手帳所持者数の推移は以下のとおりで、身体障害者手帳所持者数は年によるばらつきが見られますが、概ね横ばい傾向にあるのに対し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

令和6年3月末の身体障害者手帳所持者数は3,333人、療育手帳所持者数は876人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,376人となっています。

なお、このほかにも手帳を所持していない発達障がい者や難病患者等、障害福祉サービスの対象となる要援護者は少なくありません。

■ 障害者手帳所持者数の推移



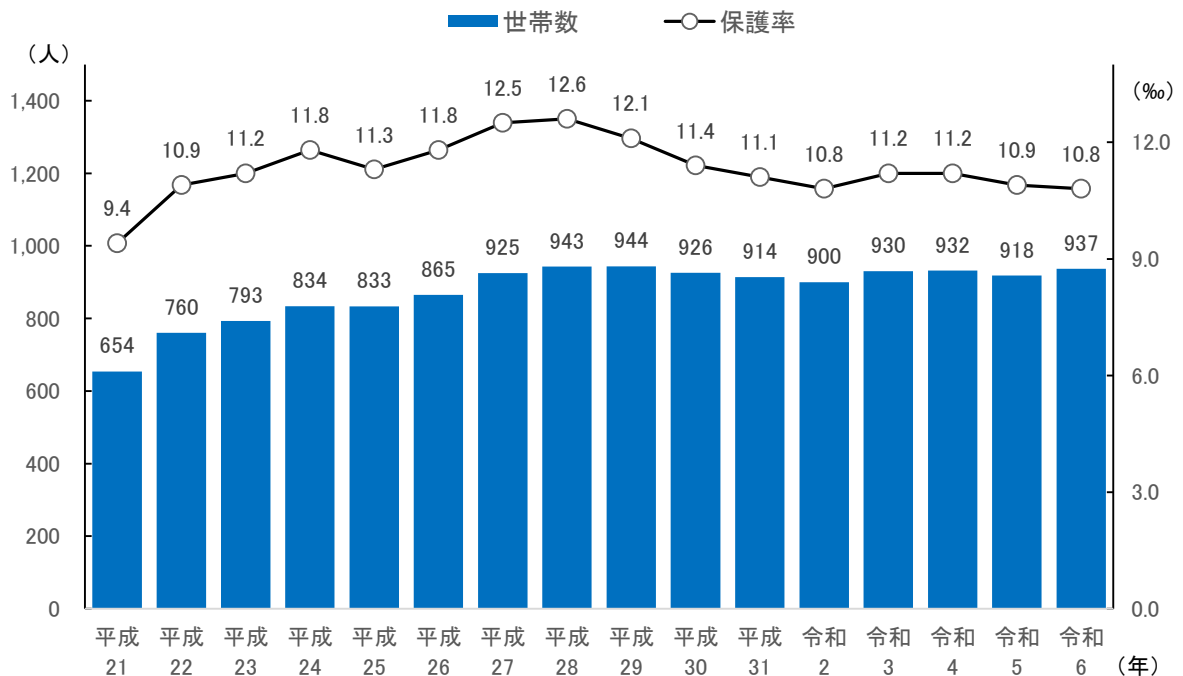
資料：春日市（各年3月末現在）

## 4 生活保護世帯の状況

平成29年まで増加傾向にあった本市における生活保護世帯数は、その後令和2年まで緩やかに減少していましたが、令和2年から3年にかけて再び増加し、その後は横ばい傾向となっています。令和6年4月1日現在の生活保護世帯数は937世帯となっています。

一方、保護率は平成28年をピークに令和2年までは低下傾向にありましたが、その後やや上昇に転じた後、令和5年以降は再び低下し、令和6年は10.8%と、令和2年の水準に戻っています。

### ■生活保護世帯数の推移と保護率の推移



資料：春日市（各年4月1日現在）

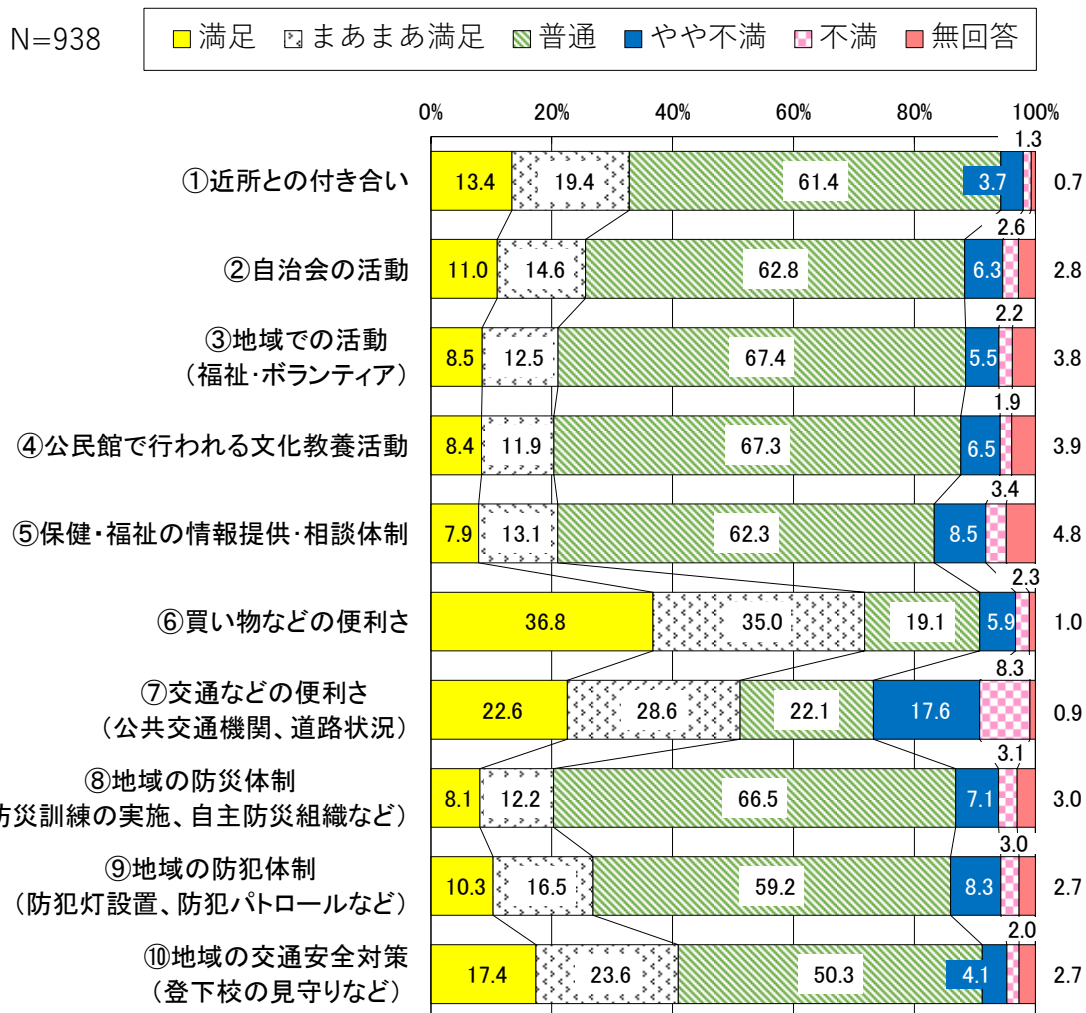
## 5 アンケート調査結果に見る地域の生活課題等

### (1) 地域の暮らしやすさについての満足度

地域の暮らしやすさについて尋ねたところ、「満足」「まあまあ満足」の割合が最も高かったのは「買い物などの便利さ」(71.8%)で、「交通などの便利さ(公共交通機関、道路状況)」(51.2%)がそれに続いています。

ただし、「交通などの便利さ」については、「やや不満」「不満」の割合も25.9%と最も高く、居住地区による満足度の差が目立っています(次ページのグラフ参照)。

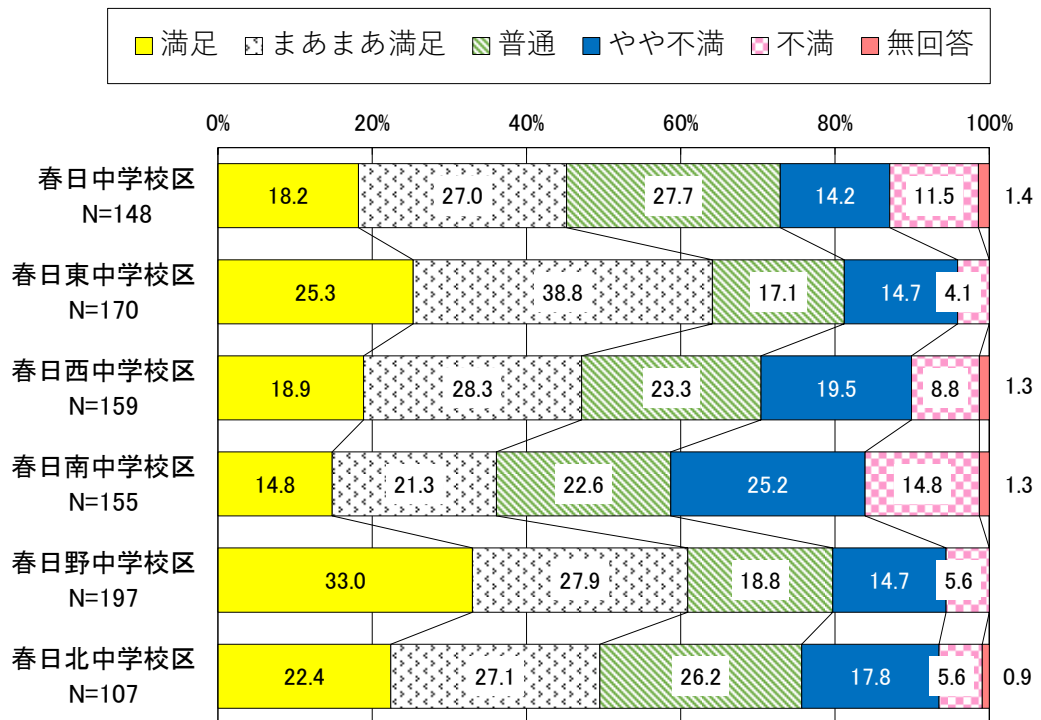
### ■地域の暮らしやすさについての満足度



※N = 回答者数

※回答割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

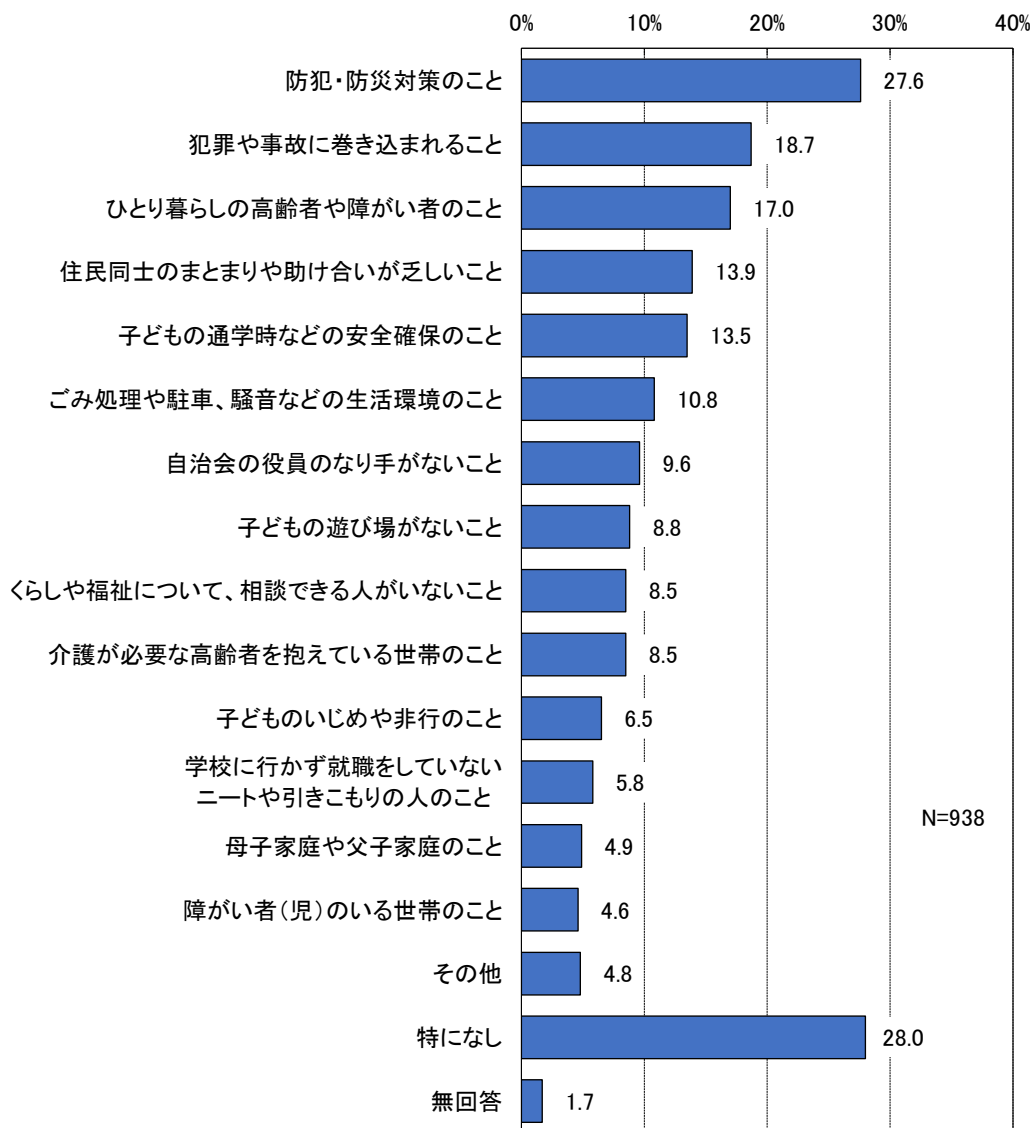
■交通などの便利さについての満足度（居住中学校区別）



(2) 地域のことで「気になっている」と感じている問題

地域のことで「気になっている」と感じている問題については、「防犯・防災対策のこと」が27.6%と最も多く、以下、「犯罪や事故に巻き込まれること」(18.7%)、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者のこと」(17.0%)、「住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと」(13.9%)、「子どもの通学時などの安全確保のこと」(13.5%)と続いています。

■地域のことで「気になっている」と感じている問題



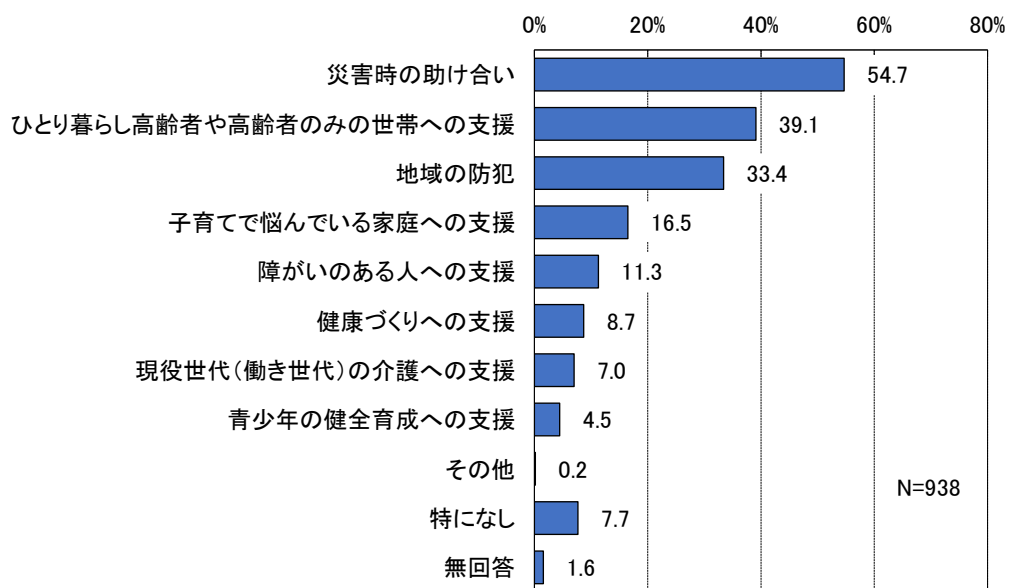


(3) 住民同士で助け合う協力関係が必要だと考える地域生活上の問題

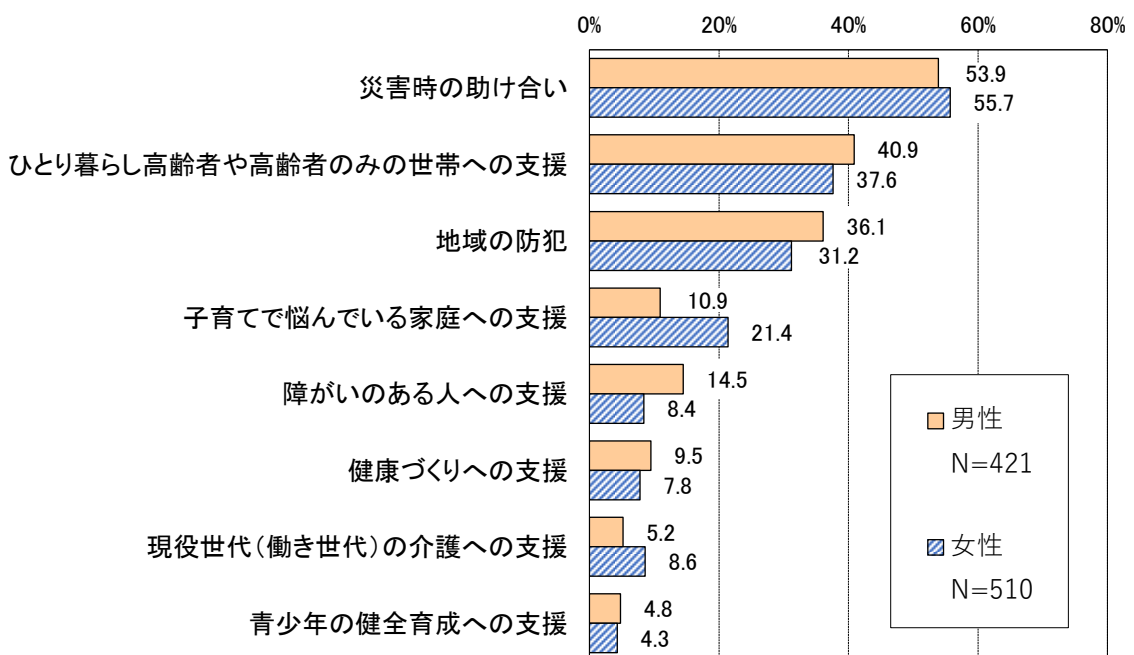
地域における暮らしの中で起こる生活上の問題に対して、住民同士で助け合う協力関係が必要だと考えることについては、「災害時の助け合い」が全体の54.7%と最も多く、以下、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援」(39.1%)、「地域の防犯」(33.4%)と続いています。

また、男女別に見て回答割合に最も差が見られたのは「子育てで悩んでいる家庭への支援」で、男性(10.9%)よりも女性(21.4%)の方が10.5ポイント高い割合となっています。

■住民同士で助け合う協力関係が必要だと考える地域生活上の問題



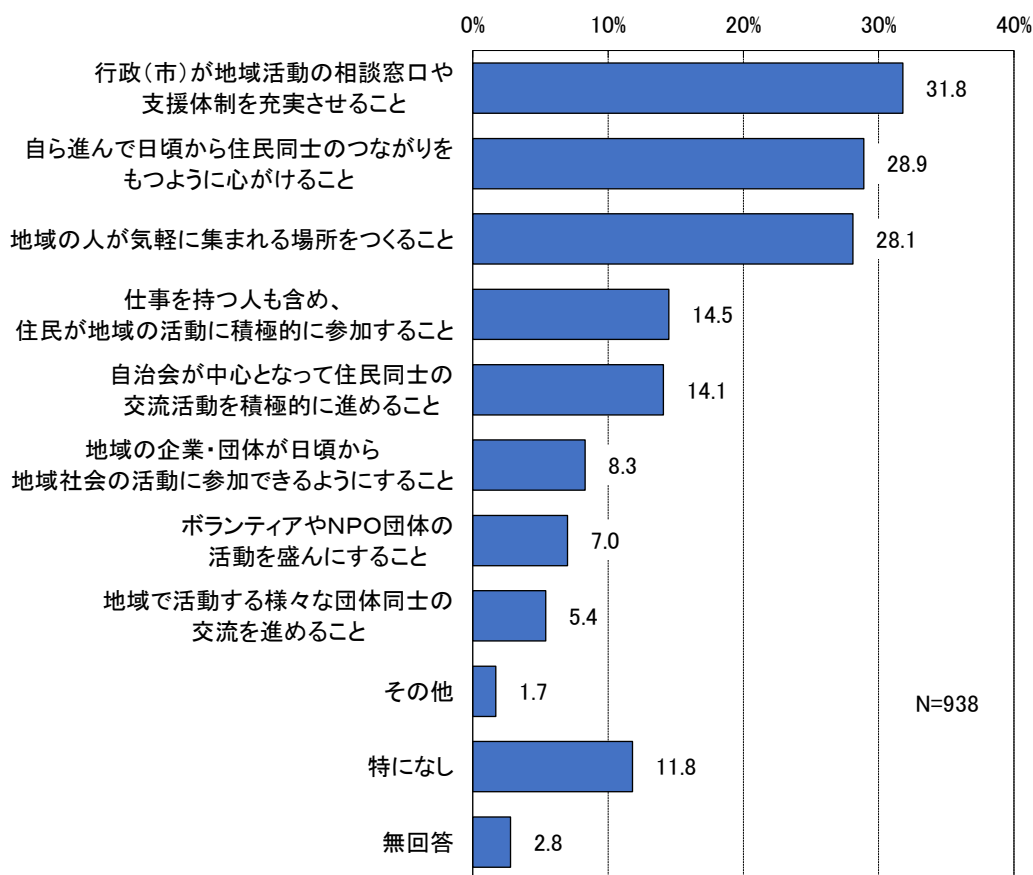
■住民同士で助け合う協力関係が必要だと考える地域生活上の問題 (男女別)



(4) 住民同士が協力して地域社会の問題に対応するために必要だと考えること

住民同士が協力して地域社会の問題に対応するために必要だと考えることについては、「行政(市)が地域活動の相談窓口や支援体制を充実させること」が31.8%と最も高い回答割合となっており、以下、「自ら進んで日頃から住民同士のつながりをもつように心がけること」(28.9%)、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくること」(28.1%)と続いています。

■住民同士が協力して地域社会の問題に対応するためには何が必要か



## 第 3 章

### 計画の基本的な考え方

---



## 1 前計画の総括

前計画では、地域福祉に関するアンケート調査や福祉関係団体等ヒアリング調査で出された地域の課題を踏まえ、以下の4つの基本目標を掲げ、施策の体系化を行っていました。

### [前計画の基本目標]

- 1 顔の見える支え合いの仕組みづくり
- 2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり
- 3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり
- 4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

前計画期間中、新型コロナウイルス感染症拡大による地域福祉活動への大きな逆風による停滞はあったものの、市では、市社会福祉協議会と連携し、地域住民の地域福祉への関心や意識を高めるための啓発や地域における交流・ふれあいの促進に努めるとともに、サロン活動やひとり暮らし高齢者等を対象とする見守りをはじめとする地域支え合い活動(令和4年度からは「ご近所のつながり活動」)など、地域における支え合いの促進を図ってきました。

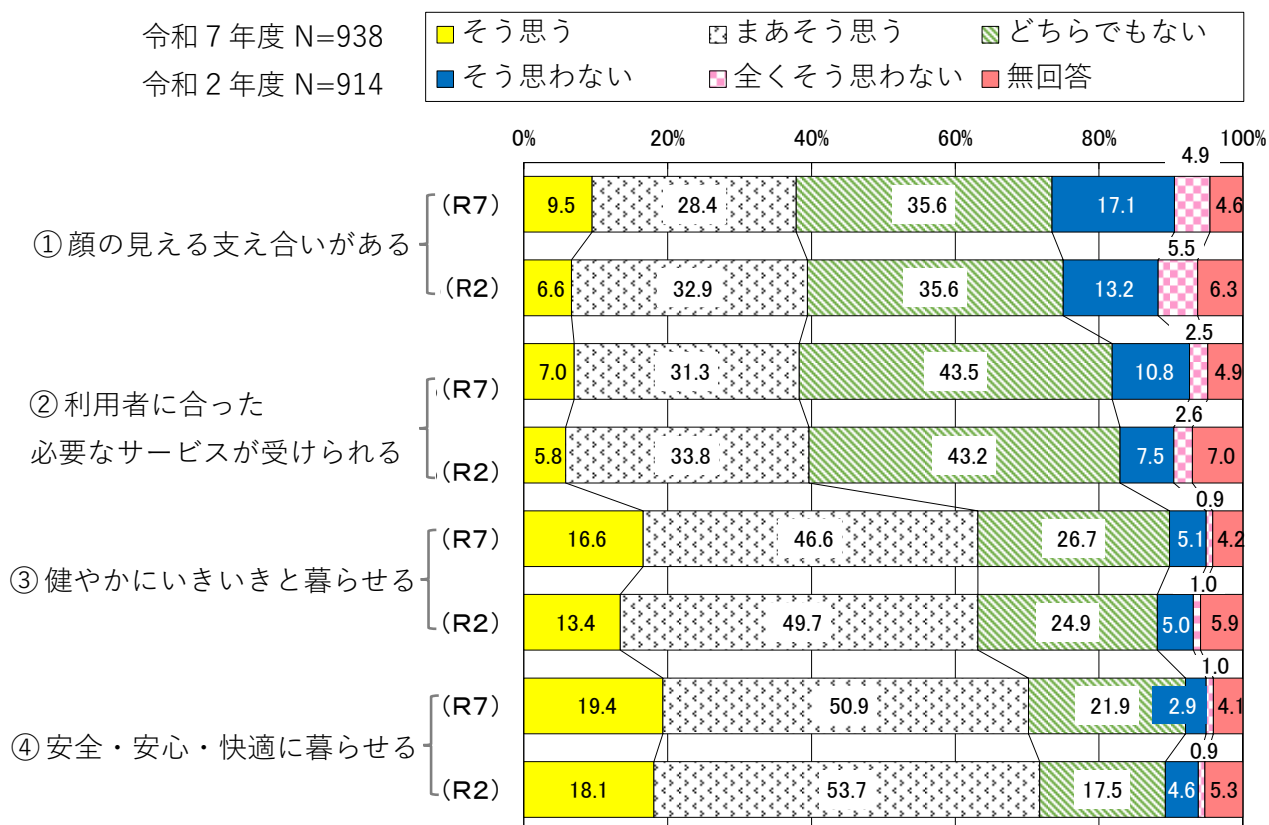
しかし、上記基本目標4項目に関する住民の地域に対する感じ方は、前計画策定時とあまり変わっておらず(次ページのグラフ参照)、前計画策定時に存在した地域の生活課題は、5年経った今も現実に存在し続けています。しかも、その中には今後少子高齢化が進展することにより、さらに深刻化することが予想されるものも少なくありません。さらに、ひきこもりや、ストレス社会が生み出すところの病の問題、格差社会が生み出す生活困窮者やこどもの貧困の問題など、比較的新しい生活課題への対応も考える必要があります。障害者差別解消法等で注目される差別解消への取組も、地域共生社会の実現を目指す上で、避けては通れない課題となっています。そして、こうした現状は、生活課題の解決や地域福祉推進の難しさとともに、その必要性と重要性を改めて私たちに認識させるものでもあります。

本計画では、前計画期間中の地域福祉活動の輪を途切れさせることなく、さらなる拡大を図るとともに、社会情勢の変化等による比較的新しい地域の生活課題にも対応できる地域づくりを進め、地域共生社会の実現を図る必要があります。

なお、前計画には、個々の施策や事業、さらには家庭や地域での取組の積み重ねによって、本市における地域福祉環境を計画の目標年度までにどのように変えていくのか、またどの程度成果があったのか、を検証するという視点で、複数の評価指標と目標値を設定していました。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」など、事業実施に支障を来すものもあり、また、目標値の設定にあたっては、計画の目標(めざす姿)をみんなでわかりやすく共有するという機能を重視したため、目標を達成した項目は25項目中3項目のみ(評価不能1項目あり)となっていますが、今回の達成状況(次ページ参照)を踏まえ、今後の地域福祉の推進のあり方を定める必要があります。

■現在の居住地についてどう感じているか（令和2年度調査結果との比較）



資料: アンケート調査結果

## 前計画の評価指標と数値目標の達成状況一覧

区分	評価指標	基準値 (R2年度)	実績値 (R7年度)	傾向	目標値 (R7年度)
基本目標1	「たまに立ち話をする程度」以上の近所づきあいをしている市民の割合	40.7%	38.6%	↘	60.0%
	世代間交流事業を実施している地区の割合	100.0% (35地区)	100.0% (35地区)	○	100.0% (35地区)
	自治会加入世帯率	74.4%	70.4%	↘	76.0%
	「ふれあい・いきいきサロン」を設置している地区の割合	100.0% (35地区)	100.0% (35地区)	○	100.0% (35地区)
	「子育てサロン」を設置している地区の割合	91.4% (32地区)	82.9% (29地区)	↘	100.0% (35地区)
	安心生活創造事業(ご近所のつながり活動)の認知度	15.0%	23.1%	○	20.0%
	近所の人に何か頼まれ、お手伝い(手助け)したことがあると回答した市民の割合	30.1%	23.9%	↘	50.0%
	暮らしの中でおこる生活上の問題で、高齢者や障がい者に対して住民同士で協力することが必要と答えた市民の割合	42.8%	43.1%	→	80.0%
	地域の活動に参加している市民の割合	67.6%	64.6%	↘	80.0%
	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会や制度の支えがあると答えた市民の割合	57.1%	48.7% (R6年度)	↘	70.0%
育児不安を解消し、子育てを楽しく余裕を持って行うことができる地域社会や、制度の支えがあると回答した市民の割合	59.2%	49.7% (R6年度)	↘	70.0%	
基本目標2	保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	19.4%	21.0%	→	30.0%
	民生委員・児童委員の定数(121名)に対する割合	92.6% (112名)	89.3% (108名)	↘	100.0%
	住民参加型在宅福祉サービスの利用件数 (市社会福祉協議会事業)	2,226件 (R元年度)	1,530件	↘	2,300件
	福祉あんしんセンターへの相談件数 (市社会福祉協議会事業)	376件 (R元年度)	334件	↘	380件

区分	評価指標	基準値 (R2年度)	実績値 (R7年度)	傾向	目標値 (R7年度)
基本目標3	いつまでも健康で過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防に取り組むことができる地域社会や制度の支えがあると回答した市民の割合	70.1%			75.0%
	地域の活動に参加している60歳以上の割合	68.1%	64.1%	↘	80.0%
	高齢者が社会参加する機会が多く、高齢者の多くが生きがいを感じて活動していると答えた市民の割合	66.6%	57.2% (R6年度)	↘	70.0%
	生活困窮者自立相談支援窓口における相談件数	157件 (R元年度)	186件 (R6年度)	↗	310件
基本目標4	地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	20.4%	20.3%	→	50.0%
	災害時の避難場所を「知っている」市民の割合	73.9%	72.6%	→	90.0%
	自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」市民の割合	23.4%	21.7%	→	50.0%
	ご近所のつながりカード(旧地域支え合いカード)の登録率	34.5% (1,342人)	28.5% (1,079人)	↘	50.0%
	地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	20.6%	26.8%	↗	50.0%
	歩道が整備されており、歩きやすく快適であると回答した市民の割合	43.1%	45.0% (R6年度)	→	60.0%

★傾向欄…「○」：目標達成、「↗」：2ポイント以上改善、「→」：横ばい、「↘」：2ポイント以上悪化

※基本目標3「いつまでも健康で過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防に取り組むことができる地域社会や制度の支えがあると回答した市民の割合」の令和7年度実績値は、「春日市総合計画基本計画策定に関するアンケート調査」において当該設問を削除していたため、現状値は把握できていません。





新しい包括的支援体制(全世代・全対象型地域包括支援)を実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援(対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成など)を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討していきます。

また、地域包括支援体制の構築を進めるにあたっては、個々人の持つニーズのすべてを行政が満たすという発想に立つのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成していくことが重要です。本市では、地域のことを自ら守るために行動し、助け合いを強めていく住民・関係者と、包括的なシステムの構築に創造的に取り組む行政とが協働することによって、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を創造していきます。

## 4 計画の基本目標

計画の基本理念「みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが」を実現するために、前計画と同様、次の4つの基本目標を掲げました。

### [本計画の基本目標]

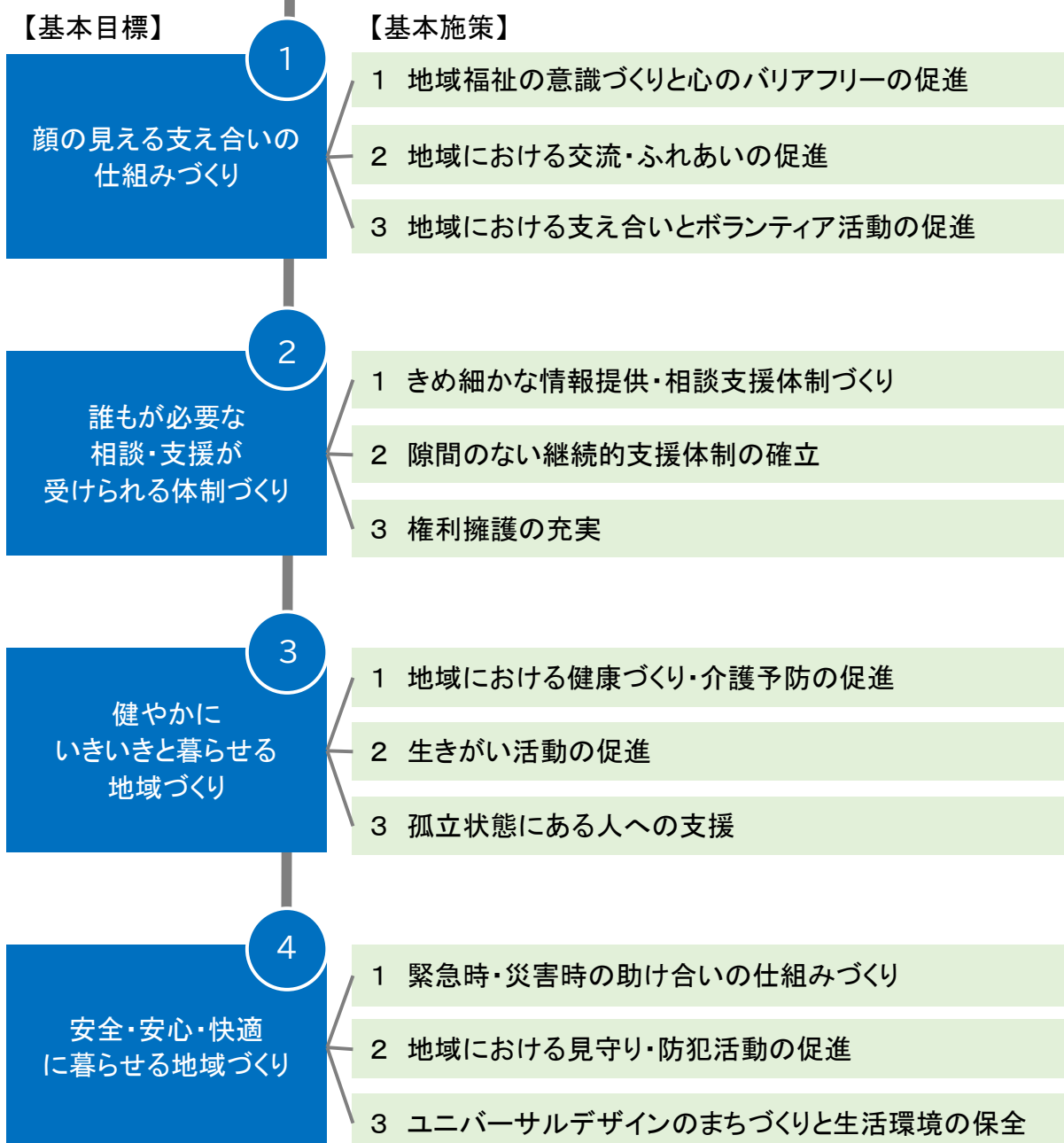
- 1 顔の見える支え合いの仕組みづくり
- 2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり
- 3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり
- 4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

## 5 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取組項目を設定し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにします。

## 【基本理念】

みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが  
～地域共生社会の実現を目指して～





## 第 4 章

### 基本目標ごとの取組

---



## 基本目標 1 顔の見える支え合いの仕組みづくり

私たちの身の回りには、地域での見守りが必要な認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加、地域のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足、虐待や社会的孤立の存在といった多様な地域課題があります。また、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が地域に暮らしています。それら地域課題や困り事は住民一人ひとり異なり、また、当事者のライフスタイルも様々であることから、必要とする福祉ニーズも住民一人ひとり異なります。

そこで、私たちの身近な地域で「顔が見える関係」をつくりあげ、お互いの必要な情報を共有できる仕組みをつくっていくことで、様々な地域課題や困りごとの解決につなげていくことが必要です。

本市では、地域共生社会を実現するため、「地域福祉の意識づくりと心のバリアフリー」「地域における交流・ふれあい」を促進することにより顔の見える関係をつくり、身近な「地域における支え合いとボランティア活動」の促進を図ることで、地域課題や困りごとの解決につなげていきます。

### 1 地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進

#### (1) 現状と課題

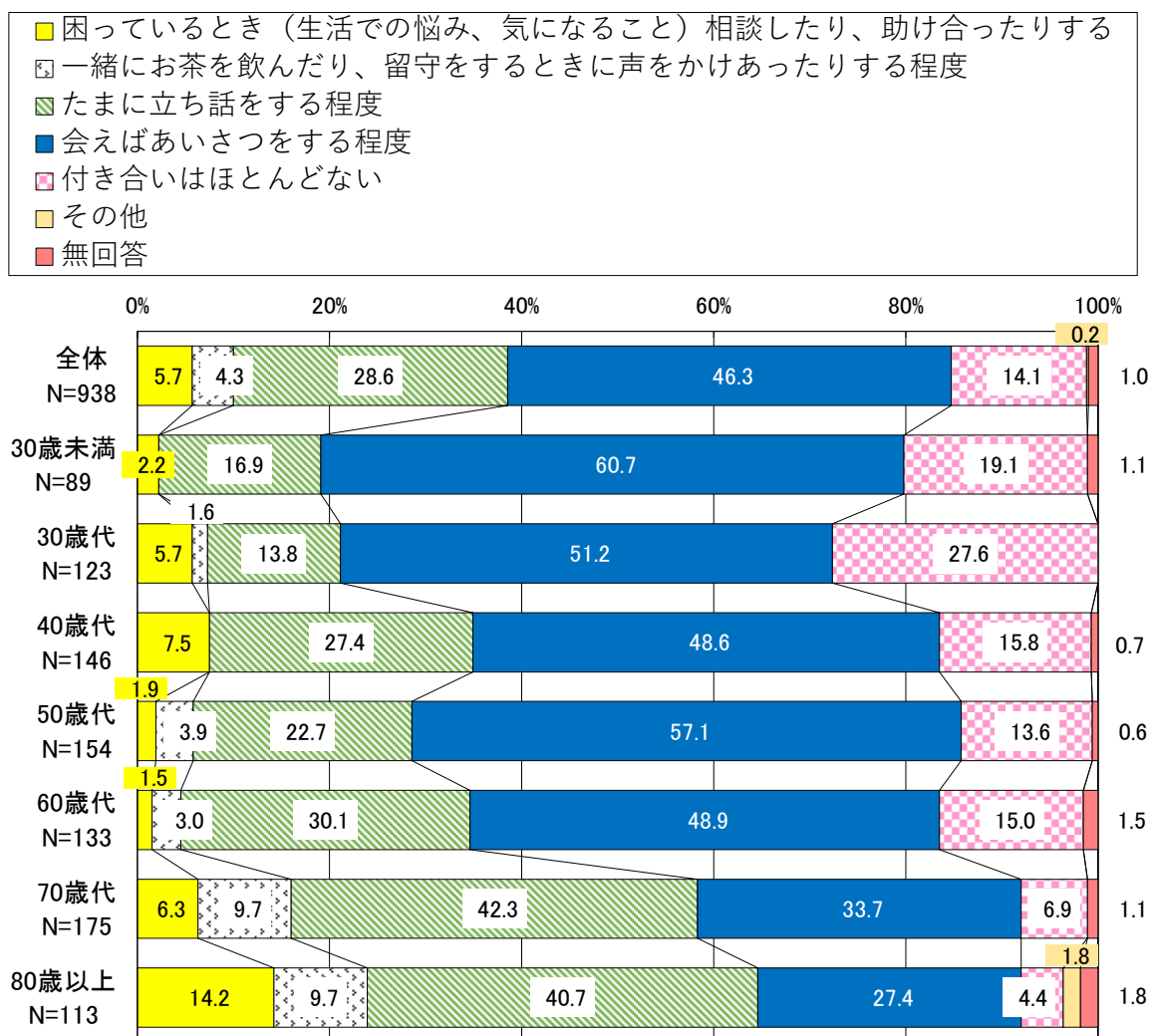
地域における支え合いの仕組みづくりを促進するためには、住民の地域意識(地域に関心を持ち、地域のことを知る)を高め、福祉意識(社会全体で支え合うという考え方)を醸成する必要があります。市では、住民を対象に、隣近所との関わりの重要性についての再認識を促し、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への参加促進を図ってきました。残念ながら「たまに立ち話をする程度」以上の近所づきあいをしている市民の割合(P34図4-1参照)も、自治会の世帯加入率も5年前に比べ低下していますが(P27参照)、大半の住民は、地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思っていることがうかがえます(P23参照)。地域住民が地域の生活課題に対して、「他人事」ではなく「地域に暮らすみんなの問題」として考え、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、引き続き地域福祉の意識づくりを推進していく必要があります。

また、地域には様々な人が暮らし、全ての人が自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を有しています。しかし、一方で性別による不利益な扱いや暴力、子どもへの虐待やいじめ、高齢者虐待、障がい者への偏見や差別などがあり、社会的な問題となっています。

さらに、外国人、性的少数者、失業者、ひきこもり状態にある人、自殺者・自死遺族等に対する偏見や差別等の問題もあります。

本計画では、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、住民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合い助け合える地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて推進していかなければなりません。すべての人々から「心の壁」を取り除き(心のバリアフリー)、地域共生社会の理念の浸透を図るため、引き続き、幼少期からの人権教育・福祉教育と各種広報媒体を活用した啓発・広報活動に取り組む必要があります。

■ 図 4-1 日頃、近所の人とどのようなお付き合いをしているか



資料:アンケート調査結果



## (2) 今後の取組

### ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
1	地域福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行います。</li> <li>・地域活動の主体である自治会への加入促進を図り、地域福祉の意識づくりを推進します。</li> </ul>
2	人権教育・啓発の推進	小中学校において人権教育を実施するとともに、高齢者・障がい者・外国人・性的少数者等、様々な立場の人との交流や学習、啓発を図り、人権尊重のための姿勢や知識を養います。
3	地域活動等を通じた支え合い意識の醸成	地域における見守り・支え合い活動、サロン活動、地域の行事などに子どもから高齢者まで様々な住民の参加を促進する中で、住民相互の助け合いの心を育みます。

### ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民同士がお互いに助け合う意識づくりができるように福祉の情報を発信します。
- 多種多様な人たちが、お互いを理解しあえるような環境を作ります。
- 住民一人ひとりが自分の地域の福祉に関心を持ち、支え合いに参加できる地域づくりを支援します。
- 地域共生社会の実現のために制度・分野を越えて包括的な支援体制を目指すため、社会福祉協議会内部の連携と、各分野の関係機関との協働に取り組みます。
- 小中学生や地域住民に福祉教育を推進し、体験や当事者の話を通して多様な価値観・立場を理解する機会を設けます。

### ③地域住民・団体ができること

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めます。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- 地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めます。

#### ④福祉事業者等ができること

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス事業内容の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者等が、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供等参加支援に努めます。
- 高齢者や障がい者の疑似体験講座等、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障がい福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。

#### (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
自治会加入世帯率	70.4%	↗
地域の活動に参加している市民の割合	64.6%	70%

## 2 地域における交流・ふれあいの促進

### (1) 現状と課題

地域の支え合いの基礎となる近所付き合いの希薄化が進む中、隣近所や地域との関わりを持ってないまま地域に対する関心が薄れてしまっているのであれば、まずは地域に関わりを持つきっかけをつくったり、交流できる機会を持ったりしながら、互いに支え、支えられる関係づくりを少しずつでも築いていくことが大切です。

本市では、地域における住民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、住民が気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実に努めてきました。また、市社会福祉協議会においても、高齢者の「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」、「コミュニティカフェ」など、交流・ふれあいの場の充実に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、一部、中止を余儀なくされた事業やイベントもありましたが、コロナ収束後、以前の状況に戻っており、今後も引き続き、交流・ふれあい活動の促進・充実を図る必要があります

### (2) 今後の取組

#### ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
4	交流・ふれあい事業の拡充	高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
5	住民の交流に関する情報提供	住民の交流の現状や情報等を広報紙や市のウェブサイト、LINE 等を通じ広く伝え、交流を促進します。
6	交流の場の提供	地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる場づくりに努めます。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

---

- これまでの交流、ふれあいの場とされていた「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」や「コミュニティカフェ」において運営上の課題を整理し、今後も継続していくための方法や新たな運営方法を検討します。
- 社会福祉センターを住民福祉活動の拠点として安全・安心、快適に地域の誰もが気軽に交流・活動が出来る場所とします。
- 住民同士が気軽に集える居場所づくりを支援します。
- お互いさまの活動を啓発し、促進します。
- 様々な活動の拠点や社会資源等と連携を図り、NPO 法人や企業等による交流・ふれあいを促進します。
- 地域の福祉推進委員との情報交換を行い、地域における交流・活動の促進を支援します。

## ③地域住民・団体ができること

---

- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくれます。
- 地域の行事において、参加者と運営者との顔の見える交流を推進し、行事の活性化、担い手の確保に努めます。
- 子育ての当事者は、子育てサロンや子育てサークルに参加するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。
- 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえるよう努めます。
- 地区の公民館等を地域の交流の場として活用していきます。

## ④福祉事業者等ができること

---

- 学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。
- 福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。
- 様々な機会を通じて、自治会への加入を勧めます。

## (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
世代間交流事業を実施している地区の割合	100% (35地区)	100% (35地区)
「ふれあい・いきいきサロン」を設置している地区の割合	100.0% (35地区)	100.0% (35地区)

### 3 地域における支え合いとボランティア活動の促進

#### (1) 現状と課題

地域福祉においては、地域の要配慮者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう地域の支え合いの仕組みづくりを行うことが大きなテーマとなっています。本市では、既にすべての自治会が主体となり、市や市社会福祉協議会と共に安心生活創造事業(ご近所のつながり活動)に取り組んでおり、市民の認知度も23.1%と、5年前に比べ8.1ポイント上昇しています(P27参照)。

また、高齢者福祉分野においては、市社会福祉協議会に委託して協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置を実施し、自治会、シニアクラブ、ボランティア団体やNPO法人、民間企業等多様な主体と連携し、生活支援・介護予防の体制整備に取り組んでいます。今後は、支援の対象を高齢者以外にも広げ、住民に異変があった時の早期発見のみならず、生活上の困難を抱える人の発見のための活動を段階的に強化するとともに、地域課題の抽出やその解決策について住民同士で話し合える場をつくっていく必要があります。

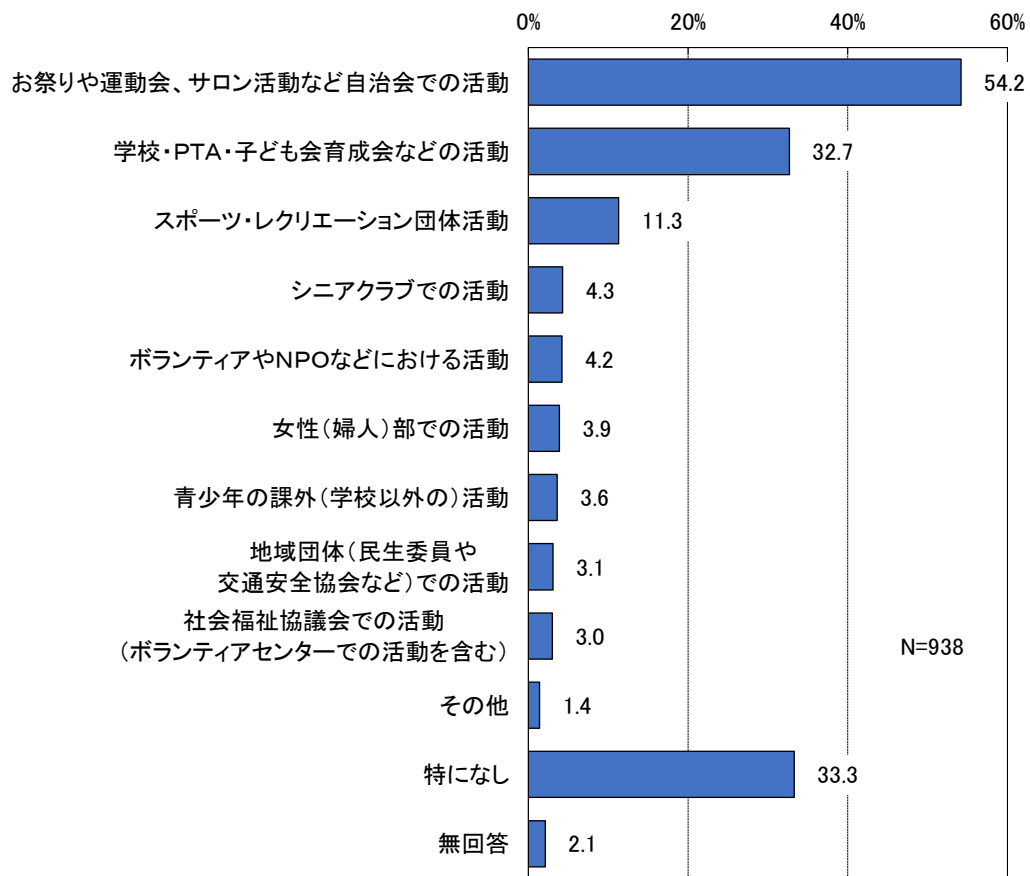
一方、ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材を育成し担い手を増やしていく必要があります。

市社会福祉協議会では「かすがボランティアセンター」を設置し、市民のボランティア活動への参加促進と支援に取り組んでおり、令和7年3月末現在、センターに登録しているボランティア団体は98団体(1,208人)、個人登録は393人となっています。

アンケート調査結果によると、参加したことのある活動として「ボランティアやNPOなどの活動」を回答した人は4.2%と低い割合となっています(P42図4-2参照)が、自治会やシニアクラブの活動等、地域活動はその多くが実質的にはボランティアであり、ボランティアをしているという認識はなくても、地域活動に参加することによってボランティアを実践している人は少なくありません。また、地域活動やボランティア活動への今後の参加意向についても「参加したくない」と無回答を除く63.4%は何らかの活動への参加意向を示しています(P42図4-3参照)。

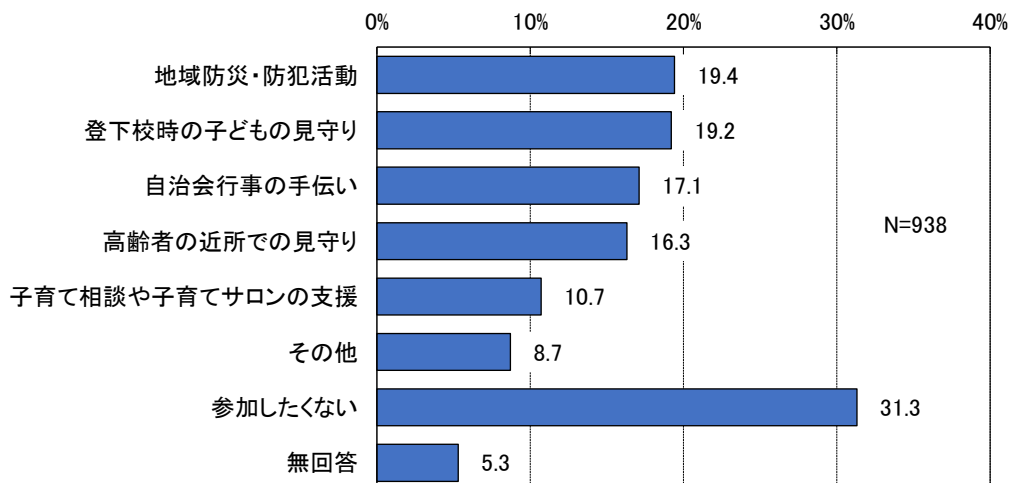
今後も引き続き、市社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成する必要があります。

■ 図 4-2 参加したことがある地域活動



資料: アンケート調査結果

■ 図 4-3 今後次のような地域活動やボランティア活動に参加したいと思うか



資料: アンケート調査結果

(2) 今後の取組

①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
7	地域コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における支え合いの基礎となる地域コミュニティ活動の活性化を図ります。</li> <li>・地域活動の担い手の確保に努めます。</li> </ul>
8	生活支援体制整備事業※の推進	<p>生活支援コーディネーターを中心に、社会資源の発掘や地域における助け合いの仕組みづくりに取り組みます。また、様々な関係機関とのネットワーク構築を図ります。協議体※を継続的に実施し、地域課題の整理及び関係機関での共有、課題解決への取組の検討を行います。</p> <p>(「春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画」より引用)</p>
9	地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり	国が推進する重層的支援体制整備事業※の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。
10	民生委員・児童委員活動の充実	民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。
11	ボランティア活動に関する情報の収集・提供	ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
12	学校教育におけるボランティア活動の継続実施	学校教育におけるボランティア活動の継続実施により、児童、生徒のボランティアについての理解を深めます。
13	住民参加による協働のまちづくりの推進	自治会やボランティア団体・有志団体が主体となって行う取組に対しての支援を継続し、住民参加型事業の充実を図り、協働のまちづくりを推進します。

※生活支援体制整備事業とは

ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体によって、高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスが提供できる体制を構築することを目的とし、生活支援コーディネーターが中心となって、社会資源の発掘や地域における生活支援のネットワーク構築を図るものです。(「春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画」より引用)





## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

---

- ご近所のつながり活動の中で近所の人を気にかける活動を啓発し、関心をもってもらう取組を進めていきます。
- 地域の課題を自分ごととして考え、ときに支え、ときに支えられる「お互いさま」の関係を築き、地域の力で解決できるよう努めます。
- 多くの人がボランティア活動に触れる機会が持てるよう工夫します。
- 若い世代のボランティアの掘り起こしと育成に努めます。
- ボランティア活動者に対して、活動に対する助言・相談、フォローアップなどきめ細かに対応します。

## ③地域住民・団体ができること

---

- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気かけます。
- 頼まれごとをされた時に出来る範囲でお手伝いをします。
- 困りごとがあった時に近くにいる人に助けを求めます。
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に、支え手であることを意識します。
- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や自治会等の役割を理解し、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換を行います。
- 子どもたちが参加できるボランティア活動を推進し、様々な体験を通じた自己肯定感の向上を促すとともに思いやりの心を育てます。
- 地域の中の困りごとを地域の中で解決することが出来ないか検討します。
- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。

## ④福祉事業者等ができること

---

- 学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。
- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。
- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。

## (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
安心生活創造事業(ご近所のつながり活動)の認知度	23.1%	28%
地域に「顔の見える支え合いがある」と思っている市民の割合	37.9%	43%
ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数	98団体	108団体
ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数	393人	432人

## 基本目標 2 誰もが必要な相談・支援を受けられる体制づくり

これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを実施してきました。しかし、世帯全体として捉えると8050問題(80歳代の高齢者が50歳代のひきこもりの子どもの生活を支える問題)やダブルケア(子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)、要介護状態の家族の介護を担わざるを得ない子どもや若者(ヤングケアラー)など複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。

このように、地域課題が多様化、複雑化、複合化する中では、誰もが必要な相談・支援を受けられる体制づくりに努めることが大切です。本市では、「きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり」と「隙間のない継続的支援体制の確立」、さらには「権利擁護の充実」に取り組むことで、あらゆる地域課題に対応し、関係機関と連携し包括的に支援できる体制の整備を図ります。

### 1 きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

#### (1) 現状と課題

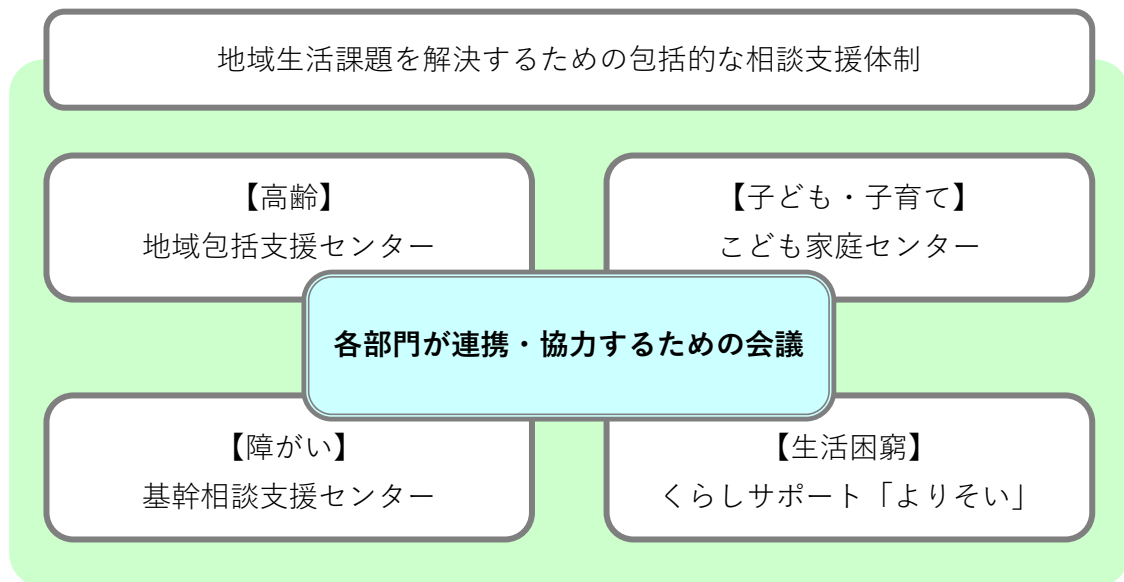
支援を必要とする人や世帯が、最適な福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、どこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのか、きちんと対応してくれる相談支援体制が必要です。

前計画では、「保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合」という評価指標を設定していましたが、市民の満足度は微増にとどまっています(P27参照)。

また、前計画では、相談機関連携会議を通して、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮の4つの相談機関間の情報共有を図り、複雑化、複合化した課題にも対応できる包括的支援体制の構築を図ってきました(P48図4-5参照)。さらに、市社会福祉協議会が中学校区ごとに配置しているコミュニティソーシャルワーカー等と情報共有を図ることで、国の重層的支援体制整備事業が求めるアウトリーチ等を通じた相談支援事業や参加支援事業の実施に向けた検討を進めています。

今後も、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター、くらしサポート「よりそい」等の多機関連携により、様々な相談を受け止めるとともに、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題(制度の狭間など)の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

■ 図 4-5 春日市の包括的相談支援体制（イメージ）



## (2) 今後の取組

### ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
14	情報提供の充実	広報紙への掲載や出前講座の開催等により、福祉制度やサービス提供の仕組み、さらにはサービス事業者の情報等、分かりやすい情報提供を継続していきます。
15	相談支援体制の強化	総合的、専門的かつ複合的な支援を必要とする事案に対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談支援体制の強化を図ります。
16	包括的相談支援体制の充実	複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、相談機関が連携した会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切な対応(サービス)が提供できるよう、包括的相談支援体制の充実を図ります。

No.	項目	取組の内容
17	重層的支援体制整備事業の推進	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するために、自治会、社会福祉協議会、介護サービス事業所、民生委員・児童委員など、多くの関係機関と協力して対応する体制を構築します。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民からの相談を受け、内容により複数の担当間でケース検討を行い、支援につなげます。
- 多種多様な人たちに合わせた、福祉に関する総合的な情報提供を行います。
- 幅広い相談に対応できるよう法律専門職やカウンセラー等の専門家との連携を取り、相談の場の提供を行います。
- 住民からのどこに相談すればいいかわからない、うまく言えない不安やお困りごとを様々な方法で受け付け、気軽に話せる環境・体制を作ります。
- 地域住民に関わりながら、相談を受け止める支援としてアウトリーチに努めます。

## ③地域住民・団体ができること

- 困りごとがあり、自分だけで解決できないときには誰かに相談します。
- 市の広報紙や市社会福祉協議会の広報誌の他、回覧板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。
- 地域住民、民生委員・児童委員や近隣の福祉施設などとの交流を通じて、地域情報の共有に努めます。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市相談窓口など関係機関に相談します。
- ご近所のつながり活動の担い手を確保して活動を推進することで、支援を必要としている住民の状況把握に努めます。

## ④福祉事業者等ができること

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、各種相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力を行い、多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。

## (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	21.0%	26%
民生委員・児童委員の定数(121名)に対する割合	89.3% (108名)	100%

## 2 隙間のない継続的支援体制の確立

### (1) 現状と課題

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複雑化・複合化すると、単独で解決することは困難な場合が多いため、地域住民と専門機関(相談支援機関など)が話し合いの場を持つなど、専門機関による支援や公的サービス(制度)に適切につながる仕組みを構築することが重要です。

しかしながら、閉じこもって誰とも会おうとしない、あるいは、自身が抱えている問題を改善する意欲を失い、支援の手を差し伸べようとしてもそれを拒否(セルフネグレクト)するなど、専門的な支援や公的サービスの利用に結びつかないといった課題もあります。

こうした課題に向き合うためには、既存の相談窓口や利用できるサービスをわかりやすく周知するだけでなく、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター、教育関係機関、くらしサポート「よりそい」等の多機関連携により、訪問(アウトリーチ)による支援を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり(本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援)を推進する必要があります。

また、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(参加支援、地域づくりに向けた支援など)も求められます。

さらに、地域ケア会議、生活支援体制整備事業における協議体、地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など、様々な視点から課題の把握に努め、住民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、市社会福祉協議会、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図るとともに、制度の狭間に対応する施策の検討などにも取り組む必要があります。

### (2) 今後の取組

#### ①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
18	支援関係機関の連携体制の確立(多機関協働)	複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する重層的支援会議を設置し、連携体制を確立します。



No.	項目	取組の内容
19	アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進	必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じ、解決の糸口がつかめるまで寄り添う伴走型支援を推進します。
20	社会とのつながりを回復する支援(参加支援)	相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。
21	制度の狭間の問題への対応(多分野協働による新たな資源づくり)	介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源づくりを検討します。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 相談機関連携会議等に生活支援コーディネーターが参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。
- 生活課題の把握から新たな社会資源の発掘、開発を行います。
- 制度の隙間を補える支援活動のために新たな人材発掘を行います。
- 住民同士で助け合える生活支援の取組を促進します。
- おたすけサービス(生活支援サポーター)による生活援助を継続して行います。

## ③福祉事業者等ができること

- 重層的支援会議に専門的な立場での参加・協力をを行い、支援体制の構築やネットワークの強化に努めるとともに、新たな資源づくりの検討に協力します。

### 3 権利擁護の充実

#### (1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人やコミュニケーション能力に障がいがある人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。また、これらの人は財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けやすいことが想定されるため、その権利や財産などを守る取組が必要です。

これら判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度※があり、市では成年後見制度利用支援事業等で、その利用促進を図ってきましたが、アンケート調査の結果を見ると、成年後見制度について「内容を知っている」と回答した人の割合は28.9%(P54図4-6参照)、市社会福祉協議会内にある「春日市権利擁護総合相談窓口」の認知度は7.8%と低くなっています(P54図4-7参照)。今後は、権利擁護支援(権利が侵害されないように擁護し、本人の意思を尊重した生活を支援する活動)の地域連携ネットワークづくりなど、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

なお、市社会福祉協議会では、福祉サービスの利用手続きの援助や預金の出し入れの援助などを行う福祉あんしんサービス事業を実施しており、社協だよりやホームページによる事業紹介のほか、地区活動訪問時に事業の周知に努めています。

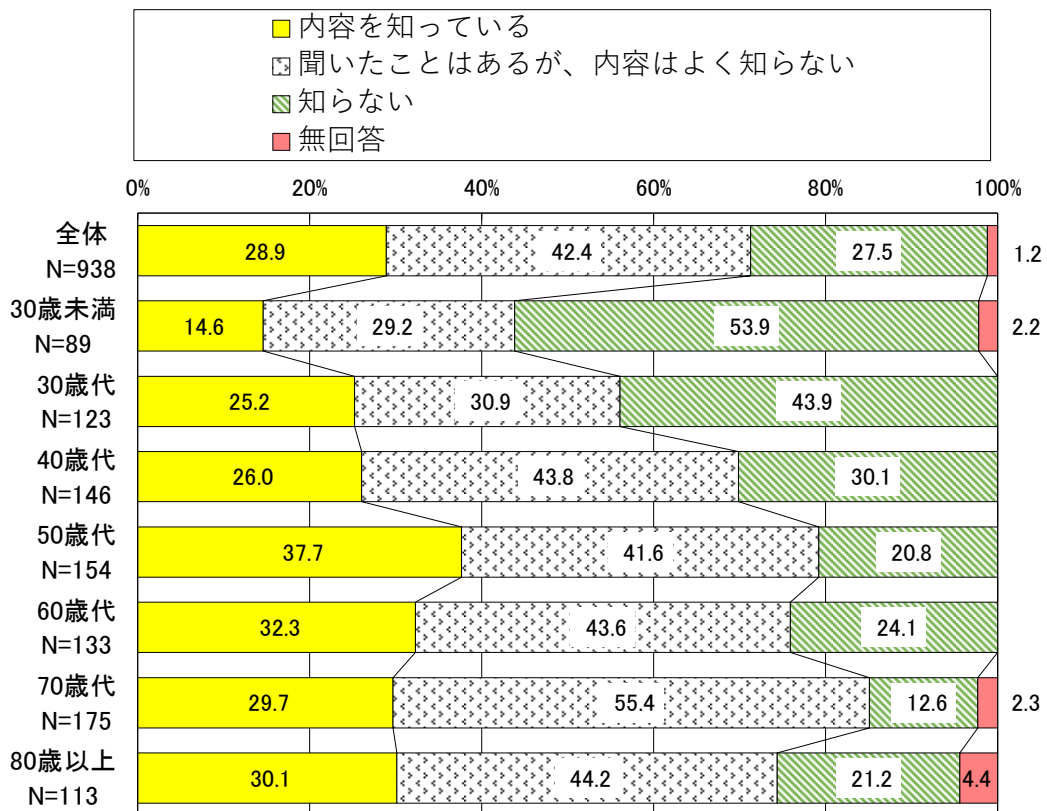
さらに、サービス利用時の不満やトラブルについても迅速な解決が図れるよう、苦情解決制度の周知も必要です。

また、権利擁護に関し特に深刻な問題として、虐待やDVの存在があげられます。平成12年の児童虐待防止法を皮切りに、DV防止法や高齢者、障がい者それぞれを対象とする虐待防止法が制定されており、本市では、こども家庭センターや福祉担当窓口、地域包括支援センターなどで、虐待やDVに関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、福祉施設、職場において虐待やDVを見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待やDVの深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、虐待やDVのない社会の実現を図る必要があります。

#### ※成年後見制度とは

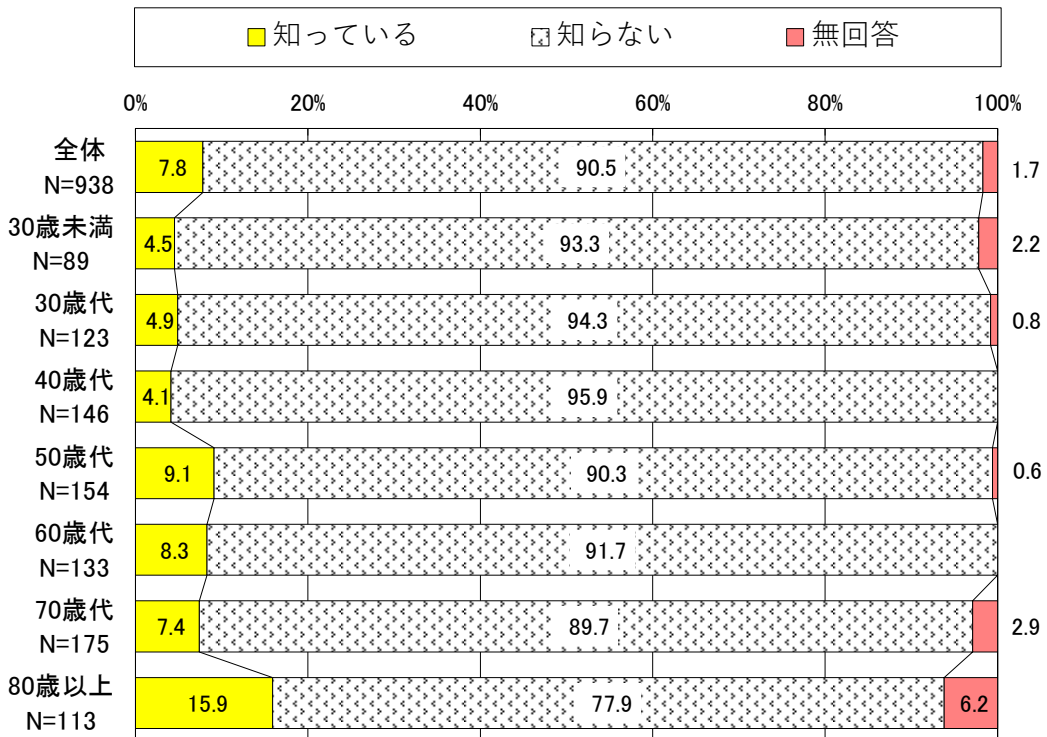
本人の権利を守る援助者である成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)を選任することで、本人を法的に支援する制度です。

■ 図 4-6 成年後見制度を知っているか



資料:アンケート調査結果

■ 図 4-7 成年後見人制度について、市社会福祉協議会内にある「春日市権利擁護総合相談窓口」で相談できることを知っているか



資料:アンケート調査結果

## (2) 今後の取組

## ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
22	福祉サービスに関する情報発信	必要な人に必要な情報が届くよう、事業者情報も含めた福祉サービスに関する情報発信に努めます。
23	成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進基本計画(本計画書第6章)に基づき、制度の利用促進を図ります。
24	苦情解決制度の周知	苦情解決の仕組みを周知し、問題があった場合の迅速な解決を図ります。
25	虐待やDVの防止対策の充実	各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉あんしんサービス事業を周知し、権利擁護の必要性を伝えることで支援が必要な人の発掘、支援を行います。
- 権利擁護を必要とする人が適切に支援につながるよう、福祉や司法などの幅広い職種と連携し、本人の意志決定支援に努めていきます。
- 福祉や介護の困りごとを専門機関と連携し、つなぐ支援に努めます。

## ③地域住民・団体ができること

- サービスに関してよく説明を聞き、自分のニーズに合うかどうかよく考えて利用します。
- サービス事業者に関することや苦情対応についての情報の共有化を図ります。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市の相談関係機関に相談します。
- 日常の見守り活動を通じて、虐待やDVの早期発見に努めます。
- 虐待やDVと思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や市の福祉担当課、こども家庭センター、地域包括支援センター、男女共同参画センター等に通報します。

## ④福祉事業者等ができること

- 福祉事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
- サービス契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。
- 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置等、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。
- 施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報発信を行い、サービスの利用促進を図ります。
- 職員に対する人権研修を行うなど、虐待等現場における人権侵害の防止を徹底します。

## (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
「春日市権利擁護総合相談窓口」の認知度	7.8%	15%
成年後見制度について「内容を知っている」市民の割合	28.9%	34%

## 基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

健やかにいきいきと暮らすことは、すべての住民にとっての願いであり、地域社会の持続可能性を支える基盤です。健康づくりや生きがいづくりは、個人の努力だけでなく、地域の環境やつながり、支え合いの仕組みによって左右される地域の課題でもあります。

また、令和5年、社会的に孤立の状態にある人々が、心身に有害な影響を受けることなく、社会とのつながりを持ち、安心して暮らせる社会の実現を目的として、「孤独・孤立対策推進法」が制定され、国と地方公共団体は孤独・孤立対策を総合的かつ計画的に推進する責務を負うこととなりました。

本市においても、これまでの「地域における健康づくり・介護予防の促進」、「生きがい活動の促進」に加え、「孤立状態にある人への支援」にも取り組み、誰もが健やかにいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

### 1 地域における健康づくり・介護予防の促進

#### (1) 現状と課題

今や世界有数の長寿国となった我が国ですが、その一方で、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。さらに、高齢化の進展に伴い、身体機能の低下や認知症等、介護や周囲の人たちの介助が必要な高齢者も増加しています。

市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。健康づくりや介護予防は本来極めて個人的なことからですが、友だちや仲間と一緒に運動したり、市内各地区で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」など、地域ぐるみで取り組んだりした方が効果や長続きが期待できることが少なくありません。地域で健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らし、働くことが、地域の活力源となり、地域福祉推進の力にもなります。住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践するとともに、各地区単位で実施する介護予防の取組によって、健康寿命の延伸を図る必要があります。

## (2) 今後の取組

## ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
26	健康づくりの意識啓発	自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。
27	健康づくりの支援	健診などの健康情報を活用しながら住民の継続的な健康づくりを支援していきます。 食生活改善推進員など、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。
28	健康教育の充実	介護予防や生活習慣病予防に関する健康教育などの充実に努め、基本的な知識や実践方法についての普及や住民の意識の啓発に努めます。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- ナギの木苑で講座や体操、参加型レクリエーションを実施し、フレイル予防や他者との交流の場の提供に努めます。
- 「ふれあい・いきいきサロン」などで介護予防を進めていきます。
- 自身の健康づくりや介護予防について住民の関心が高まるよう講座の企画や周知を図ります。

## ③地域住民・団体ができること

- 年に1回は健康診査を受け、健康状態のチェックを行います。
- 医師などの専門家や医療機関の発信する情報を基に日ごろの生活習慣を改善するなど、健康づくりや介護予防への意識を高めます。
- 地域で開催されているふれあい・いきいきサロン等に参加し、地域住民と親しくなることで身近なところにある楽しみを見つけます。
- 自分のライフスタイルに合った健康づくりや趣味活動、楽しみを発見し、実践し続けます。
- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、健康づくりの習慣化を行います。

④福祉事業者等ができること

- 介護予防に関する情報を提供することにより、住民の意識の向上を図ります。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
国民健康保険特定健康診査の受診率	33.1%	36%
国民健康保険特定保健指導の実施率	57.9%	61%
国民健康保険特定健康診査受診者のうち内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者の割合	18.1%	15.5%



## 2 生きがい活動の促進

### (1) 現状と課題

身体的な健康ばかりでなく、心や気持ちが健やかで、心身ともに健康であってこそ、地域で元気な生活をおくることができます。退職などによって、これまで属していた組織から距離を置くことになった人(主に高齢者)が地域に溶け込み、地域の担い手として活躍することで、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を感じることが出来れば、本人はもとより、地域にとっても望ましいことです。

また、生涯学習や就労など、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることでできる機会を増やすことも重要です。本市のシルバー人材センターの会員数は、令和7年4月1日現在415名(男性277名/女性138名)となっています。

### (2) 今後の取組

#### ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
29	生きがい活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習機会を充実するとともに、地域福祉活動の推進役の養成を図るなど、住民が地域で生きがいを持って取り組む住民活動を支援します。</li> <li>・高齢者や障がい者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、各種ボランティアを養成し、活動を支援します。</li> </ul>
30	シルバー人材センター	高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、生きがいづくり及び就労機会の確保に努めます。
31	文化・スポーツ活動の振興	子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室やイベントなどを実施しながら、活動の普及・推進を図ります。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域において活躍できるような仕組み、担い手づくりの取組を進めます。
- ボランティア活動に参加することにより、生きがいや健康づくりにつながることの啓発を行います。
- 退職した人が持つ経験や知識等を活かせる、生きがいづくりにつながる支援を行います。
- ボランティアは誰でも気軽に参加することができる活動と分かるよう、活動事例や紹介を行い啓発します。

## ③地域住民・団体ができること

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を探します。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めます。
- 地域住民の特技や経験を、多くの人に伝え広めることができる機会を作ります。
- 生きがい活動が出来ている人はそのやりがいや楽しさを周りの人に伝えます。

## ④福祉事業者等ができること

- サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。
- サービス利用者も生きがいを感じる活動が行えるようなプログラムを実施します。

### (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
地域の活動に参加している60歳以上の割合	64.1%	70%

### 3 孤立状態にある人への支援

#### (1) 現状と課題

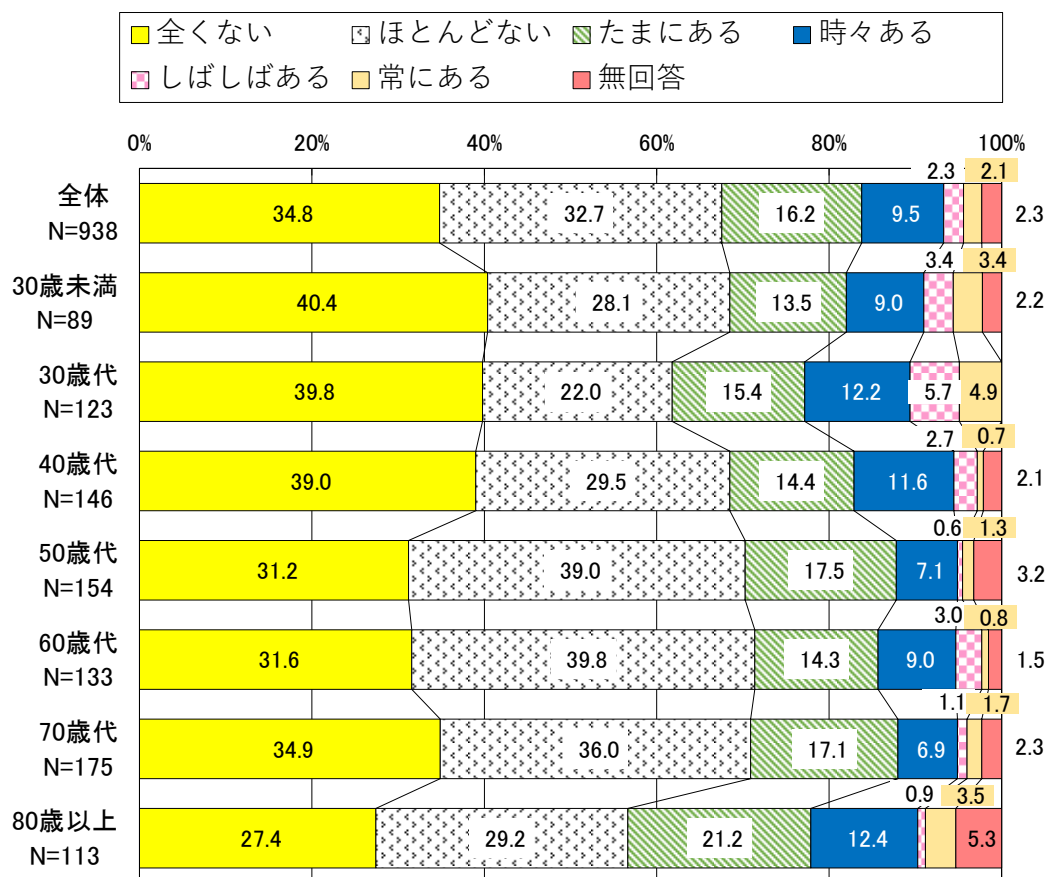
近年、少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化、雇用の不安定化や経済的困窮、精神的な不安定さなどを背景に、孤立状態にある人々が増加しています。アンケート調査結果によると、本市においても全体の30.1%が孤独を感じたことがあると回答しており(P63図4-8参照)、孤立が高齢者のみならず全世代に広がっていることをうかがわせます。また、そのリスクは高齢者や子育て中の保護者、ひきこもり状態にある人、障がい者、生活困窮者、外国人など多様な層に及び、社会的な排除や健康悪化、生活困難の要因となるだけでなく、DVや児童虐待の増加とも関連しています。

「孤独・孤立対策推進法」に基づき、市町村も孤独・孤立対策を総合的かつ計画的に推進する責務を負うことになりましたが、これら孤立状態にある人も、制度の狭間にある人として、基本目標2に関する包括的な相談・支援体制や重層的支援体制整備事業が進むことで支援につながることを期待できます。しかし、いわゆるひきこもり状態にある人への支援にはなお困難が伴い、その対策は多岐に渡ります。背景には、不登校や就労困難、精神的な不安定さ、家庭内の問題、社会的な孤立など多様な要因が複雑に絡み合っており、年齢層も若年層から中高年層まで広がっていることがあります。「孤立や孤独を抱えたり、ひきこもり状態にある人に対して、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと考えるか」を尋ねたアンケート調査結果においても、「悩みを分かち合えたり、交流ができる居場所づくり」や「就労に向けての支援」のほか、「生活困窮者への経済的な支援」「ひきこもりの家族に対する支援や家族会の運営」「電話・面接での相談窓口の設置」「医療機関の紹介、受診に向けての支援」「不登校や就学に向けての支援」など、福祉・医療・教育・労働の各分野に渡る多様な回答があまり差のない割合で続いています(P63図4-9参照)。

孤立は「個人の問題」と捉えられがちですが、実際には社会構造の変化が背景にあり、社会全体での理解と対応が求められています。現在、全国的にNPO等と連携した相談支援や居場所づくりが進められていますが、孤立状態にある人への支援は、「誰にでも起こり得る社会的課題」として位置づけ、若年層やデジタル弱者への対応を含んだ持続可能な仕組みづくりが必要です。

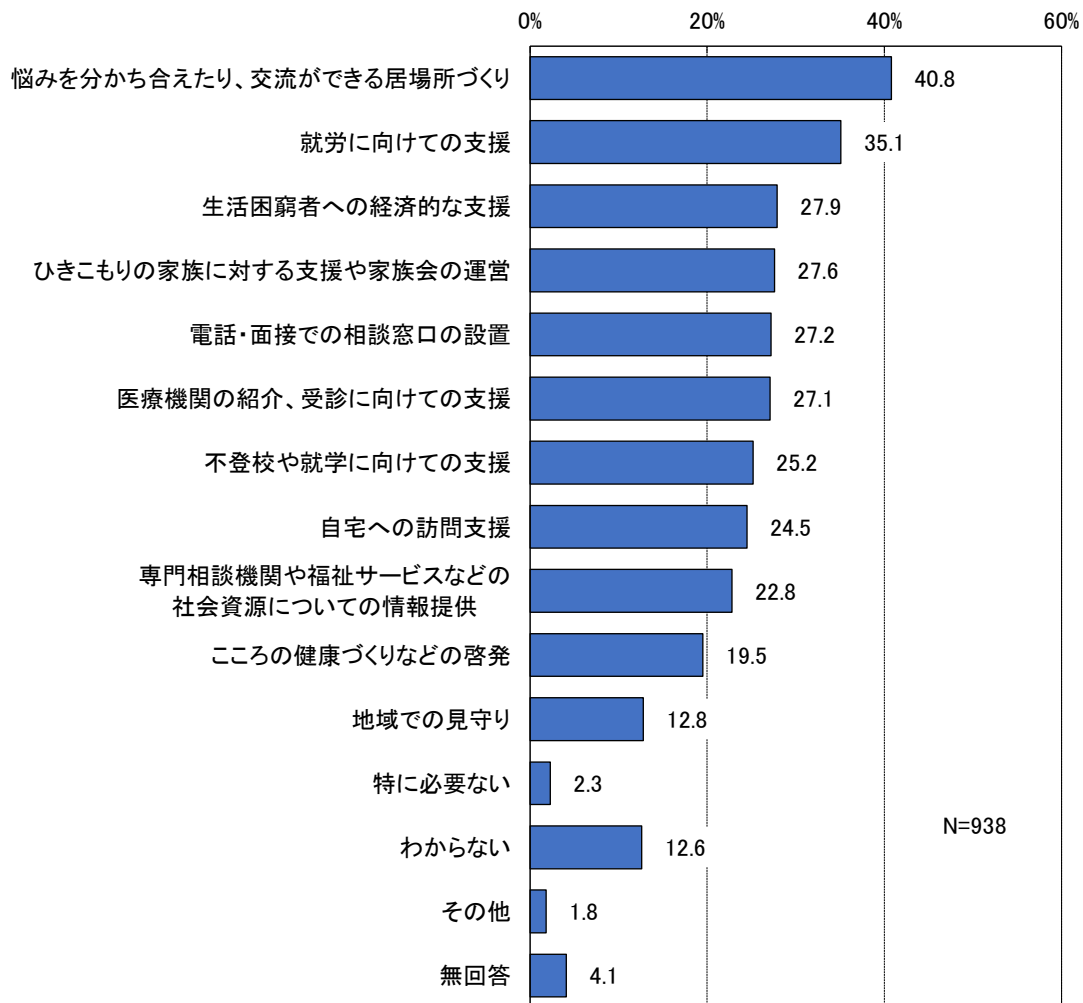
さらに、ひきこもり状態にある人への支援には、制度横断的な「包括的支援体制」の構築だけでなく、本人の意思を尊重した「本人参画型」の支援が不可欠です。支援のゴールを一律に「就労」や「自立」に置くのではなく、本人が安心して社会と関われる段階的・継続的な支援が求められます。

■図 4-8 孤独であると感じることがあるか



資料: アンケート調査結果

■図 4-9 孤立や孤独を抱えたり、ひきこもり状態にある人に対して、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと考えるか



資料: アンケート調査結果

## (2) 今後の取組

### ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
32	孤独・孤立を防ぐ交流の場の確保	地域の居場所づくりのため、各関係機関が連携しながら、交流の場の確保や支援に努め、孤独・孤立を防ぎます。
33	孤独・孤立の状況に合わせた切れ目のない相談支援の充実	年齢により区切ることなく、福祉・医療・教育・労働分野の連携を深め、一人ひとりに寄り添った相談支援を行います。
34	孤独・孤立を防ぐ支援体制の充実	孤独・孤立の状態にある人、世帯へ、社会とのつながりを取り戻せるような支援体制を充実します。また、地域住民への孤独・孤立に関する正しい知識の啓発に努めます。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 社会的に孤立している人が社会とのつながりを実感できるように、自律に向けた支援につなげます。
- 生活困窮者に対して生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立支援事業との連携充実を行います。
- 社会との関わりが希薄な人に対して社会参加や就労体験ができるように協力企業・事業所を開拓します。
- ひきこもり状態にある人とその家族が社会参加できる環境づくりに努めます。

## ③地域住民・団体ができること

- 見守り・声かけの“ほどよい距離感”での負担のない関わりを心がけます。
- 「怠けているわけではない」「一人ひとり背景が違う」ということを理解し、偏見のない地域づくりを心がけます。
- ひきこもり状態にある人や世帯を把握したときは、必要に応じ専門相談機関等へ情報提供を行い支援に繋がります。
- 地域団体(自治会・NPO・ボランティアなど)で、ひきこもり状態にある人がふらっと参加できるゆるやかな“居場所”の環境づくりに努めます。

## ④福祉事業等ができること

- ひきこもり当事者(ひきこもり状態にある人)の状況に合わせた生活改善や自立に向けた支援、相談等を行います。
- ひきこもり支援に関わる専門的な知識と技術について人材育成を行い、支援の質の向上に努めます。

### (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
自分が孤独であると感じることが「全くない」または「ほとんどない」と回答する人の割合	67.5%	70%

## 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

高齢者・障がい者・子ども等、全ての地域住民が住み慣れた地域で暮らすには、住民の安全・安心を脅かす災害、犯罪、交通事故等様々な対応すべき問題があるほか、施設や交通の利便性等、改善が必要な環境も少なくありません。

本市では、差し迫った災害等に対応するために、「緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり」を進めると同時に、「地域における見守り・防犯活動の促進」により安全を確保し、さらには、「ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全」に取り組むことで、すべての住民が安全・安心・快適に暮らせる地域づくりの実現を図ります。

### 1 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

地域福祉の取組においては、災害時に自力では避難が困難な避難行動要支援者に対する支援をはじめ、防災に対する住民の不安を地域福祉の視点から解消しようとすることも重要となっています。近年、全国各地で地震や豪雨による浸水、土砂災害等の被害が多発しており、住民の防災意識も年々高まっています。過去の被害経験の有無にかかわらず、住民、行政の双方が、あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められています。特に、避難行動要支援者である高齢者や障がい者等は、災害時に特別な支援を必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、地域福祉においては、要支援者の視点での対策もまた、緊急の課題となっています。

本市では、「春日市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者が日頃から孤立しないよう、春日市避難行動要支援者避難支援プランを運用し、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画として位置づけているご近所のつながりカード(旧地域支え合いカード)の普及のため、地域との情報共有を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図る必要があります。特に、避難行動要支援者については、要支援者ごとに避難を支援してくれる人を定めるなど、ご近所のつながりカードの必要性が高まっており、仮にそれが無い状態でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことが重要です。

## (2) 今後の取組

## ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
35	防災知識の普及啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。
36	災害時の情報伝達手段の整備	災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。
37	避難所用緊急物資の整備	感染症対策用品(間仕切り、簡易ベッド、自動ラップ式トイレ、マスクなど)も含めた必要な物資の備蓄数を確保するとともに、災害弱者に配慮した物資の確保も行います。
38	福祉避難所の拡充	一般の避難所で共同生活が困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民や企業、関係機関と連携し、住民の異変を察知した場合の相談や通報ができる見守りネットワークの構築を図ります。
- 災害発生時の対応策を考え、マニュアル作りを行います。
- AIを活用した見守りシステムや自立した生活が送れるようなサポートの検討を行います。
- 日頃の見守り活動が、災害発生時にも気にかけてあえる地域づくりにつながることを啓発し、緊急・災害時に対応できる近隣のつながりづくりを支援します。
- 災害ボランティアセンターの設置、運営体制の充実を図ります。



### ③地域住民・団体ができること

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、把握している避難行動要支援者への支援に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がい者等を意識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、地域で取り組んでいるご近所のつながり活動に積極的に協力します。

### ④福祉事業者等ができること

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者等に配慮した避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。

## (3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	20.3%	25%
災害時の避難場所を「知っている」市民の割合	72.6%	78%
自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」市民の割合	21.7%	27%
個別避難計画 <sup>※</sup> の策定率	28.5% (1,079人)	50%

※本市における個別避難計画とは、「在宅人工呼吸器等使用者災害時個別避難計画」と「ご近所のつながりカード」のことである。

## 2 地域における見守り・防犯活動の促進

### (1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連携に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

本市では、全ての自治会が主体となり、市や市社会福祉協議会とともに、「ご近所のつながり活動」や小中学校のPTAや警察と協力して実施している夜間パトロールに取り組んでいます。地域における組織的かつ地道な防犯活動の結果、地域の防犯体制について「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合は26.8%と、目標値との隔たりはあるものの、前回調査時に比べ6.2ポイント上昇しています(P28参照)。地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどを行うことで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まります。普段からの住民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力を高めることが重要です。

### (2) 今後の取組

#### ①市（行政）が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
39	防犯意識向上の推進	防犯のための地域活動やボランティア活動の重要性を啓発し、活動への支援を行います。
40	防犯設備の充実	防犯灯や防犯カメラ等、防犯設備の適切な維持管理に努め、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。
41	防犯情報の共有・提供	警察、地域、関係諸団体と連携し、情報の共有を図るとともに、発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。

No.	項目	取組の内容
42	悪質商法等による被害の予防	高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の手口と被害については、シニアクラブ連合会や民生委員児童委員連合協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。
43	自主防犯活動への参加促進	地域の見守りを行う「ついで隊」事業の周知を図り、自主防犯活動への参加を促します。

## ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 多様化する犯罪の被害情報や対策について、地域への啓発と周知に努めるとともに、犯罪を未然に防ぐことができるような地域ネットワーク活動の支援に努めます。
- 犯罪被害の防止に取り組むとともに、被害にあった場合の相談や援助ができるように、消費生活相談員や関係機関との連携強化に努めます。

## ③地域住民・団体ができること

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を地域で共有します。
- 安全パトロールを充実させ、自分たちの地域は自分たちで守ります。
- 登下校の時間帯に合わせた買物や犬の散歩等を行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。
- 子どもが知らない人からの「声かけ」や「つきまとい」などの被害を受けた時に、助けを求めて逃げ込むための場所を提供する「子ども110番の家」の取組に協力します。

## ④福祉事業者等ができること

- 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、被害に遭っていると疑われる利用者に対する声掛けを行います。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	26.8%	32%

### 3 ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全

#### (1) 現状と課題

高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー法)や「福岡県福祉のまちづくり条例」、「春日市都市計画マスタープラン」に基づき、公共施設や道路のユニバーサルデザインやバリアフリー化に取り組んでいます。

今後もユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な人への外出支援の輪を広げていきます。

また、騒音などの生活公害やペットの飼育マナーの向上など、日常生活における環境保全について、日々の交流の中で話し合い、地域における快適な暮らしを確保します。

#### (2) 今後の取組

##### ①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容
44	バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「福岡県福祉のまちづくり条例」、「春日市都市計画マスタープラン」に則り、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
45	外出支援策の点検・検討	移動支援サービスなど、外出支援の仕組みが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討します。
46	生活環境保全の啓発	ごみ出しのマナーやペットの適正な飼育など生活環境の保全に関して、住民と地域への啓発を行います。

##### ②市社会福祉協議会が取り組むこと

- 事業や活動を行う時は、誰もが情報に接しやすい、申込みが気軽にできる、利用しやすい、などと思ってもらえるような配慮を行います。
- 多種多様な人たちの声を取り入れたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

- 外出支援のサービスを安定的・継続的に提供することができるよう、人材の発掘・育成に努め、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活続けることができるように支援していきます。

### ③地域住民・団体ができること

---

- 学校や商工会等と連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討します。
- 駐車や駐輪をしている車両が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気をつけます。
- 自分の買物のついでに、買物困難者の買物を代行するなど、地域で支え合いの関係を築きます。

### ④福祉事業者等ができること

---

- サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。
- ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。
- 居宅改修等に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。
- サービス利用者の送迎に努めます。
- 買物困難者をターゲットとした移動販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。

## 第 5 章

### 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望





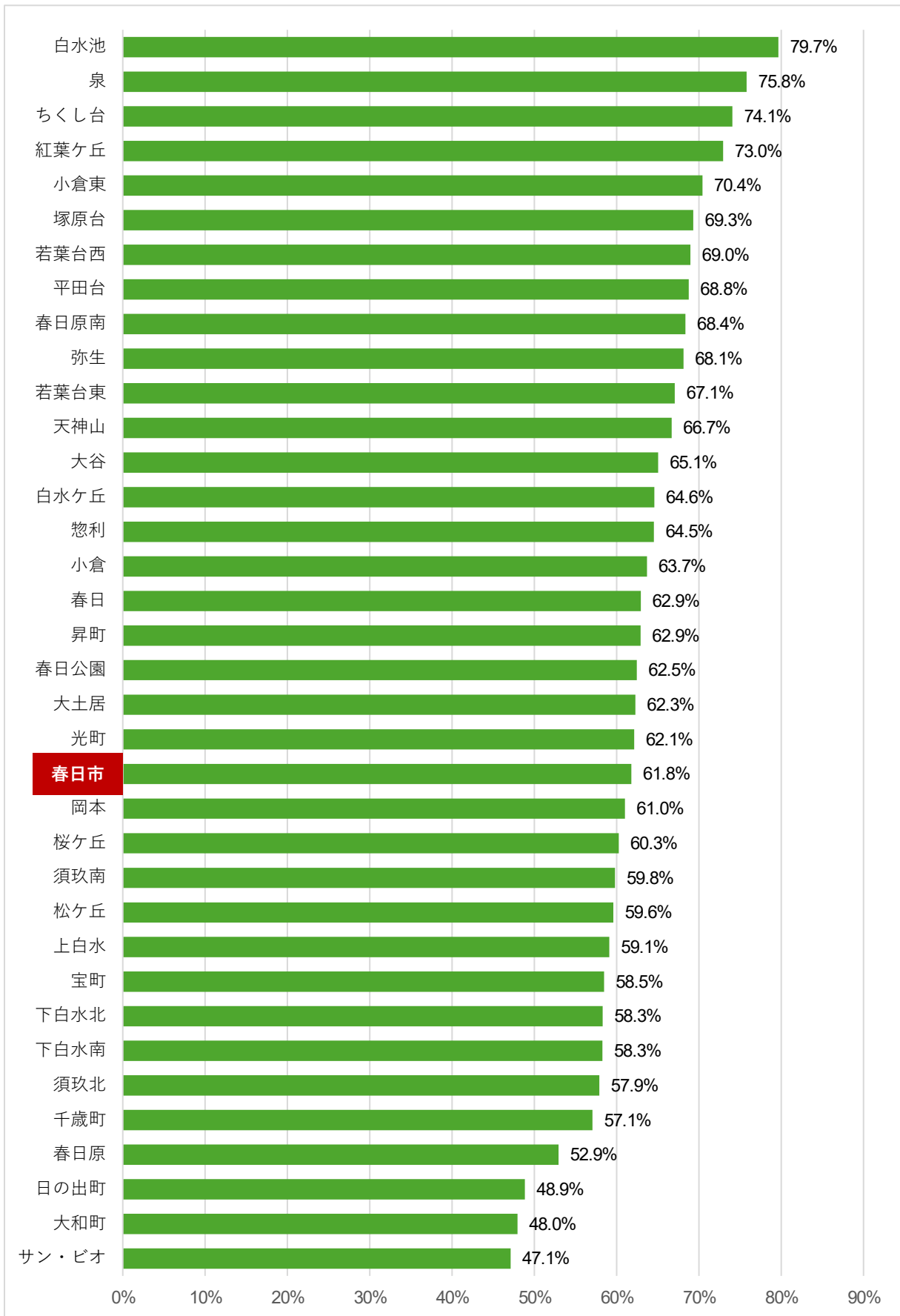


■表 5-1 地区別高齢化率等データ一覧（高齢化率が高い順に掲載）

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (人)	高齢者人口(人)		高齢者人口(%)	
				65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上
泉	1,200	564	142	477	308	39.8	25.7
ちくし台	1,712	787	214	612	387	35.7	22.6
紅葉ヶ丘	4,723	2,082	621	1619	930	34.3	19.7
白水池	1,385	622	196	452	276	32.6	19.9
塚原台	1,532	687	217	497	287	32.4	18.7
弥生	3,041	1,460	382	930	464	30.6	15.3
小倉東	1,333	567	188	391	222	29.3	16.7
天神山	3,492	1,606	488	1020	557	29.2	16.0
桜ヶ丘	3,326	1,796	339	925	520	27.8	15.6
千歳町	2,119	1,131	252	584	317	27.6	15.0
若葉台西	2,793	1,213	369	735	379	26.3	13.6
大谷	3,851	1,627	630	985	480	25.6	12.5
大土居	1,907	828	286	475	243	24.9	12.7
平田台	2,689	1,106	393	668	363	24.8	13.5
小倉	4,006	1,876	584	975	502	24.3	12.5
春日公園	4,125	1,901	542	1003	457	24.3	11.1
岡本	2,055	1007	303	498	274	24.2	13.3
春日市	111,647	51,380	15,824	26,740	14,191	24.0	12.7
サン・ビオ	2,339	1,062	318	560	250	23.9	10.7
須玖南	5,220	2,477	741	1228	644	23.5	12.3
惣利	2,862	1,188	405	668	407	23.3	14.2
須玖北	4,389	2,158	596	1015	531	23.1	12.1
日の出町	2,960	1,540	405	680	360	23.0	12.2
下白水南	4,062	1,781	632	920	476	22.6	11.7
上白水	6,076	2,844	778	1360	688	22.4	11.3
若葉台東	2,019	800	320	444	251	22.0	12.4
光町	1,876	934	268	411	224	21.9	11.9
下白水北	3,903	1,743	601	849	454	21.8	11.6
春日	4,311	1,789	666	895	446	20.8	10.3
昇町	6,040	2,622	948	1,246	672	20.6	11.1
白水ヶ丘	3,303	1,408	458	669	311	20.3	9.4
春日原南	2,186	978	254	411	177	18.8	8.1
松ヶ丘	4,392	1,651	966	814	491	18.5	11.2
宝町	2,703	1,248	403	496	236	18.3	8.7
春日原	5,771	2,972	744	1019	517	17.7	9.0
大和町	1,293	672	175	209	90	16.2	7.0
陸上自衛隊	276	276	0	0	0	0.0	0.0
自衛隊病院	83	83	0	0	0	0.0	0.0
航空自衛隊	294	294	0	0	0	0.0	0.0

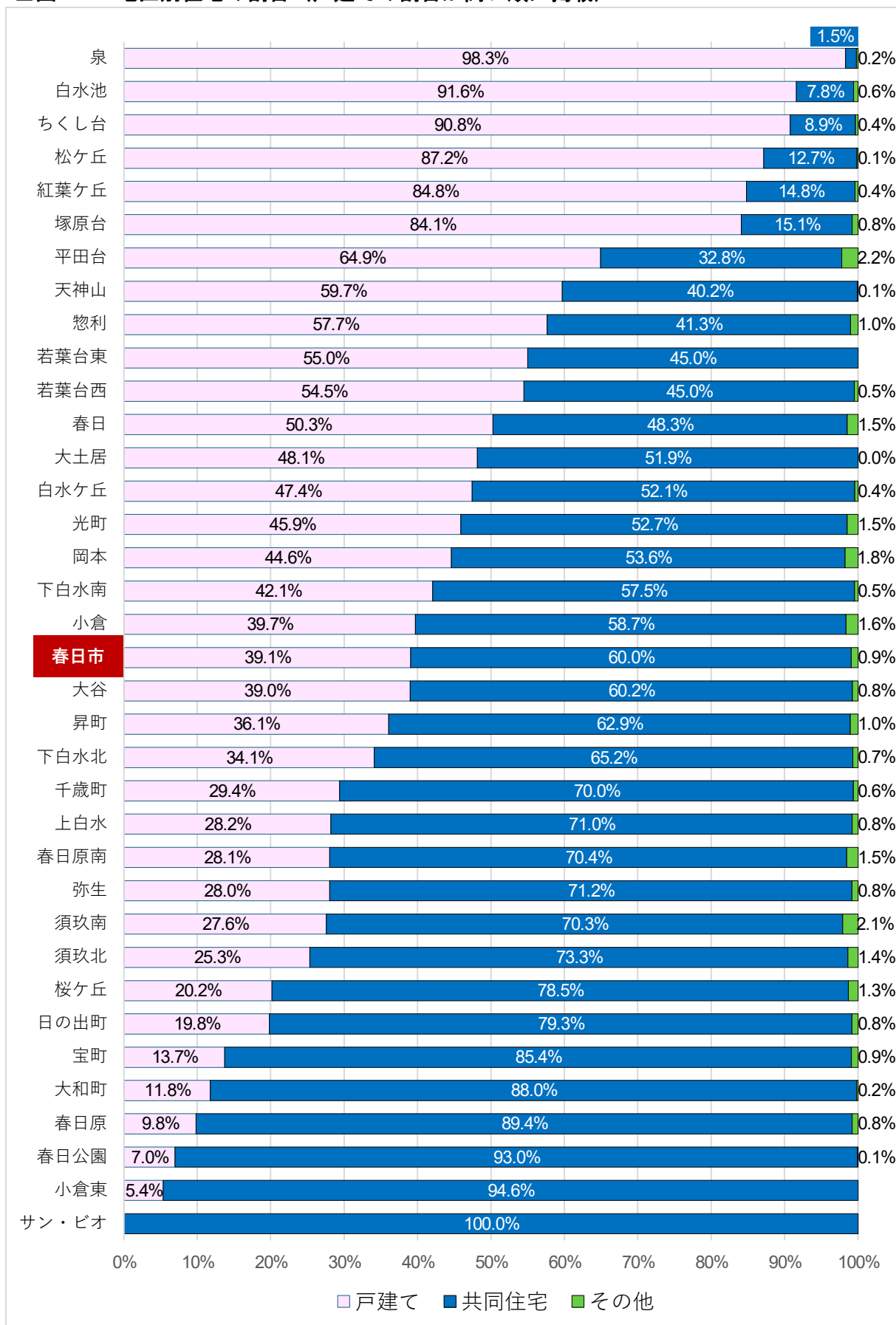
資料:住民基本台帳(令和7年3月末現在)

■図 5-2 地区別 5 年以上の定住者割合（割合が高い順に掲載）



資料: 令和2年国勢調査

■図 5-3 地区別住宅の割合（戸建ての割合が高い順に掲載）



資料: 令和2年国勢調査

## 1 春日中学校区



### 小倉地区自治会

小倉 2 丁目 93 番地 3 TEL092-573-8787、Fax092-573-8787

#### [地域の特徴]

小倉は春日村誕生時の4村の一つですが、市制移行後の区画整理により分区が進み、現在市内35地区で12位の人口を占める地区となっています。

小倉地区には、古くから受け継がれている盆綱引き、左義長、嫁ごの尻たたきなどの伝統行事があります。自治会はこれらを継承するとともに、地域の絆の原点である夏祭り、スポーツ大会、ふれあい・いきいきサロン及び美化活動、防犯活動など自治会の諸活動に多くの地域住民が参加する活気ある地区です。

#### [地区の活動]

コミュニティ	夏まつり、スポーツ大会、親子ふれあい餅つき大会、左義長(嫁ごの尻たたき)、高齢独居者への自治会費免除制度の導入
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、子育てサロン「ハローキッズ」、新生児誕生お祝い金制度の導入、コミュニティカフェ「カフェこくら」、ご近所のつながり活動
環境	みどり会、花いっぱい運動、公園等の美化活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、24時間古紙回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理、登校時の見守り、校区内の安全点検、消火訓練の実施

#### [ピックアップ 受け継ぎ繋いでいく 各種伝統行事]

当地区では、豊作を願い藤カズラで作った綱を大人と子どもが引き合う「盆綱引き」、結婚のお礼参りに参拝した花嫁の尻を子どもたちがワラで叩く「嫁ごの尻たたき」、無病息災を願う「左義長」を開催するとともに、住吉神社では「虫追い祭り」や「牛の舌餅」のお供えなどの神事や伝統行事を執り行っています。特に、嫁ごの尻たたきで使うワラの棒は、地域の方の指導を受けながら、子どもたちが自ら作成しています。このように、当地区の子どもたちは、幼いときから伝統行事に携わることで、地域愛とともに、伝統を大切に作る気持ちを育んでいます。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域コミュニティ意識の希薄化に伴い、自治会活動への参加者の減少や担い手不足が生じている。
今後の展望	自治会活動を広く知らせるため積極的な広報活動を行い、伝統行事等の推進による地域への愛着心の高揚及び地域ボランティアの育成・確保に力を入れたい。



須玖南地区自治会

須玖南4丁目128番地 TEL092-582-8730、Fax092-517-2705

[地域の特徴]

須玖南地区自治会は、昭和58年に旧須玖区が須玖北と須玖南に分区し発足しました。昭和30年代まではのどかな農耕地帯でしたが、いまでは、活気あふれる住宅街に姿を変えています。平成5年3月に竣工した「春日市土地区画整理事業」に伴いマンションが急増し、人口も増えてきました。

『南福寿会』や『みなみの会』などによる様ざまな取組により、高齢者の見守りや住民同士の交流の場として活動しています。

[地区の活動]

コミュニティ	地区まつり、運動会、ひなまつり文化発表会、餅つき大会、どんど焼き、子ども生け花、ゴルフ大会、子ども会活動
福祉	ふれあい・いきいきサロン「みなみの会」、敬老祝賀会、コミュニティカフェ「カフェみなみ」、ご近所のつながり活動、子育てサロン「くれよんひろば」
環境	ごみの出し方の啓発、公園等の美化活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源回収(年4回)、環境推進員による地域の見守り・巡回活動
防犯・防災	公民館からの出火を想定した避難訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望、ニセ電話詐欺啓発活動(気づかせ隊)、登下校の見守り

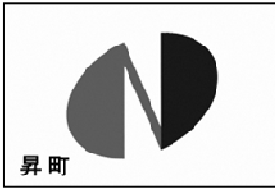
[ピックアップ 多様な学びを提供 生涯学習]

当地区では、年に5・6回、生涯学習として、ハーブ石けん作りやしめ飾り作り、羊毛フェルト体験や料理教室など、多種多様な学びの場を提供しています。地区に居住する人なら誰でも参加することができ、低価格で日常生活ではあまりすることのない体験ができるため、大変人気の事業になっています。毎回、専門の講師を呼び、本格的な体験を味わうことができます。

また、手先を使った体験学習が多いため、手先の運動や、ストレス発散になるとの声も多くあがっています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	賃貸のアパートやマンションがさらに増えてきており、自治会費は払っていても自治会に加入しているという認識は薄い。また、高齢化に伴い、隣組長等の仕事が負担に思い脱退を考える人が増えてきた。
今後の展望	餅つき大会や抽選会など、行事に参加して楽しかったという気持ちになれば、それをきっかけとして自治会に関心を持つようになる。地域に愛着が湧いて、須玖南が一番住みやすいという思いが広がるように取り組んでいきたい。



昇町地区自治会

昇町5丁目122番地 Tel.092-591-7221、Fax092-591-7221

[地域の特徴]

昇町地区自治会は、地区内に旧庁舎が存在し、市行政の中心地として発展してきました。

創立120年を超える春日小学校があり、公共施設や大型店舗、病院なども近く、生活に便利な町です。

当地区では、小さな子どもから高齢者までみんなが参加できる地区運動会、地区秋祭り、餅つき交流会をはじめ、子育てサロン、高齢者サロン、子ども食堂、中学生の地域ボランティア交流、そしてながら見守りといった、多様な世代の交流活動や子ども育成のイベントを行っています。

私たちは、こうしたふれあい・交流に力を注ぎ、住民みんなで力を合わせ「安全・安心・笑顔で元気なまちづくり」を進めています。

[地区の活動]

コミュニティ	地区運動会、地区秋祭り、餅つき交流会、シニアクラブと小学生との世代間交流、コミュニティ食堂昇町(子ども食堂)、子ども会イベント(水鉄砲バトル、逃走中)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン「のぼりキッズ」、減塩味噌づくり教室、コミュニティカフェ「のぼりまち夢プランカフェ」、バスハイク
環境	ごみの出し方の啓発、公園等の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、花植え
防犯・防災	公民館からの出火を想定した避難、初期消火訓練、災害図上訓練(DIG)、救急救命講習(AED講習)、防犯パトロールの実施、ながら見守り、防犯灯の新設・修繕

[ピックアップ 地区住民の行事参加に活用 昇町まちづくりポイント]

当地区では、令和7年より「昇町まちづくりポイント」を導入しました。この制度は、「自治会に入ると、どんな活動が行われ、どんなメリットがあるのか?」という、地域住民の皆様の関心や活動実績を「見える化」するためのものです。地域行事やボランティア活動に参加するとポイントが貯まり、特典と交換できます。特に自治会加入者にはさらにポイントが加算されます。ポイント活動への参加は、昇町公民館公式 LINE から可能です。地区運動会、地区秋祭り、クリーン作戦、サロン活動、防犯パトロールなど幅広い行事でポイントを獲得することができます。このポイント制度を通じて、誰もが気軽に楽しく地域活動に参加できる仕組みづくりを目指しています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会へ加入している方が少なくなっており、隣近所の顔見知りの関係が希薄化するのではないかと危機感がある。
今後の展望	住民一人ひとりが「この地域に住んで良かった」と感じられる豊かな地域コミュニティの実現を目指します。そのために、自治会活動や地域行事のあり方を見直し、一部の人に負担が偏ることのないよう、多様な人々が楽しみながら参加できる場を広げていきます。そして、子どもから高齢者まで色々な世代が自然に交流し、お互いに支え合える活動を通じて、温かい地域のつながりを築いていきます。



### 弥生地区自治会

弥生 7 丁目 50 番地 Tel.092-582-8412、Fax092-591-8412

#### [地域の特徴]

弥生地区は、春日市北部奴国の丘歴史公園に隣接し、多くの古墳・遺跡が点在する諸岡川周辺の丘陵地帯であり、古くから快適な住宅地となっていました。

様々な分野の講演会・講習会を企画し、地域住民に有益な場を提供しています。また、小中学校通学路での街頭見守りや夕刻パトロール、環境推進員によるゴミ出し日翌朝の巡回や不法投棄ゴミのチェックなど、安全で安心な住環境が保たれるよう活動しています。

#### [地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、ニュースポーツ、もちつき大会、どんど焼き
福祉	ふれあい・いきいきサロン「すみれの会」、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動
環境	早朝地区内清掃、公園愛護会、自治会役員による地区内の公園清掃 クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防災訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

#### [ピックアップ 様々な世代の交流を図る 奴国の里ふるさと子ども食堂]

須玖南地区自治会と合同で、平成29年3月から、月に1度、奴国の里ふるさと子ども食堂を実施しています。元々は、地域の人々の「やりたい」という声から始まったもので、地域での親交を深める目的で現在まで継続されています。当地区は奇数月に担当しており、フードバンクや地域の人からの食材の協力のもと、ボランティアが調理を担っています。また、育成会が協力イベントを実施したり、公民館を提供し寺子屋方式で小中学生が宿題に取り組んだり、子どもから大人まで一緒に食事を楽しむだけでなく、公民館で過ごす工夫もされています。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会加入率向上のために努力している。また、いきいきサロンの参加者及び福祉活動の支え手も固定化している。
今後の展望	地区住民に自治会や公民館の活動・行事へとにかく出てきてもらいたい。そして、様々な交流を通して地域を活性化していきたい。



## 2 春日東中学校区



### 大谷地区自治会

大谷 4 丁目 7 番地 1 TEL092-574-5656、Fax092-574-5656

#### [地域の特徴]

大谷地区自治会は、昭和58年に小倉地区から分かれ発足しました。平成に入り、大型マンション等の建設もあり、多くの住民が居住しています。春日市の中央に位置し、総合スポーツセンター、ふれあい文化センター、大谷小学校等の公共施設があり、文化・スポーツの中心となっています。

令和11年度には、(仮称)地域共生交流施設が供用予定であり、さらに賑わいと利便性が期待されます。小中学校通学路での見守りや自治会役員と隣組長・保護者合同の防犯パトロール、ごみ出し日翌日の環境パトロールなどにより、地域の安全・安心および、快適な住環境に注力した活動を行っています。

#### [地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、室内運動会、どんど焼き、文化祭、ふれあい事業(ウォーキング会)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老の日祝金贈呈、ご近所のつながり活動、子育てサロン「大谷ぴよんぴよん広場」、コミュニティカフェ「カフェおおたに」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収、環境美化パトロール
防犯・防災	防災訓練の実施、防火・防犯教室の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

#### [ピックアップ 四季の風物詩 憩いの場・大谷地区]

花と緑で囲まれた公民館は、1年中花が咲き乱れ、季節ごとに異なる表情を見せてくれる憩いの場となっています。また、公民館前の「ふれあい通り」では、桜やイチョウ並木が四季の移ろいを感じさせ、訪れる人々の心を和ませます。春は桜とチューリップが咲き競い、夏にはアサガオが鮮やかな彩りを添えます。秋になると、お祭り広場では大谷小児童が制作した行灯が灯り、木々のイルミネーションとともに幻想的な景色を演出します。さらに12月には、イチョウの黄葉や桜の紅葉が舞う中、クリスマスのイルミネーションが輝き、冬の夜をよりいっそうロマンティックに彩ります。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会加入世帯、特に若年層世帯の加入促進</li> <li>・自治会および福祉関係の担い手を呼び込む</li> <li>・子育て世代や女性が参画したくなる自治会活動</li> </ul>
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣組長の負担軽減、ホームページおよびSNSなどデジタルツールの活用</li> <li>・主行事(運動会、秋祭り、文化祭)は、隣組長による実行委員会形式を推進し、参画意識の高揚、自治会の担い手を発掘。</li> <li>・様々な形態のボランティア人材の募集と自治会組織・活動の活性化 (自分時間を地域の貢献活動へマッチングさせ、ゆるい関係のサポーターとして登録)</li> </ul>



小倉東地区自治会

小倉東 2 丁目 22 番地 TEL092-571-0901、Fax092-571-0901

[地域の特徴]

小倉東地区自治会は、昭和59年に小倉地区から分かれ発足しました。春日市のほぼ中央に位置し、総合スポーツセンター、ふれあい文化センター、図書館等の公共施設が徒歩範囲内にあるため、住民が自発的に文化活動や健康作りに励むことのできる環境にあります。

また、概ね3つの隣組からなるブロック毎に懇親会を開催しており、それぞれ工夫しながら、地域住民のコミュニティ意識の醸成に取り組んでいます。

[地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、小倉東スポーツフェスタ、餅つき大会、バーベキュー大会、観桜会、新春交歓会、新成人のお祝い
福祉	ふれあい・いきいきサロン(健康講座、バスハイク等)、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン、カフェ「和・なごみ」、すこやか運動教室
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収、違法広告撤去隊
防犯・防災	避難訓練、消火訓練の実施、「防犯教室」の開催、防犯パトロールの実施 防犯灯の維持・管理・LED化、防犯灯の未設置箇所の洗出し・新設の検討

[ピックアップ 高齢者の憩いの場 カフェ「和・なごみ」]

当地区では、福祉活動の一環として、公民館で月2回開催の「和・なごみ」は、女性のボランティアがカフェの中心となり、会場の設営から飲み物の提供まで全体の運営を行っています。多くの高齢者が参加し、コーヒーとお菓子で午後のひとときを和気あいあいとした雰囲気の中、近況報告や悩み事の相談等で過ごしています。ひと息ついた後は、各々楽しい時間を過ごしています。現在は、これまでにない盛況ぶりで、男性の参加者も多く、他の地区から見学が多くあります。今後も活動を継続し、高齢者の憩いの場として活動を後押ししたいと思います。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	<p>高齢化が進んでおり、高齢者が高齢者の見守りを行うというケースが増えている。高齢者と若い単身世帯等が混在する共同住宅では、近隣との関わり合いが薄く、要支援者がいても支援者側の担い手がいらない。</p> <p>自治会活動を継続していくための人材確保が困難となっていることに加えて、自治会活動を持続するため、より効果的に、地域の活性化に繋がるように、実行できる人材を育成する時間、活動の知識、方法が十分に得られてない。</p>
今後の展望	<p>地区が地域の相談場所としての役割を担うことから、今後も気軽に立ち寄りやすい・相談しやすい自治会の在り方を模索していきたい。また、今後は地域住民一人ひとりが自分事として自覚を持ち、住民全体の意識が向上する活動を図っていききたい。</p> <p>定年延長で働き続ける人が増加していることから、仕事と自治会活動への参画が乖離していた。今後は活動が両立可能となるような意識改革や啓蒙に取り組みながら、シニア世代・育児世代・自治会への意欲がある次世代の若者が、活動・活躍できる場を提供し、支援、人材育成に取り組んでいきたい。</p>



## 宝町地区自治会

宝町4丁目15番地3 Tel.092-582-9995、Fax092-582-9995

## [地域の特徴]

宝町地区自治会は、宝町一丁目、宝町二丁目、宝町三丁目、宝町四丁目、伯玄町二丁目の一部から成り、昭和40年に小倉地区の一区域から分離して発足しました。当地区は春日市の東北部あたりに位置し、町内は、碁盤の目のように整然と整備されております。JR南福岡駅、春日駅、西鉄春日原駅にも程近く、交通アクセスの良い立地条件です。

地域の声を反映し、新しい行事や活動を通じて、子どもから高齢者まで世代を超えて笑顔で暮らせる地区づくりを進めています。

## [地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、ふれあい餅つき大会、世代間交流、そうめん流し、バスハイク、翼会、椿会
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老の日祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン、脳活麻雀
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収、古紙回収
防犯・防災	自主防災組織による防災訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」「防災キャンプ」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望、登校の見守り活動

## [ピックアップ あらゆる場面で大活躍 翼会]

昭和50年代の壮年ソフトボールチームから始まった宝町地区「翼会」は、地区に居住する高校生から60代で構成された「何でもボランティア団体」です。秋祭りや餅つきをはじめとする自治会行事や、毎月に行っている古紙回収等、自治会が人手不足に困った際に、一声かけると、毎回たくさんの方が手伝いに駆けつけます。翼会では、自治会行事の際に参加者に声をかけ、親交を深めることで「地域のために何かしたい」という思いを持って一緒に活動する仲間を増やしており、自治会運営や防災組織として、欠かせない存在となっています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	住民に寄り添ったサービスの提供を目指していますが、個人情報の取り扱いにより、十分対応できない場面がある。
今後の展望	様々な行事を通じて、地域のつながりを深め、困った時に互いに助け合える地区にしていきたい。



ちくし台地区自治会

ちくし台3丁目92番地2 Tel.092-582-7254、Fax092-582-7254

[地域の特徴]

ちくし台地区は、昭和43年に春日の丘陵地帯を宅地造成したところから始まりました。昭和47年に紅葉ヶ丘地区から独立し、その名称は、住民投票によって「ちくし台」となりました。

住環境は、ほとんどが戸建て住宅であり、閑静な住宅地となっています。開発から50年を経て、近年は高齢化が進み、自治会活動の担い手人材の育成や世代を超えた新たなコミュニティづくり、災害等に備えた相互支援ネットワークづくりなど、すべての住民が安心・安全で健康な生活を送ることができるまちづくりに取り組んでいます。

[地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、世代間交流スポーツ大会、もちつき大会、どんど焼き、ふれあいウォーキング
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老の日祝賀会、ご近所のつながり活動、おうちカフェ(おうちおてつだい)、子育てサロン、シニアクラブ(睦会)活動
環境	ごみ出しの啓発、公園愛護活動、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみ倉庫の管理、資源ごみ巡回回収
防犯・防災	自主防災訓練(ふれあいウォーキング&防災訓練)、防犯パトロールの実施、小学校の登校時の見守り、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望、空家対応

[ピックアップ 世代を超える・世代をつなぐ。ちくし台のやさしい風]

ちくし台は高齢者人口が年々多くなっていますが、高齢者のみなさんの努力と活躍でこのように住みやすい街がつくられてきました。その高齢者のみなさんの憩いの場となり、若いパパ、ママや子どもたち(幼、小中)とのつながりの場ともなるやさしい地区行事(秋祭り、ふれあいサロンやシニア活動、世代間交流スポーツ、ふれあいウォーキングなど)を特に大切にしています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化に伴う地域安心つながりネットワークの構築</li> <li>・10年後の自治会運営を担う役員人材の育成</li> <li>・若い世代や新しい価値観を交えた自治会事業・運営の在り方の工夫</li> <li>・自治会活動の周知・広報の在り方の工夫</li> <li>・敷居の低い公民館の環境・空気づくり</li> </ul>
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な活動が個人負担にならず、多くの住民のネットワークによって進められるような自治会運営を目指す。</li> <li>・特定の個人や集団よりも、より多様な世代のつながりを大切にされた事業内容、運営方法の構築を目指す。</li> </ul>



## 千歳町地区自治会

千歳町3丁目32番地1 TEL092-581-3559、Fax092-581-3559

## [地域の特徴]

千歳町地区自治会は、昭和37年に二つの地区(春日荘・荒巻)が合併し発足しました。その後、春日市の急速な都市化により、町内に残されていた自然も宅地化が進み、住宅密集地の町となりました。

当地区では、防災訓練開催時、評議員が被害箇所を調べる被害確認訓練を行い、シニアクラブや中学生のメンバーが高齢者宅を訪問し安否確認訓練を行っています。安否確認訓練は、ご近所のつながり活動に繋がり、地域の高齢者の見守り活動の一環となっています。

## [地区の活動]

コミュニティ	秋まつり、餅つき大会、どんど焼き、門松作り、ボウリング大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老会、ご近所のつながり活動による高齢者の見守り、サマー寺子屋、コミュニティカフェ「Cafe カフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、資源ごみの回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	地区防災訓練、防犯パトロールの実施、防災・防犯意識向上のための「防災訓練」の開催、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

## [ピックアップ 一年の計は“どんど焼き”にあり]

皆さんの願いを聞き入れてくれた歳神様を天上へお送りするどんど焼き。役目を終えた正月飾りを火にくべながら、新年のあいさつを交わす人、その年の無事を祈りながら手を合わせる人、毎年多くの参加者で賑わいを見せています。そして、ぜんざいや焼きいも、お神酒が歓談の輪に彩りを添えています。ご家族連れの微笑ましい様子やご近所さん同士の弾んだ会話は、正月行事ならではの和やかな雰囲気をつくってくれます。夢や希望が膨らむ千歳町のどんど焼きがいつまでも続くことを願っています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ひとり親や共働き家庭が増え、生活様式が変化してきたことが自治会未加入の要因になっていて、地域防災や高齢者や子どもを見守るといった観点からも、誰もがつながり、交流できる地域づくりに効果が期待できる施策が求められていると思います。
今後の展望	どの自治会も同じような課題を抱えていて、誰もが気軽に参加できる行事や自治会に関心を持ってもらうための施策は、他の自治会、行政と連携し協議していく場をつくっていきたいと考えています。



光町地区自治会

光町2丁目180番地1 TEL092-581-9288、Fax092-581-9288

[地域の特徴]

光町周辺は、戦時中に軍需工場の建設に伴い、その住家として、県営住宅や営団住宅が建設されました。その後、昭和32年に「春日原土地区画整理事業」が行なわれ、昭和40年には三つの地区（立石、永田、荒巻の一部）が合併し、光町地区が発足しました。また、昭和48年に原町3丁目（航空自衛隊原町庁舎）が編入し、現在の光町地区となっています。

当地区では、大人と子ども、住民間の支え合いや交流が盛んに行われており、「人が光る、町が光る」光町を住みよいまちにしています。

[地区の活動]

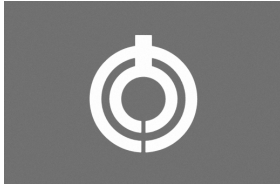
コミュニティ	地区夏祭り、文化祭、餅つき大会、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、世代間交流芋掘り大会、ソフトダーツ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、誕生月訪問(85歳以上)、ご近所のつながり活動、支援者交流会、コミュニティカフェ「ひかりカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、資源ごみの回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	公民館火災避難訓練、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」「交通安全教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[ピックアップ 地域の一人ひとりが主役 光町の自治会運営]

当地区では、「自治会活動は地区の皆さん一人ひとりの積極的な参加でより活性化します。自治会活動の主役は光町に居住するあなたです。」をモットーに自治会運営をしています。各事業においては、それぞれの自治会組織の部長をはじめ、部員の協力体制のもと、一つひとつの行事が無事に遂行されています。3年前から立ち上げを進めていた「まちづくり委員会」が令和7年度に発足し、「安全安心で住んで良かった」「住み続けたい光町」と思っていただけのように、より一層取組を進めています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	公民館に来られない高齢者をどう見守るか。
今後の展望	誕生月訪問を通じて災害など緊急時にも対応出来るよう緊急連絡先等の把握をしていきたい。また、ご近所のつながり活動等の支援者の輪を広げ、「人が光る、町が光る」住みよい光町にしていきたい。



## 大和町地区自治会

大和町2丁目16番地2 TEL092-582-1140、Fax092-582-1140

## [地域の特徴]

大和町地区自治会は、昭和40年に小倉地区の一部が分離して発足しました。春日市の北東部あたりに位置し、東側は福岡市博多区、北側は陸上自衛隊、西側は県道31号線、南側は春日横断通りに囲まれた地域です。JR南福岡駅にも程近く、交通アクセスの良い立地条件にあります。

当地区では、一人暮らし高齢者を対象に、月に1回の訪問や電話による安否確認を含めた見守り活動を行うなど、「ご近助が命を救う」をスローガンに交流や見守りを進めています。

## [地区の活動]

コミュニティ	夏まつり、餅つき大会、芋掘り体験、寺子屋、お楽しみ会、クリスマス会、新一年生歓迎会、社会科見学
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老祝賀会、一声運動、ご近所のつながり活動による高齢者の見守り、子育てサロン、コミュニティカフェ「大和町カフェ和」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、花いっぱい運動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収、古紙回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の新設、修繕によるLED化、道路、河川、街路樹の改善要望、防犯カメラの設置

## [ピックアップ 継続した日頃の活動で社会的孤立の対策]

当地区では、社会的孤立が影響があるとされている、認知症や脳卒中の発症リスクが高いと言われる事から高齢者の集う機会を多く持つための、公園でのグランドゴルフ練習、週4日公民館での麻雀教室等で社会的孤立(話したい時に話せる人がいない、日常で人とのつながりを感じにくい等々)の対策に心がけています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	転入者や福祉を必要とする世帯について十分に把握できていないため、自治会活動への勧誘、福祉活動による支援を積極的に行うことが難しい。
今後の展望	世帯数や人口が少なく、土地がコンパクトであるからこそ、行事に参加したときお互いのことを覚えやすい。この特性を生かして、新たに転入した住民や福祉活動の対象となる住民の状況を把握することで、自治会活動、福祉活動を強化、推進していきたい。この特性を生かして、行事などへの参加をきっかけに、自治会を中心としたコミュニティの形成を図っていきたい。



若葉台西地区自治会

若葉台西3丁目4番地1 TEL092-571-4360、Fax092-571-4360

[地域の特徴]

若葉台西地区自治会は、昭和59年に若葉台地区を、春日中央通りを境として東西二つに分け、今の自治会が発足しました。市の文化スポーツの中心である、ふれあい文化センター、市民図書館、総合スポーツセンターに程近く、住みやすい環境となっています。

[地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、餅つき大会、世代間交流七夕まつり、ニュースポーツ大会(カローリング等)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、資源ごみの回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による消火訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[ピックアップ 若葉台西地区防災訓練]

当地区では、令和元年度から、災害時を想定して、より実践的で必要な訓練を行う地区の防災訓練を実施しています。当日は、地区の中学生を含めて約200人が参加し、防災ベンチを使った炊き出し訓練や、簡易テントの設置訓練などを実施。炊き出し訓練では、ベンチを解体し、実際に火をおこしてカレーを作りました。作ったカレーは、皿を洗わずに済むように、ビニールに入れて食べるなど、災害時を想定し工夫。消防団の協力により、消防車の展示を行う等、子どもたちや親世代の住民の防災への意識を高め、災害に強い地区を目指しています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ふれあい・いきいきサロンの参加者が固定化しているとともに、ご近所のつながり活動が関係者のみの取組になっている。
今後の展望	自治会を始めシニアクラブや民生委員・児童委員その他関係団体との連携を密にし、サロンや様々な行事等の参加者を増やし、あわせて、幅広い世代の参加を推進したい。また、地区住民へご近所のつながり活動の周知徹底を図り見守り体制を強化していきたい。





若葉台東地区自治会

若葉台東2丁目86番地2 Tel.092-591-8979、Fax092-206-8401

[地域の特徴]

若葉台東地区自治会は、昭和59年に、若葉台地区を、春日中央通りを境として東西二つに分け、今の自治会が発足しました。

当地区は、春日市のほぼ中央の高台に位置し、ふれあい文化センター、市民図書館、総合スポーツセンター、県営春日公園に程近く、文化やスポーツに親しめる自然環境に恵まれた地区です。

また、春日東小学校、春日東中学校が地区内にあり、活気にあふれた文教地区です。

[地区の活動]

コミュニティ	地区まつり、町内主要道路6路線への愛称づくり、世代間交流事業、餅つき大会、ニュースポーツ大会等の運動会(カローリングやグラウンドゴルフ等)、音楽の玉手箱&文化講演会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老の日式典・祝賀会、ご近所のつながり活動(東中ボランティア部との合同訪問)、福祉活動研修、子育てサロン「わかぼっこ」、認知症サポーター養成講座、コミュニティカフェ「ゆうゆう」
環境	ごみの出し方の啓発、資源ごみの回収、犬のふん対策、児童遊園愛護活動花いっぱい運動、自宅前庭先5メートル清掃運動、美しい通りづくり活動(春日東中学校部伍活動との合同町内清掃)、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災訓練、防災・防犯意識向上のための学習会、防犯パトロールの実施、通学路における子どもの見守り活動、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

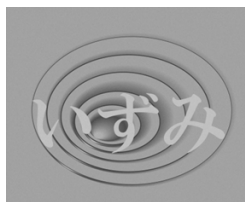
[ピックアップ 若葉台東地区のまちづくりビジョン作成]

当地区の創立30周年に、将来に向けて住みよい地区を住民みんなの手でつくりたいと、自治会役員や関係団体(シニアクラブ等5団体)、地区住民で構成された「まちづくり研究会」を発足し、自分たちが住む地区の将来について話し合う機会を設けました。その会の中で、地区のいい点や問題点を出してもらい、外部アドバイザーの指導も受けながら「若葉台東地区のまちづくりビジョン」を作成しました。ビジョンでは、将来像を「“あいさつ”と“笑顔”の絆でつくる若葉台東」と位置づけ、5つの基本テーマを設定。達成に向けて今年41年目を迎え、自治会活動・運営を継続しています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	都市化や世帯構成員の低下並びに高齢化から地域活動の担い手不足が課題となっている。そこで、住民各世代間が一体となった交流を「まちづくり」に取り入れて「共助」していくこと。また、自治会活動を住民全体にくまなく周知することで、各種事業の参加意識をいかに高めていくか。
今後の展望	広報などを充実させ様々な行事等の参加者を増やしていき、将来像「“あいさつ”と“笑顔”の絆でつくる若葉台東」とキャッチフレーズ「若葉台東は心温か <sup>あった</sup> “大家族”」の基、地区全体を一つの家に例え、心温かな“大家族”のように笑顔のあいさつによる強い絆で結ばれた若葉台東を継承・継続していきたい。

### 3 春日西中学校区



#### 泉地区自治会

泉 2 丁目 4 番地 TEL092-571-4415、Fax092-571-4415

#### [地域の特徴]

泉地区自治会は、昭和43年に福岡市と当時の春日町をまたいで、福岡市住宅供給公社が分譲住宅を供給したところから始まります。今では、「安心・安全の住みよい町」「福祉の泉」を目指して、高齢者宅への訪問や子ども達の見守り、夜間パトロール等の防犯対策や環境美化に取り組んでいます。

また、コミュニティースクールにも積極的に参画し、支援を行い、ふれあい事業等を通して各自治会との交流も深めています。

泉地区の皆さん同士のつながりを深めるため、世代間交流を軸とした自治会行事を計画し「春の交流会」「敬老祝賀会」「秋の交流会」「もちつき大会」「どんど焼き」等を行っています。

#### [地区の活動]

コミュニティ	春の交流会、七夕飾り作り、水鉄砲バトル、秋の交流会、芋ほり、餅つき大会、クリスマス飾り付け、賀詞交歓会、二十歳の祝い、どんど焼き、生涯学習会
福祉	ふれあい「泉サロン」、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、高齢者訪問(独居及び高齢者夫婦)、子育てサロン「いずみっ子」、公民館カフェ「カフェいずみ」、減塩味噌づくり教室、バスハイク
環境	ごみの出し方の啓発、環境防犯委員による町内・公園の美化、クリーン作戦(年2回/全35自治会連携活動)、町内清掃(年6回)、資源回収(月1回)、花植え
防犯・防災	自主防災避難訓練、自治会役員及び組長などによる夜間パトロール、環境防犯委員による青パトでのパトロール、防犯灯の維持・管理、登校時の見守り

#### [ピックアップ 受け継ぎ繋いでいく 各種伝統行事]

毎年4月に開催している総会は、地域の決めごとを行う場として、毎回100人以上の地区住民が参加し、自分たちが住む地区を良くしようと積極的に意見交換や提案が行われています。総会では、参加者から上がった要望や意見について、即決議を行うなど、スピード感を持って取り組んでおり、年度初めに、自治会運営の方向性を決定する場になっています。また、春・秋の交流会、もちつき大会、どんど焼きは、家族揃って参加する住民も多く、同じ地区に住む住民同士が交流を深める重要な機会になっています。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ご近所のつながり活動に力を入れており、見守りが必要な方の状況の把握や行事のお知らせ等を行っているが、一方で、自治会未加入者や支え合い活動に登録していない人たちが心配。対策が必要。
今後の展望	住民同士がつながりを持つことができるような行事やイベントの企画を行い、普段の見守りやいざというときの助け合いにつなげていきたい。また、若い世代も増えてきているため、世代間交流などを通して、子どもたちとの関わりも増やしていきたい。



## 上白水地区自治会

上白水6丁目77番地 Tel092-582-6879、Fax092-582-6879

## [地域の特徴]

上白水地区自治会は、昔から「白水八幡宮」があり、農地等が点在するなど、風情豊かな地域です。明治22年に5か村の合併により「春日村」が誕生した時の1村(上白水村)でしたが、その後の発展により昭和59年に天神山地区、平成14年に白水ヶ丘地区へと分区を重ね、現在に至っています。

特に、「博多南駅」(平成2年開業)に近く、住環境の利便性等に優れ、幼稚園・郵便局も地域内にあり、春日西小、白水小や春日西中にも近く、多くの児童・生徒が通学しています。一方、高齢化率も年々増加しているため、地域のふれあい、ご近所のつながり活動が必要となってきています。

## [地区の活動]

コミュニティ	抽選会、もちつき大会、しめ縄づくり、こども豆まき大会、芋掘り、七夕、ふれあい秋祭り、クリスマス会地域の子ども達への行事等
福祉	ふれあい・いきいきサロン、ご近所のつながり活動、敬老の祝い菓子配付、お楽しみ倶楽部、子育てサロン「しゅっぽっぽ」、コミュニティカフェ「上白水カフェ」
環境	資源回収、個別回収、美化活動、犬のフン・猫への不法餌やり禁止、ゴミの出し方等への周知、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロール、避難訓練、小学校登下校見守り活動、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

## [ピックアップ 高齢者の居場所づくり いきいきサロン]

当地区では、月に1度高齢者を対象にした「いきいきサロン」を開催しており、民生委員をはじめ約20人のボランティアが携わっています。毎月、サロンスタッフによる事前の会議を行い、参加者が楽しんで活動できるよう、バスハイクや健康講座・体操・輪投げ・他ゲーム等の生涯学習を取り入れるなど、工夫を凝らした活動を行っています。また、いきいきサロンの前には、毎回スタッフから高齢者へ直接電話で出欠確認を行っており、高齢者の皆さんの現状把握や見守りの役割も果たしています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域の協力体制の確立と、高齢者が増加しご近所のつながり活動の更なる充実が必要である。
今後の展望	中学校地区の中高生ボランティアと会議や行事を通して幅広い世代間交流をし、日常からあいさつや話しを交わすような顔見知りの関係構築に努めたい。



下白水北地区自治会

下白水北 4 丁目 19 番地 Tel.092-571-4146、Fax092-571-4146

[地域の特徴]

下白水北地区は、かつては大字下白水全域を地区としていましたが、開発が進むにつれ、昇町、松ヶ丘、泉、下白水南地区が順次分離独立し、平成8年に今の形となっています。

当自治会は福祉事業部、環境・安全事業部、イベント事業部、コミュニティ事業部の各部を組織しています。分担された事業を推進することにより、住民が明るく楽しい生活を送っていただける地域となっています。

[地区の活動]

コミュニティ	しもきたグラウンドゴルフ大会、しもきたニュースポーツ大会、納涼交流会、文化祭、しもきた秋まつり、餅つき交流会、夏及び冬のお楽しみ抽選会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、茶話会、すまいる運動教室、子育てサロン「北びよサロン」(人形劇、クリスマス会等)、福祉推進員と連携してご近所のつながり活動を行い、高齢者世帯・独居者を見守る
環境	ごみの出し方の啓発、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、クーリング shelter として公民館の適時開放、赤ちゃんの駅、花いっぱい運動の遵守、資源ごみの回収
防犯・防災	公民館の夜間及び休日の戸締りはセキュリティ会社が管理、公民館内防犯カメラ設置、自治会役員の救命講習受講、西中校区5自治会合同防災訓練、自治会役員と組長による夜間パトロールの実施、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

[ピックアップ 地域全体で高齢者を見守る 各種福祉活動実施]

ご近所のつながり活動の登録者とは別に、独自に77歳以上の自治会加入者を見守りの対象にしています。その見守り対象者に対して、毎月1回開催しているふれあいサロンへの参加を積極的に呼びかけています。また、市社会福祉協議会と共に、年に4回福祉推進委員会を開催しています。日頃のご近所のつながり・見守り活動の検討会を実施。地図に落とし込むことによって、町内別・世帯構成が一目で分かるように工夫をしています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	①災害時における要援護者の把握が個人情報保護の観点から掴みにくくなっている。 ②高齢化により隣組制度の維持ができなくなりつつある。
今後の展望	①災害が発生してからでは災害弱者の手助けができない。個人の事情もあるが、手助けが必要との事前の申請をできるだけしていただくように働きかけます。 ②隣組制度が住民の高齢化、新しく地区へ編入した方々などで少しずつ制度が後退しつつあるので、個別対応を進めて自治会組織を守っていく。



## 下白水南地区自治会

下白水南3丁目44番地 Tel.092-593-2311、Fax092-593-2311

### [地域の特徴]

下白水南地区は、平成8年に人口世帯数の増加により下白水地区が南北に分区され発足しました。地域内には、国指定文化財である日拝塚古墳があります。近年では、家電量販店、スーパーマーケットが進出し、まちの様相も変貌してきています。

そういった中でも、夏祭り、運動会、グラウンドゴルフ大会、餅つき大会などを開催するなど、地域住民の絆づくりに努めています。

### [地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、文化祭、ふれあい餅つき大会、大運動会、グラウンドゴルフ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、バスハイク、ミニバスハイク、敬老会、ご近所のつながり活動、子育てサロン「育自サークル・モモ」、カフェ「しもみなカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、隣組輪番制による公民館の清掃、資源回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

### [ピックアップ 春日西中ボランティア OB・OG 隊]

春日西中ボランティア OB・OG 隊は、コミュニティスクールでボランティアを経験した OB・OG がメンバーとなり、自治会や小中学校行事に参加・協力するお助け隊として、春日西中学校、及び各自治会公認のもとに令和5年3月に発足しました。今では、会員は41名となり、下白水南自治会を拠点に活動しています。西中校区内の「祭り」、「餅つき大会」、だけでなく、小学校の「水鉄砲合戦・お化け屋敷」、「浄運寺の花まつり」等にも参加し、活動の場が広がり、地域では欠かせない存在になってきました。若い世代もあたり前に地域で活動できる状態をつくっていけるよう頑張っています。

### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	少子化の影響もあると思われませんが、「子ども会育成会」がなくなり、児童に対する行事等を自治会で実施するようになりました。ご父兄を含めて参加される方が増えるよう、自治会活動についてもっと理解してもらえるような取組や工夫が必要です。
今後の展望	自治会活動やボランティアについて、住民に関心をもってもらえるよう広報紙を工夫したり、HP を充実させるなど、効果的な広報活動に取り組みたい。



白水ヶ丘地区自治会

白水ヶ丘3丁目46番地 TEL092-582-6885、Fax092-582-6885

[地域の特徴]

白水ヶ丘地区自治会は、上白水地区自治会から平成14年に分区し、今に至っています。いまでは、世帯数も1,300世帯を超えるものとなりました。

当地区では、生涯学習としての地域いきいき生活講座や男性の料理教室を開催するなど、住民間の交流を図り、地域とのつながりを深めるための様々な行事を計画し、活発な自治会活動を行っています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、歳末餅つき大会、左義長、ふれあい文化祭、世代間交流ニュースポーツ大会、健康ウォークラリー大会、芋掘り大会
福祉	敬老祝賀会、ふれあい・いきいきサロン、誕生日訪問(お誕生日カード、鉢花のお渡し)、ご近所つながり活動、子育てサロン「のびっこ広場」、コミュニティカフェ「茶話やか広間」
環境	ごみの出し方の啓発、美化活動、美化推進委員による巡回、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による公民館避難訓練の実施、防犯パトロールの実施、ボランティアグループ「いつもの会」による町内パトロール、道路等の改善要望

[ピックアップ 世代間交流と健康維持のために 健康ウォークラリー大会]

当地区では、年に1回、白水大池公園を歩きながら2つのチェックポイントを回る健康ウォークラリー大会を実施しています。今年で24回目の開催となり、地区住民同士の交流や、健康維持を目的に発足以来継続して開催しています。運営には中学生も参画しており、当日は、家族や隣組、近所の方で3~5人のチームを作り大会に臨みます。毎年50~60ほどのチームが参加し、各チェックポイントでは協力してゲーム(玉入れ・わなげ等)に挑戦し、仲を深めます。ウォークラリー後、みんなで弁当と自治会からふるまわれた豚汁で昼食をとり、交流を図っています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	誕生日訪問や見守りの件数が増えてきており、支援する体制が難しくなっている。また、行事の参加者が固定化してきている。
今後の展望	対象者の年齢引き上げや地区内の関係団体の支援も検討していきたい。また、ご近所つながり活動のメンバーも増やしていきたい。また、行事の更なるPRをしていくとともに行事の参加を増やし住民同士の更なる交流を図っていきたい。

## 4 春日南中学校区



### 大土居地区自治会

大土居3丁目148番地3 Tel.092-596-4743、Fax092-596-4743

#### [地域の特徴]

大土居地区自治会は、平成17年4月に昇町地区から分区した自治会です。大土居の地名は、国指定の特別史跡(水城跡)である「大きな土居」に由来しています。西鉄春日原駅、JR 春日駅、JR 博多南駅(新幹線)などの交通の利便性がよく、福岡市のベッドタウンとして発展しています。また、近隣には福岡都市圏南部工場内の「ほのぼのの広場」や白水大池公園が地区の皆さんや春日市民の憩いの場となっています。

#### [地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、文化祭、餅つき大会、どんど焼き、地域ふれあい大会、成人祝い
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝い、高齢者見廻り(誕生月訪問)、ご近所のつながり活動、子育てサロン「ひまわりサロン」
環境	ごみの出し方の啓発、廃品及び資源回収、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	登下校の見守り活動、青パトによる地域防犯活動、自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、年末防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

#### [ピックアップ 学童安全パトロール隊]

自治会役員・地区住民有志の約20人程度から構成された学童安全パトロール隊は、毎日、春日南小児童の朝夕の登下校時に、見守りを行っています。24人の隊員が手分けをして、計5箇所の交通量が多い交差点に立ち、児童の安全な通学を見守っています。この取組は、地元の人同士が気軽にあいさつし合える環境を作りたいという思いから、始まったもので、見守り時には、パトロール隊の隊員が積極的にあいさつや声かけを行っています。令和2年度には、春日市表彰式にて、市民表彰も受賞しました。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	福祉活動の世話役が高齢化して担い手不足となってきている。
今後の展望	試行錯誤しながら魅力ある行事を検討し公民館へ人が集まるようにしていきたい。



### 白水池地区自治会

白水池2丁目48番地 TEL092-502-9200、Fax092-502-9200

#### [地域の特徴]

白水池地区自治会は、高度成長期の昭和40年代の中ごろに、白水大池の西側に広がる広大な丘陵地に宅地開発されました。地域の特徴として、商店が無く、ほぼ全域が持家の居住区です。高齢化が進みつつも、一方では若い世代が家を建て転入するという側面も持っています。

開発当時のつながりは今も余韻を残しており、地区でおこなわれるイベントには多くの住民が参加し、住民同士の交流は盛んにおこなわれています。

#### [地区の活動]

コミュニティ	白水池フェスタ(秋祭り)、餅つき大会、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、子育てサロン「なかよし広場」、ご近所のつながり活動「絆の会」、コミュニティカフェ「るんるんカフェ」、土曜あそび隊
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防災訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

#### [ピックアップ 新しい取組ではじめた白水池フェスタ]

当地区では、元々地区の交流を深めるために、地区運動会を行っていましたが、地区の高齢化が進み運動での交流が難しくなったため、5・6年前に新しく白水池フェスタを始めました。白水池フェスタは、住民同士のふれあいの場の創出を目的に毎年10月に開催しており、全世帯の半数以上(約300人)が参加します。当日は、出店が出たり、シニアクラブ会員が手作りの料理をふるまったりと、大いに賑わいます。年によっては舞台を作り、公民館を利用するサークルに発表してもらうなど、成果発表の場にもなっています。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	<p>福祉部、きずな部、シニアクラブ「池の友」がそれぞれ個々に活動しているため、活動内容や参加者の情報共有がされていない。また、地区は坂が多く公民館に歩いて来ることが困難な高齢者が多い。さらに、高齢者の買い物も難しく、やよいバスの運行本数が少なく乗り継ぎもあるため利用者は少ない。</p> <p>自治会行事の参加者として関わる働き世代は多いが、運営を手伝ったり、自治会役員になろうという人がいない。(担い手不足)</p>
今後の展望	<p>自治会長を中心に福祉部、きずな部、シニアクラブ「池の友」が集まり共通認識や情報共有を図っていききたい。</p> <p>また、買物に困っている人に対しては、食料品等の配達サービスの利用など、様々な支援を活用して対応していきたい。</p> <p>小中学生の自治会行事への参加を通じて、親世代、働き世代の参加までのきっかけづくりに取り組みたい。</p>





## 惣利地区自治会

惣利3丁目133番地1 Tel.092-595-1705、Fax092-595-1705

## [地域の特徴]

惣利地区自治会は、昭和53年に春日地区から分区し発足しました。ため池の埋め立て等の宅地開発が進む中、住民有志により公民館建設委員会が組織され、公民館用地を確保することができました。令和6年度に公民館大規模改修事業、令和7年度に惣利公園再整備事業が実施され、未来につながる地区の新しい拠点づくりが進んでいます。

また、地区を愛する住民が行動を起こし、子ども達へは「ふるさと惣利」づくり、高齢者には「安心安全で温かいふれあい」のまちづくりを目指して自治会を中心に活動を展開しています。

## [地区の活動]

コミュニティ	まつり惣利、親子ふれあい餅つき大会、どんど焼き、惣利好いとう会、惣利平成龍保存会、げんきカイ、惣利応援団、魚とり大会(春日・平田台と共同実施)
福祉	ふれあいサロン、つながり活動、敬老祝い会(ことぶき会主催)、敬老祝賀事業(自治会主催)、ご近所をつながり活動
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、資源ごみ回収、環境部推進委員による地区の環境美化活動、牛頸川清掃活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	「犯罪抑止プロジェクト」による登下校時の見守り活動、防犯パトロールの実施、自治会独自の防災マニュアルに基づく「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

## [ピックアップ 風通しのよい自治会運営]

住民の声を自治会運営に積極的に反映するため、令和5年度に公民館玄関に『惣利自治会目安箱』を設置し運用を開始しました。しかし投稿件数が少ないため、令和7年度に、スマートフォンから手軽に意見を投稿できるように電子フォーム化したところ、投稿数が大幅に増加しました。この意見の中の複数の要望を踏まえ、令和7年5月から『電子回覧板』の運用を開始しました。この『電子目安箱』は、風通しのよい自治会運営に大きな役割を果たしています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会加入率の低下や役員の担い手不足はかねてからの課題ではあるが、地域住民の自治会への関心が低下していることも課題である。
今後の展望	住民ニーズに対応した取組や自治会活動のPRなどを強化することで多くの住民が自治会に集い、活動に参画してもらいたい。また、「小さな手と大きな手 つないで作ろう そうりの輪」を地区の「まちづくり標語」として掲げ、隣組をはじめとした自治会活動を強化していきたい。



塚原台地区自治会

塚原台 1 丁目 76 番地 2 Tel.092-595-0340、Fax092-595-03405

[地域の特徴]

塚原台地区自治会は、昭和50年宅地が造成され、昭和53年に春日地区内の自治会として発足しました。その後、平成12年に独立し、春日市32番目の地区自治会となりました。地区内には戸建て住宅が多く、隣近所のつながりが強い地域です。

「輪と和で育つ塚原台」をテーマに活動しており、「塚原台カフェ」、「勝手サロン」などを行い、地域住民同士のコミュニケーションを図っています。

また、「お年寄りに優しいまちづくり」という目標を掲げており、日常生活の中で地域の高齢者を見守り、困りごとに対応するため、住民同士の助け合いとしてボランティア部が活躍しています。

[地区の活動]

コミュニティ	塚原台まつり(秋祭り)、しめ縄づくり、餅つき大会、どんど焼き、七夕祭り(わんこそうめん)、バスハイク、グラウンドゴルフ大会、文化作品展、芸能祭、塚原台を語る会、アンビシャス広場(放課後子ども教室)、スポーツフェスタ、公民館キャンプ
福祉	ふれあいサロン、子育てサロン「ニコニコ塚ちゃん広場」、コミュニティカフェ「塚原台カフェ」、勝手サロン、ご近所のつながり活動、敬老祝賀会、塚原台地区自治会ボランティア部
環境	一斉清掃・環境パトロール、花クラブによる町内花壇の苗植え、希望した世帯への苗の配布、ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	全世帯参加による防犯パトロールの実施、青パト隊による下校時を中心としたパトロール、自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

[ピックアップ 地区誕生 50 周年記念行事]

当地区は、昭和50年11月に、宅地として造成され誕生し、今年50年目の節目を迎え、様々な企画を実施しました。地区内若者の協力部隊と、子どもたちの登校時見守り隊を新たに組織したこと、又、小学生の公民館でのキャンプ、ドローンによる地区住民が集った人文字空撮等初めての試みでした。もっともっと元気で、住み心地の良い塚原台を築いていこうと、新しくスタートしたところです。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会に関わる方が固定化してきている。また、自治会役員、福祉の担い手が不足してきており、活動の継続性を心配している。
今後の展望	どの世代からも「公民館が好き」と塚原台に愛着を持ってもらえるような地区にしていきたい。



## 天神山地区自治会

天神山1丁目53番地 TEL092-572-7323、Fax092-572-7323

### [地域の特徴]

天神山地区自治会は、昭和59年に上白水地区から分区し発足しました。春日中央通りをはさんで銀行やコンビニが並ぶ便利な住宅街となっています。目指すべき将来像を「住んでよかった天神山」とし、地区や学校の行事をまとめた「天神山行事カレンダー」を自治会加入全世帯に配布しています。地域行事への参加を促し、「向こう三軒両隣の顔がわかる地域づくり」を目指し、地域における住民同士の結びつきを大切にした多種多様な取組を行なっています。

### [地区の活動]

コミュニティ	ふれあい秋まつり、ふれあいもちつき大会、ふれあいフェスタ、世代間交流「七夕会」、しめ縄作り、八女市立花町松尾百笑村との交流、わがまち喫茶「天てんカフェ」
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老の日祝賀会、子育てサロン「天てんひろば」、ふれあい公民館学習、子ども部との合同世代間交流
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、一戸一美運動、古紙回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防災・防犯意識向上のための「防災・避難訓練」「安全安心教室」「救命講習会」の開催、防犯灯・防犯カメラの維持・管理、道路等の改善要望、「ながら防犯」の啓発

### [ピックアップ 10年続く八女市立花町松尾百笑村との地域交流]

当地区では、平成23年から八女市立花町と年に数回の地域間交流を続けています。天神山地区の子どもたちが、年に数回立花町を訪れ、地元の人との交流を図るとともに、蛍鑑賞や2泊3日の農業体験等を行います。また、立花町の方が、天神山地区の秋祭りやもちつき行事に参加するなど、双方向の交流を深めています。高齢化が進み、子どもが少ない立花町にとって、天神山地区の子どもたちとの交流は楽しみの一つとなっており、子どもたちにとっては春日市ではできない経験をたくさんすることができる貴重な機会となっています。

### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会未加入者や退会者の方が、自治会活動に参加・協力することの楽しさや充実感を知らず、加入者とのギャップが大きい。
今後の展望	日常生活の中で、気軽に参加できるような取組を展開し、地域の絆を強め、見守りや支え合いの活動へ繋げて“住んで良かった天神山”と思える街にしていきたい。



松ヶ丘地区自治会

松ヶ丘5丁目35番地 TEL092-595-0686、Fax092-517-4478

[地域の特徴]

松ヶ丘地区は、昭和48年頃から南春日台土地区画整理事業として整備が始まり、昭和53年に昇町区から分区し、松ヶ丘地区自治会となりました。平成19年にはフォレストシティ開発事業で住宅地が造成され、現在星見ヶ丘地区となり、人口が増加しました。

当地区では、地域での困りごとに対応するために、ご近所のつながり活動に力を入れ、高齢者等が暮らしの中で人手が必要などきに手助けをするボランティア支援の体制を整えています。

[地区の活動]

コミュニティ	花火大会、秋まつり、世代間交流(七夕まつり、焼き芋会、餅つき大会、どんど焼き) アンビシャス広場(放課後子ども教室)、中学生プロデュースの小学生対象クリスマス会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、高齢者見守り、高齢者のカフェ「憩いの家」、くらしサポート隊、子育てサロン「げんきっこ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、蚊成長制御剤配布による「蚊発生一斉防除」の実施、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による避難誘導訓練の実施、防犯パトロールの実施、「ゾーン30」指定による道路、標識の整備、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[ピックアップ 松ヶ丘と星見ヶ丘の活発な世代間交流]

当地区は、高齢化が進む松ヶ丘と子育て世代が多く住む星見ヶ丘の対照的な2つの地域で構成されており、これらの2つの地域の融和を図り、親睦を深めるため、年間を通して花火大会や秋まつり、焼き芋会、グランド・ゴルフなど、季節に合わせて数多くの世代間交流行事を開催しています。行事では、シニアクラブを中心とした高齢者や、子どもとその親など、あらゆる世代の住民が毎回350～400人ほど参加。自治会の役員を中心に、同じ地区に居住する人同士、お互い協力しながら積極的に親交を深めています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	見守りやご近所のつながり活動のスタッフが高齢化している。また、「行事等を手伝う」という人はいるが中心になる担い手がない。
今後の展望	見守りやご近所のつながり活動の維持・継続と星見ヶ丘との融和を図り、みんなで助け合う松ヶ丘にしていきたい。



## 紅葉ヶ丘地区自治会

紅葉ヶ丘西4丁目1番地1 Tel.092-581-9621、Fax092-581-9621

### [地域の特徴]

紅葉ヶ丘地区自治会は、昭和43年に若葉台区から分区し発足しました。当時のこの地は、秋には楓や樺などが見事に紅葉する小高い丘で、そこから紅葉ヶ丘という地名がつけられたとされています。また、現在は、春日市の中央を東西に貫く春日中央通りが地区を東西に分けており、バスも通っているため、住民にとっては交通の利便性の良い住環境となっています。

### [地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、屋内運動会、餅つき会、どんど焼き、ボウリング大会、文化発表会(一般の部・教室の部)、文化作品展、バスハイク、世代間交流事業(地引綱)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老の日祝賀会、高齢者誕生日訪問、ご近所のつながり活動、子育てサロン「もみじっこ」、コミュニティカフェ「スマイルカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、公共用地清掃、児童公園草刈り
防犯・防災	自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、防犯パトロール、防犯ミーティングの実施、防災、防犯意識向上のための「防災講和」「防犯講和」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望、救急救命(AED)講習

### [ピックアップ 盛んな世代間交流]

紅葉ヶ丘地区では、幼児から高齢者まで誰でも参加できるように工夫して行う屋内運動会、地区ボウリング大会、世代間交流事業(地引綱)、バスハイク、文化作品展、文化発表会と、年間を通して、定期的に世代間交流イベントが開催されています。これらの大会は、地区に居住する人なら、誰でも参加することができ、毎回、幅広い年代の方々や、多くの家族連れが参加しています。知らない人と一緒にチームになったり競技をしたりすることを通して、住民同士が顔見知りになるきっかけになっています。また、自治会加入促進のために、新規会員加入促進報奨や友好会員制度を整えています。

### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	85歳以上の高齢者全員にお誕生日訪問をしているが、ご近所のつながり活動の登録者が少ない。
今後の展望	お誕生日訪問とご近所のつながり活動を連動させるとともに、見守り活動に対する地域住民への理解と参加を促していきたい。

## 5 春日野中学校区



### 春日地区自治会

春日 1 丁目 111 番地 Tel.092-571-4149、Fax092-571-7921

#### [地域の特徴]

春日地区は、旧春日村の中心集落であり、度重なる宅地開発等を経て現在に至っています。

当地区の中央に鎮座する春日神社の起源は、神護景雲2年(768年)に大宰大貳藤原田麻呂の創建とされています。同神社の祭事、「春日の婿押し」は、国の重要無形民俗文化財の指定を受け、氏子をはじめ地区住民に連綿と受け継がれています。伝統文化を継承しつつ、地域住民の融和と大人と子どもたちがいつでも交流できるまちづくりをモットーに活動しています。

#### [地区の活動]

コミュニティ	かすが秋まつり、世代間交流餅つき大会、牛頸川清掃及び子ども魚とり大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン「いきいきサロン」、高齢者のカフェ「カフェサロン」、敬老の日祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン「どんぐり」、認知症サポーター養成講座
環境	牛頸川の整備、清掃、ごみの出し方の啓発、資源ごみ回収、公園、児童遊園、緑地の美化、啓発、春日地下歩道の環境整備、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災訓練による防災教室、避難訓練、防犯パトロールの実施、登校時の見守り、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

#### [ピックアップ 牛頸川清掃及び子ども魚とり大会]

毎年「海の日」に、惣利・平田台地区自治会と一緒に、牛頸川の清掃と、子どもの魚とり大会を行っています。これは、地元の河川をきれいにしたいという思いから、22年前(令和3年時点)に始まったもので、当日は、自衛隊や、つくし中央ライオンズクラブ等、計5つの地元企業や団体も参加。合計1,000人を超える参加者が、団体の垣根を越え、交流を深めながら、一緒に清掃活動に取り組みます。清掃後の魚とり大会では、約500人の子どもたちが、自分たちで清掃した川に入り、思う存分魚のつかみ取りを楽しみます。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化が進んでいるため、ご近所のつながり活動やふれあい・いきいきサロンなどに、必要と思われる人の参加を促すこと。
今後の展望	高齢者のサロンや子育てサロン「どんぐり」等の福祉活動及び地域行事を充実させ地域住民の融和と大人と子どもたちがいつでも交流できるまちづくりをしていきたい。



## 春日公園地区自治会

春日公園 1 丁目 47 番地 Tel.092-582-8782、Fax092-592-5888

## [地域の特徴]

春日公園地区がある一帯は、以前は徳府地区、春日地区及び米軍基地でした。基地が昭和47年に全面返還されて以降、UR団地に加え、春日高校、九州大学筑紫キャンパス、春日野小学校、春日野中学校と教育施設が多数建設され、春日公園にも程近い緑豊かな文教地区となっています。

## [地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、文化祭、餅つき大会、芋ほり
福祉	高齢者を対象とした「ふれあいカフェサロン」、「敬老祝賀会」、「ご近所のつながり活動」、子育て世代を対象とした「子育てサロンぽっけ」
環境	地域内の公園や歩道等の美化、資源ごみ回収、徳府地下歩道の清掃活動、春と秋のクリーン作戦の実施(自治会連合会主催)
防犯・防災	防犯パトロールの実施、朝の登校見守り活動、防犯灯の維持・管理、防災訓練の実施

## [ピックアップ 秋のお楽しみ会－餅つき大会－]

令和3年度からウォークラリーやソフトダーツなどを楽しむ「秋のお楽しみ会」を実施しています。令和5年度には、内容を見直し当地区ではこれまで実施していなかった「餅つき大会」を行うこととしました。多くの地区住民が参加し、大変好評でしたので、以降、毎年行っています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ご近所のつながり活動をはじめ、地区の活動のほとんどを自治会役員が担っているため、ボランティア等の担い手の確保が課題。
今後の展望	地区住民一人一人に日頃から高齢者等を見守る意識を持ってもらい、地区全体の意識を高め、誰もが住みやすく安全で安心な地区にしていきたい。



### 春日原地区自治会

春日原南町4丁目37番地84 TEL092-591-6000、Fax092-591-6000

#### [地域の特徴]

春日原地区一体は、「筑前三代広野」の一つとあげられるほどの原野でした。昭和28年の町制施行と共に土地区画整理事業を開始したことで、この地域は、一大住宅地となりました。

当地区は、非常に立地に恵まれており、西鉄大牟田線春日原駅とJR鹿児島本線春日駅の間に位置するなど、交通の便が良いことが特徴です。地区の世帯数は市内で最も多く、みんなが集まり、楽しむことで、住民相互のコミュニティの増進に取り組んでいます。

#### [地区の活動]

コミュニティ	秋祭り・お楽しみ大抽選会、桜まつり、餅つき大会、原っこ芋ほり、春日原小3年生と龍神池横プランタ内花植え、たてわり炊飯事業、春日原アンビシャス事業
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、シルバー体操、ご近所のつながり活動、子育てサロン「ばるーんクラブ」、グランドゴルフ、ペタンク実施により充実した生活の向上
環境	花いっぱい運動(龍神池周辺)、公園清掃、ごみの出し方の啓発、路上の点検、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロールの実施、朝の交通安全見守り、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望、春日原交番との定期的な連絡会議で防犯・交通防止対策の検討及び実施

#### [ピックアップ 年に1度のお楽しみ 桜まつり]

毎年3月に、公民館公園で桜まつりを開催しており、桜に一面囲まれた公園が多くの住民でにぎわいます。地区住民の交流を深める目的で開催しており、飲食の提供や子どもたちのダンスのパフォーマンスやエイサーを呼んで披露するなど、出し物も充実しており、参加者の皆さんが年に1度、大いに交流を深める貴重な機会となっています。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	利便性の良い地域であるために集合住宅が多く、ご近所付き合いや地域との交流に対し関心が少ない方が一定数いる。防災、防犯の視点からも、日頃の地域住民のコミュニケーション、つながりが大切だと考えている。
今後の展望	住民が集い、憩うことができるような事業を引き続き実施していく。また、関係団体とも連携しながら、幅広い世代に参加していただけるような自治会を作っていく。



## 春日原南

## 春日原南地区自治会

春日原南町4丁目52番地2 TEL092-582-9169、Fax092-582-9169

## [地域の特徴]

春日原南地区一体は、昭和32年に春日原区から分区しました。当初は、分譲住宅地でしたが、今では、戸建て住宅に加え、多くのマンションが建ち並び、多くの住民が暮らしています。若い住民が多く、市内では高齢化率が低い地区となっています。

地域の秋祭りや餅つき大会、育成部活動など、大人から子どもまで、みんなが楽しく暮らせる事業を行い、交流とコミュニケーションの場をつくっています。

## [地区の活動]

コミュニティ	秋祭り、餅つき大会、どんど焼き、さくらまつり、バスハイク
福祉	ふれあい・いきいきサロン「いきいき倶楽部」、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン「こあらくらぶ」、コミュニティカフェ「みんなのカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、公民館周辺や路上の美化、資源ごみ回収、公園清掃活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による防災訓練、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持管理、修繕、交通危険箇所や道路の改善要望等

## [ピックアップ ワークショップ会議と新しい仕組みの推進]

春日原南地区では、運営委員会(組長会議)にワークショップ形式の会議を導入したことをきっかけとして、地域活動の広がりがより一層進んでいます。これまで役員が中心となっていた取組に加え、運営委員をはじめ、地区内外の多くの住民の皆様が積極的に参加するようになり、秋まつりや敬老祝賀会といった地域行事、さらには登校時の見守り活動や子育てサロンなど、様々なボランティア活動の輪が大きく広がっています。

また、地域のニーズに応える新たな挑戦として、「電子回覧板」の活用や、「中高生の勉強室」の開設、「農産物マルシェ」の開催など、これまでにない取組も次々とスタートしています。こうした多彩な活動を通じて、地域では子どもから高齢者まで誰もが関わり合い、協力しながら、温かさと活気にあふれた新しい「あったかみなみまち」づくりが着実に進められています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化率が進みつつあるものの、現役で働いている世代が多いため、今後、自治会役員を確保し続け、若い人たちを自治会の活動に引き込んでいくかが課題である。また、防災対策をどのように進めていくかも考える必要がある。
今後の展望	転出入が少ないため、自分たちのまちという意識を比較的持ちやすい地域である。現在、公民館活動に関わりの少ない層を、行事等を通じて巻き込んでいき、自治会全体が活気づくようになちづくりを進めていきたい。



平田台地区自治会

平田台4丁目32番地 Tel.092-595-0100、Fax092-577-7118

[地域の特徴]

平田台地区自治会は、春日区内の自治会として独自の運営をしてきましたが、平成2年に春日地区から分区し、現在に至っています。

当地区は、いち早くご近所のつながり活動に取り組み、登録者(支えられる人)と支援者(支える人)との顔合わせ交流会を行っています。また、自治会活動では、ふらっと歩こう会、秋祭り、ふらっとおいでな祭(文化祭)などの諸行事を行うことにより、住民の親睦を深め、コミュニティの充実を図っています。

[地区の活動]

コミュニティ	ふらっとあるこう会、秋祭り、自治会緑翠会子ども会合同餅つき大会、ふらっとおいでな祭(文化祭)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、バスハイク、ご近所のつながり活動、子育てサロン、コミュニティカフェ「ふらっとカフェ」、「ひまわりストア」(移動販売会)
環境	資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、公園美化活動(愛園会)
防犯・防災	自主防災訓練による防火訓練、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持管理、道路の改善要望等

[ピックアップ 親しみのある地域行事づくり]

誰もが参加できる地域行事づくりを心がけている。そのため、地名の「平田台(平らな台地)」や英語の flat(平ら・平等)から、地域の人々が隔たりなく集い、笑顔でつながる温かな行事にしたいという想いを込めて、近隣の自然公園内でウォーキングを楽しむ「ふらっと歩こう会」、文化祭を「ふらっとおいでな祭」、コミュニティカフェを「ふらっとカフェ」と命名し、さらに移動販売会については、公募によって「ひまわりストア」と名付けて、地域住民に参加を呼び掛けている。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢者が安心して生活できる地域にするとともに世代間交流を図っていく必要がある。
今後の展望	誰もが楽しめる活動を企画し、公民館での活動や交流を通じて、笑いと活気にあふれるまちにしていきたい。また、困ったときや何かあったときには受け入れる姿勢を持ち、安全・安心なまちづくりを今後も続けていきたい。

## 6 春日北中学校区



## 岡本地区自治会

岡本3丁目65番地 TEL092-571-4161、Fax092-571-4161

## [地域の特徴]

岡本地区は、緩やかな丘陵地に位置し、弥生時代の貴重な遺跡造物が出土しています。平成10年には奴国の丘歴史資料館が建ち、住宅地の中に大きな緑地公園が整備されました。公園や自然林が織り成す静けさを求めて地元住民のみならず、多くの人が訪れ散策を楽しんでいます。熊野神社や上散田池公園の自然の森など、四季の移ろいととも変わる風景は、住民の憩いの場所となっています。

## [地区の活動]

コミュニティ	地区夏祭り、スポーツ大会、ドンカン祭り、ほんげんぎょう、餅つき大会、世代間交流事業
福祉	ふれあい・いきいきサロン「ひまわりサロン」、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン「おはなしのへや」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災訓練の開催 避難訓練、消火訓練等、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持・管理・LED化

## [ピックアップ 子どもから高齢者まで楽しむ 世代間交流事業]

当地区では、世代間交流として、令和6年度に「岡本クイズウォークラリー」を実施しました。グループごとにクイズに挑戦したり、じゃんけん大会、豚汁・さつまいもを食べて交流を深めました。今後も誰もが楽しめる地域行事づくりに取り組み、世代を超えた交流の促進を目指します。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	日頃の買い物は近隣にスーパーはあるが、地形的に坂道が多いため、お米や水等重い物の購入は高齢者に負担がある。
今後の展望	品物を見て購入する楽しみがあるので、買い物支援を進めるとともに、ご近所のつながり活動の支援者を増やし、見守りを充実させたい。



桜ヶ丘地区自治会

桜ヶ丘7丁目1番地2 TEL092-592-5567、Fax092-592-5567

[地域の特徴]

桜ヶ丘地区は、福岡市に隣接する本市の北端に位置し、西鉄天神大牟田線の井尻駅や、JR 鹿児島本線の笹原駅も近いので、通勤、通学、買物などの生活に便利なところです。マンション等の開発が進み、集合住宅が多い地区になっています。防災訓練や松寿会と小学生との芋植え・収穫祭といった世代間交流、地域内を流れる諸岡川の清掃に多くの住民が参加するなど、地域コミュニティの形成に力を入れています。

[地区の活動]

コミュニティ	地区夏祭り、魚とり大会、運動会、文化祭、ふれあい餅つき大会、ほんげんぎょう(どんどやき)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動による高齢者の見守り、子育てサロン「さくらっこ」、コミュニティカフェ「桜ヶ丘カフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、諸岡川の清掃、花いっぱい運動、広場公園花壇の整備
防犯・防災	自主防災訓練の開催 避難訓練、消火訓練、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯(LED)の維持・管理

[ピックアップ 自分たちのまちは自分たちで良くする 桜ヶ丘地区まちづくり協定書]

平成11年11月の大水害の被害を受け、このままではいけないと、地区住民の有志によるまちづくり活動が始まりました。50年100年後を見据え、未来を生きる子どもや孫たちがふるさとと言えるような「住みよい街」をつくろうと、平成11年～16年で20回を超える会議や、実際に町内の危険箇所等を把握するためのまち歩きを通して「桜ヶ丘まちづくり構想」を作成。さらに、それに基づき「桜ヶ丘まちづくり協定書」を作成しました。そこでは、まちづくりの目標を①緑あふれるいやしの街、②人と自転車にやさしい街、③バランスのとれた住むための街と定め、建物の高さや用途の制限を設定しました。現在も、これに則って住みよいまちづくりのための活動が進められています。

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	日常の見守り活動を進めているが、プライバシーの観点から情報の把握が難しいことがある。また、自治会役員をはじめとする活動の担い手、支援する側の人材確保が課題となっている。
今後の展望	行事を通して信頼関係を築き、地域への関心を高めてもらい、自治会運営への積極的な参画や、日常の支え合いに繋がるような雰囲気を作っていきたい。デジタル化を進めていきたい。



### 須玖北地区自治会

須玖北5丁目151番地 TEL092-581-6624、Fax092-581-6819

#### [地域の特徴]

須玖北地区は、昭和57年に須玖区が南・北に分区して設立されました。分区前の須玖区は昔から老松神社(上の宮、中の宮)、住吉神社(下の宮)があり、古くから信仰を集め、人々が生活していた様子が偲ばれます。また、福岡市の南側に隣接する住宅街で、戸建や集合住宅が立ち並び、住民の転出入も多い地域です。活動を進めるにあたって、意見交換を活発に行い、共通認識の下に地域のために何ができるか、地域の一員としての自覚を感じ、双方向的な活動に取り組んでいます。

#### [地区の活動]

コミュニティ	地区祭り、精霊送り、地区運動会、文化祭、どんど焼き、餅つき
福祉	いきいきサロン会、敬老祝賀会、安心生活創造事業による一人暮らし高齢者等の支援、安心生活学習会、子ども交流事業
環境	ごみの出し方の啓発、路上の点検、資源ごみ回収、地区内3公園の巡回、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防災会議、自主防災訓練、防災学習会の開催、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り活動、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

#### [ピックアップ 総合型イベント「須玖北祭」]

コロナ禍の模索から始めた事業です。「できることをできる形で」「地域の繋がりを」という願いの下、令和元年度から新たに取り組んでいます。「総合型」には、組織の連携・内容の多様性・参加者の思いなどを込めています。自治会だけでなく地域住民・学校・行政・民生委員・地域の各団体など協力を得て開催しています。地域の願いを形にすべく、地域の方が思いを込めて作った工作や書道、陶芸などの作品展示をはじめ、勾玉づくり・歴史講座・工作教室・料理教室・盆踊り伝承などの体験活動を企画しています。この事業を有効に活かし、地域の絆づくりに寄与したいと考えています。

#### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域自治を共に担う自治会役員等の人材をいかに発掘していくか。また、次代を担う子どもたちとの関わりを地域全体の関わりにしていくか。
今後の展望	地域に愛着を持ち、共に創る地域自治を目指したいと考えています。行事を通して、連帯と連携を図る中で、住民が共に地域所属感や自己有用感を味わい合える地域共同体ができることを願っています。



## サン・バイオ地区自治会

大和町5丁目1番地4 Tel.092-592-5554、Fax092-592-5554

### [地域の特徴]

サン・バイオ地区は、平成16年に日の出町地区から分区し形成された若い自治会です。「サンリヤンガーデン春日」と「アーベイン・バイオ春日」の2つの大型集合住宅で形成されており、JR 鹿児島本線の南福岡駅も近く、交通の便がよいところです。

当地区では、中高年を対象に、趣味と地域コミュニケーションを向上することを目的とした「フレンズ会」が結成され、自治会の活動にも積極的に参加・支援をいただいています。

### [地区の活動]

コミュニティ	夏祭り・盆踊り大会、ふれあい大運動会、餅つき大会、趣味を生かした同好会活動を行なうフレンズ会の結成(55歳以上の住民)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン「サン・バイオキッズ」
環境	ごみの出し方の啓発、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロールの実施、交通安全指導、防犯のための自転車シール貼付促進、防犯灯の維持管理

### [ピックアップ 夏祭り・盆踊り大会]

毎年、日の出町地区自治会と合同で行う「夏祭り・盆踊り大会」は、地区のほぼ全世帯、約2,000人が参加する地区の一大行事です。子ども会育成会やPTAなどが出店し、地区の中学生も店番をしたり、祭りの運営を手伝ったりと大活躍。この地区祭りは、地区に居住する住民への還元を大きな目的としており、小学生でも十分に楽しめ、参加者に喜んでもらえるよう、出店で売っているものは、全て値段を低めに設定しています。ほぼ全世帯が参加するため、互いに顔見知りになる貴重な機会にもなっています。

### [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	住民の入れ替わりが多いことや現役で働き続ける人が増えたことで、隣近所と日頃からコミュニケーションを取る人が少なくなっている。また、ここ数年で、一人暮らしの高齢者も増え、活動への参加が難しいからと、自治会を離れる方が増えている。
今後の展望	地域の状況が変化していく中でも、公民館の「コミュニティセンター」としての役割を大切にしたい。参加しやすい行事の企画や貸館利用の促進など、工夫を凝らしながら、人が集まり、交流できる公民館であり続けたい。 民生委員等との連携・協力により、見守りが必要な人の情報収集、見守り体制の充実に取り組みたい。



## 日の出町地区自治会

日の出町2丁目61番地12 TEL092-582-9998、Fax092-582-9998

## [地域の特徴]

日の出町地区は、福岡市に隣接し、西鉄天神大牟田線の雑餉隈駅や、JR 鹿児島本線の南福岡駅も近く、交通の便がよいところです。昭和30年に開発された県営日の出団地が始まりであり、昭和58年4月に桜ヶ丘、岡本の一部を編入し日の出町地区が誕生しました。

当地区では、近隣の精華女子短大と連携し、サロンの開催にあたって、高齢者向け、幼児向けとそれぞれのサロンに学生が参加し、専門性を発揮した活動を行っています。

## [地区の活動]

コミュニティ	夏祭り・盆踊り大会、ふれあい大運動会、パソコン教室
福祉	ふれあい・いきいきサロン、健康体操ふらわー、敬老祝賀会、ご近所のつながり活動、子育てサロン
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、桜ヶ丘地区と共同で諸岡川の清掃、町内美化のためポスター掲示による啓発、違反広告物の撤去
防犯・防災	自主防災訓練の開催 避難訓練、消火訓練、救急救命、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の管理、修繕によるLED化

## [ピックアップ 精華女子短期大学と連携したサロン運営]

当地区では、近隣にある精華女子短大と連携し、年に数回、よかよかクラブ(高齢者向けサロン)と子育てサロンを開催しています。子育てサロンでは、保育を学ぶ幼児保育学科の学生が、自作の歌を披露したり、紙芝居を読み聞かせたりと、地域の乳幼児と交流を行っています。よかよかクラブでは、介護福祉を学ぶ専攻科の学生が、大学で学習したことを基に自分たちで考えて、ハンドマッサージや脳トレを行っています。このように、近隣大学と地域が協力して地域交流を進めることで、互いに良い影響を与えています。

## [地区の課題と今後の展望]

地区の課題	人間関係の希薄化や自治会離れが進んでおり、自治会に加入していても行事や活動に参加しない人が増えている。行事に参加してみると「良かった」という声はたくさんあがるため、できることから行事の充実を図っていく必要がある。
今後の展望	行事で交流した子どもたちやその親が、その後も自治会の活動に関わり、顔の見える関係が築かれ、お互い支え合っていけるような地域づくりを目指したい。





## 第 6 章

### 第 2 期成年後見制度利用促進基本計画

※この計画は基本目標 2 の基本施策「3 権利擁護の充実」で記載した成年後見制度の利用に関する基本計画です。



## 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、平成12年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況であることから、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)を平成28年に施行しました。これにより、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護(本人に代わって生活に関する法律行為を行い、本人の生活の質の向上及び尊厳を守ること)といった制度の理念をより重視すべきことが示されました。そして、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の第一期計画」という。)が閣議決定され、この計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な計画を策定すること、利用促進に向けて必要な体制を整備することが明記されました。また、令和4年に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、成年後見制度を権利擁護支援の一つの手段として、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援策を総合的に充実させる方針が示されています。

これらの動向を踏まえ、本市では「春日市地域しあわせプラン2021」に内包する形で「春日市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取組を推進してきましたが、令和7年3月をもって計画期間が終了することから、引き続き成年後見制度の利用促進に係る取組を推進するため、第2期成年後見制度利用促進基本計画(以下「本市第2期基本計画」という。)を策定します。

### ～ 基本的な考え方： 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～



出典：厚生労働省（第二期計画成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標）

## 2 取組の現状

本市は、権利擁護支援のための「地域連携ネットワークの構築」とともに、「成年後見制度の利用促進」を図るための取組を進めてきました。

地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を維持し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」であり、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核となる機関(中核機関)」の3つから成り立っています。

本市では、令和3年度に「権利擁護総合相談運営事業」を春日市社会福祉協議会に業務委託し、運営の中核となる機関「中核機関」を設置、「春日市権利擁護総合相談窓口」を開設しました。このことにより、成年後見制度の利用が望ましい高齢者などへの個別支援やケース検討、地域包括支援センター等の関係機関との情報共有・連携の推進を図ることが可能になりました。併せて、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、関係者が「チーム」として関わる体制づくりを進めるため、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、福祉の実務に携わる職種で構成される「権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会」を設置し、各専門職団体や関係機関との連携を強化し、地域連携ネットワークの充実を図ってきました。

成年後見制度の利用促進については、中核機関や障がい者基幹相談支援センターを中心に取り組んでいます。まず、支援者に対して、制度及び相談窓口の周知・啓発を行いました。また、制度利用のための申立てに関する相談を受け、困りごとの内容を詳しく聞き取った上で、制度の適切な利用について検討したり、必要な見守り体制や他の支援へつないだりという支援に取り組んできました。

さらに、成年後見制度を利用したくても自ら申し立てることが困難な場合や親族がいない場合には、市長申立てによる制度の利用を支援し、令和6年度には、制度を利用した場合の後見人等への報酬支払が困難な人のために、報酬を助成する対象者を拡充しました。

■春日市の成年後見制度利用者数の推移（人） 資料：福岡家庭裁判所（各年12月末時点）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法定後見	後見	76	69	68	69	67
	保佐	23	22	25	25	26
	補助	7	6	6	6	8
任意後見		0	1	1	1	2

■権利擁護総合相談窓口の相談件数の推移(件) 資料：春日市社会福祉協議会(各年度末時点)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
初回相談	41	52	57	78
継続相談	291	397	414	1,014

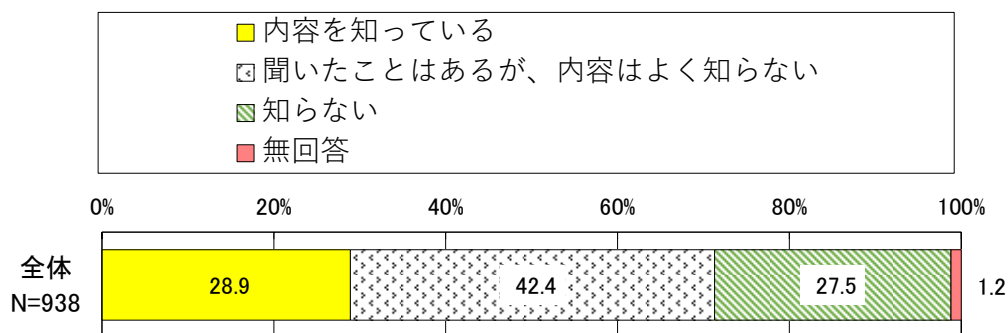
### 3 課題

#### (1) 「成年後見制度」の周知・啓発

令和7年4月～5月に実施したアンケート調査結果によると、成年後見制度の「内容を知っている」と回答した割合は28.9%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」「知らない」と回答した割合は69.9%で、制度の認知度が十分ではない状況です。

引き続き、市民への制度内容の周知や啓発に取り組む他、医療・福祉関係者、民生委員等の地域の福祉関係者に対しては、成年後見制度を正しく理解している支援者による、本人の意思を尊重した支援を目的として、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の理解促進に努める必要があります。

#### ■図 6-1 「成年後見制度」を知っているか



資料：アンケート調査結果

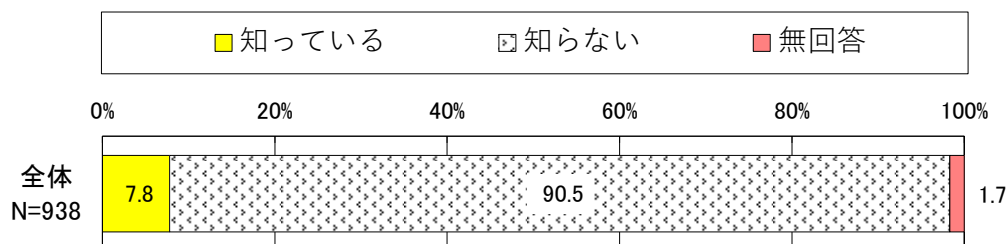
#### (2) 「相談窓口」の周知

権利擁護総合相談窓口の相談件数は、設置当初の令和3年度は初回相談41件、継続相談291件であったのに対し、令和6年度は初回相談78件、継続相談1,014件と増加傾向にあります。

しかしながら、アンケート調査結果では、春日市社会福祉協議会内に設置した「春日市権利擁護総合相談窓口」について、「知っている」と回答した割合は7.8%、「知らない」と回答した割合は90.5%で、総合相談窓口の認知度が低いことが分かりました。

本市では、権利擁護総合相談窓口以外にも、権利擁護に関する初期相談を地域包括支援センター、市高齢課、基幹相談支援センターにおいて受け付ける体制をとっていますが、成年後見制度を必要とする人が確実に利用できる環境を整え、権利擁護支援の充実を図っていくためにも、各相談窓口と併せて「春日市権利擁護総合相談窓口」を認知していただくための取組を行う必要があります。

■図 6-2 「春日市権利擁護総合相談窓口」を知っているか



資料:アンケート調査結果

## 4 本市第2期計画の基本方針

国の第二期計画では、成年後見制度の利用促進に係る基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援連携強化による権利擁護支援などのしくみづくり」が示されています。

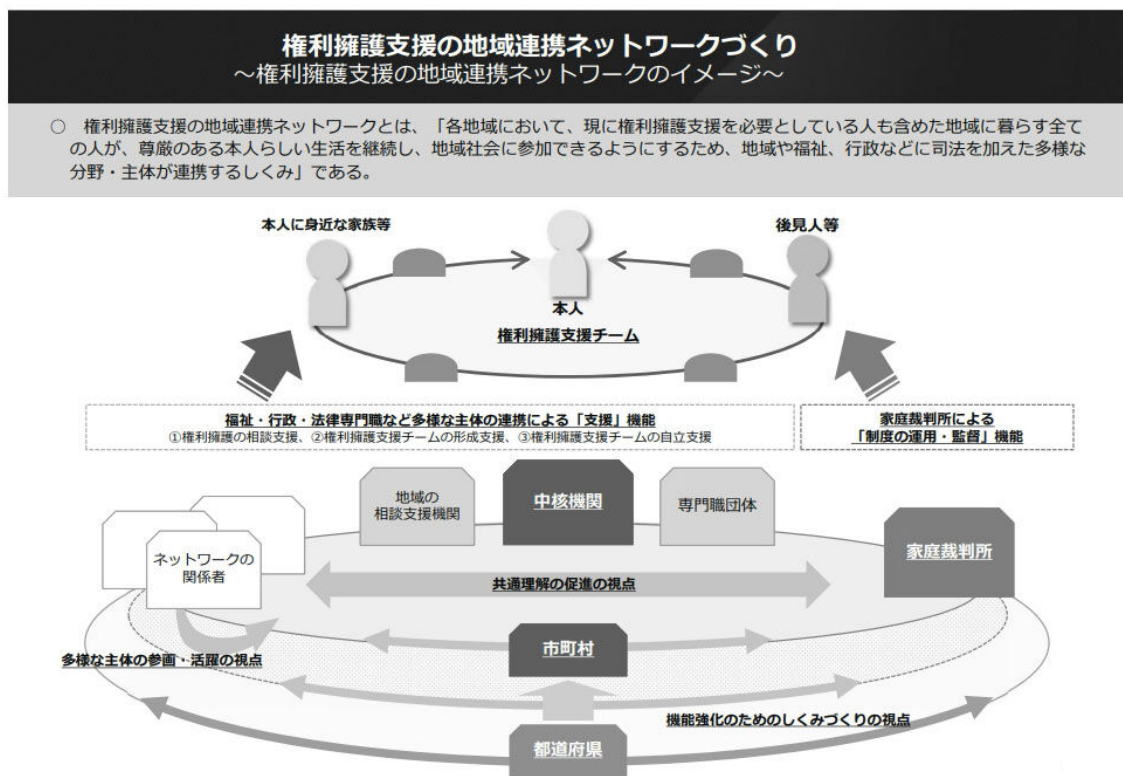
本市第2期基本計画では、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに推進します。

## 5 具体的な取組

### (1) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

本市では令和3年度に権利擁護総合相談運営事業を春日市社会福祉協議会に委託し、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、福祉の実務に携わる職種を構成員とした、「権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会」を整備するとともに、その運営の中核となる機関(中核機関)を設置し、権利擁護に関する取組を進めてきました。

今後は、この中核機関を中心に、地域と様々な専門性をもった職種が連携する仕組みである権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進していきます。



出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」

### (2) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針

国の第二期計画では、地域連携ネットワークについて、本人中心の権利擁護支援チームの支援機能と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組に分類されました。

	場面	「支援」機能 (福祉・行政・法律専門職など多様な主体)
ア	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能
イ	成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能
ウ	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能

#### ア 権利擁護の相談支援機能(権利擁護支援の検討に関する場面)

- 権利擁護総合相談窓口(社会福祉協議会内)、地域包括支援センター、市高齢課、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護に関する初期相談を行います。
- 初期相談の中で、成年後見制度に関する本格的な検討・支援が必要と思われるケースについては、中核機関等と連携し、関係者からの相談対応、後見等のニーズの精査、見守り体制の調整等を行います。

#### イ 権利擁護支援チームの形成支援機能(成年後見制度の開始までの場面)

- 権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容)の検討、適切な申立ての調整(市長申立ての適切な実施を含む)を行います。
- 適切な後見人候補者や選任形態の検討、マッチング、推薦の仕組みづくりに向けた家庭裁判所、福祉・法律の専門職団体との連携強化を図ります。
- 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と成年後見人(以下「後見人等」という。)がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うための支援体制を整備します。

#### ウ 権利擁護支援チームの自立支援機能(成年後見制度の利用開始後に関する場面)

- 本人を取り巻くチームに対し、意思決定支援、身上保護を重視した後見活動を行うことができるように、後見人等選任後における支援方針の確認・共有、モニタリングなどを行います。
- 必要に応じて後見人等やチーム関係者からの相談対応を行い、後見人等の交代や類型・権限の変更の検討等、チームの支援方針の再調整を行います。権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容)の検討、適切な申立ての調整(市長申立ての適切な実施を含む)を行います。



### (3) 地域連携ネットワークの機能（ア、イ、ウ）を強化するための取組の推進

#### ①「権利擁護の相談支援」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

- 中核機関と連携し、市民や福祉・医療・民生委員等の地域の福祉関係者及び金融機関や郵便局等の民間事業者を対象とした権利擁護支援に関する出前講座や研修等を行い、理解の浸透を図ります。
- 権利擁護のニーズを早期に把握し、連携して必要な支援ができるよう、市民や福祉・医療関係者、民生委員等の地域の福祉関係者及び金融機関や郵便局等の民間事業者に対して相談窓口である「権利擁護総合相談窓口」の周知を行います。
- 中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障がい、生活困窮などの各相談機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができる仕組みを整備します。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策の構築に取り組みます。

#### ②「権利擁護支援チームの形成支援」機能を強化するための取組（成年後見制度の開始までの場面）

- 受任者調整会議等を通じて後見人選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透を図ります。
- 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくりに取り組みます。
- 市民後見人、法人後見等の担い手の確保について、春日市社会福祉協議会における取組との連携や、法人後見促進の体制構築を進めるなど、段階的な体制整備に取り組みます。

#### ③「権利擁護支援チームの自立支援」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

- 市民や支援関係者、後見人等に対して、研修等を行うことにより意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透を図ります。
- 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける体制づくりに取り組みます。
- 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築に取り組みます。

### (4) 市長申立ての実施と成年後見制度の推進の方針

- 成年後見制度利用支援事業を実施することにより、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自ら申立てることが困難であったり、親族等の支援が得られない方に対して、市長申立てを行うことで、本人の生活を守ります。

- 申立てに要する費用や後見人等への報酬助成を実施し、引き続き制度利用の支援を行います。また、実施内容について適宜見直しを行い、必要とする方を制度の利用に結び付けられるよう取り組みます。

## 【市長申立件数の推移】 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	2	5	2	0	7
障がい者	2	1	0	3	0

## 【報酬助成件数の推移】 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	3	1	2	1	2
障がい者	0	0	1	0	3

## 第7章

### 計画の実現のために

---



## 1 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組を実践・継続していけるよう、市報や市ホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

## 2 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門が一体となり、県保健福祉環境事務所、警察、医師会等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、市と地域福祉推進の中心的な担い手である市社会福祉協議会とが、既に地域で様々な活動をしている自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めます。

## 3 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、「春日市地域福祉推進会議」に報告するとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

また、住民参画による計画の推進を図るため、各自治会や福祉団体等連絡協議会に進捗状況を確認し、意見交換を行います。

地域しあわせプラン2026 評価指標一覧

区分	評価指標	令和7年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
基本目標1	自治会加入世帯率	70.4%	↗
	地域の活動に参加している市民の割合	64.6%	70%
	世代間交流事業を実施している地区の割合	100% (35地区)	100% (35地区)
	「ふれあい・いきいきサロン」を設置している地区の割合	100% (35地区)	100.0% (35地区)
	安心生活創造事業(ご近所のつながり活動)の認知度	23.1%	28%
	地域に「顔の見える支え合いがある」と思っている市民の割合	37.9%	43%
	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数	98団体	108団体
	ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数	393人	432人
基本目標2	保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	21.0%	26%
	民生委員・児童委員の定数(121名)に対する割合	89.3% (108名)	100%
	「春日市権利擁護総合相談窓口」の認知度	7.8%	15%
	成年後見制度について「内容を知っている」市民の割合	28.9%	34%
基本目標3	国民健康保険特定健康診査の受診率	33.1%	36%
	国民健康保険特定保健指導の実施率	57.9%	61%
	国民健康保険特定健康診査受診者のうち内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者の割合	18.1%	15.5%
	地域の活動に参加している60歳以上の割合	64.1%	70%
	自分が孤独であると感じることが「全くない」または「ほとんどない」と回答する人の割合	67.5%	70%
基本目標4	地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	20.3%	25%
	災害時の避難場所を「知っている」市民の割合	72.6%	78%
	自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」市民の割合	21.7%	27%
	個別避難計画の策定率	28.5% (1,079人)	50%
	地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	26.8%	32%

## 資料編







## 1 春日市地域福祉計画等策定検討会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属
学識経験者	萩 沢 友 一	西南学院大学
市 民	山 川 豊 揚	市民公募
地域福祉の推進に 関係する者	坂 口 啓 子	春日市福祉ボランティア連絡協議会
	西 原 隆 司	春日市シニアクラブ連合会
	稲 永 正 幸	春日市身体障害者福祉協会
	芳 野 秀 樹	春日市商工会
	光 山 博 康	春日市私立保育園連絡協議会
	福 元 千 鶴	春日市民生委員児童委員連合協議会
	中 村 暢 男	春日市校長会
	山 中 健 彦	春日市自治会連合会
	松 尾 剛 志	春日市地域包括支援センター

## 2 春日市地域福祉計画等策定検討会設置要綱

(平成22年3月3日告示第23号)

改正 平成28年3月15日告示第32号 令和2年4月1日告示第118号  
令和5年3月31日告示第85号 令和6年12月20日告示第321号

### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定に当たり、必要な検討を行うため、春日市地域福祉計画等策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 検討会は、11人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉の推進に関係する者
- (3) 市民(前2号に掲げる者を除く。)

2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

### (依頼期間)

第3条 委員の依頼期間は、1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域福祉計画の策定のため必要な依頼期間が1年を超える場合は、その期間に応じて、1年を超えて依頼期間を定めることができる。
- 3 前2項に定める依頼期間中であっても、必要があるときは、市長は依頼を解くことができるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域共生部福祉支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第118号)この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第85号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月20日告示第321号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年8月1日から適用する。

## 3 用語集

### あ行

#### ■アウトリーチ

直訳すると、「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言う。

### か行

#### ■春日市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、春日市が定める都市計画に関する基本的な方針。市全域を対象に、将来の都市像を示すとともに、土地利用や都市施設の課題と整備の方向性を整理し、今後の都市計画の決定・変更・運営の指針となる。市民意見の反映を重視し、全体構想、地域別構想、実現化方策などで構成されている。

#### ■権利擁護

人として当然持っている権利が守られ、尊重され、実現できるように支えること。知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が十分でない人のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ったりすること。

#### ■権利擁護支援の地域連携ネットワーク

地域において権利擁護支援が必要な人を把握するとともに、その支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた仕組みとして、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素としたネットワーク。

#### ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児連れの人など、移動に配慮が必要な人が安全かつ円滑に移動し、公共交通機関や建築物、道路などを利用できるようにするために定められた法律。駅やバス施設、道路、建築物などの新設・改良時に移動等円滑化基準への適合を義務付けるなど、既存施設のバリアフリー化を促進することを目的としている。

#### ■個別避難計画

一人で避難することが困難な要援護者に対して、事前に避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を策定し、迅速に避難できるようにするための計画。

本市における個別避難計画は、「在宅人工呼吸器等使用者災害時個別避難計画」と「ご近所のつながりカード」のことを指す。

## さ行

---

### ■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

### ■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

### ■性的少数者

性的指向(誰を好きになるか)、性自認(自分をどの性だと感じるか)、性表現(外見やふるまいの表し方)などの性のあり方が、社会で多数派とされる枠組みに当てはまらない人の総称。同性を好きになる人、性自認が出生時に割り当てられた性と異なる人、男女どちらにも固定されない性のあり方をもつ人などが含まれる。人の多様性を尊重し、偏見や差別をなくすための概念として行政・教育分野でも用いられる。

### ■成年後見制度利用促進基本計画

平成28(2016)年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)に基づいて策定される、成年後見制度の利用促進のための具体的な施策や方針を定めた計画。

国においては、令和4(2022)年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されている。

成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法において、市町村の講ずる措置等が規定されており(第14条)、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるものとされている。

## た行

---

### ■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指してきた。

### ■地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

### ■中核機関

地域で権利擁護支援や成年後見制度利用促進を進めるための“司令塔”として位置づけられる機関で、地域で権利擁護が必要な人を、適切な支援につなげるためのネットワークの中心となり、全体の調整・判断・運営を担う機関。

## な行

---

### ■日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある人が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある人等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

## は行

---

### ■バリアフリー

高齢者や障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと。

### ■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援を要する人。

### ■福岡県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人など、行動に制約のある人を含むすべての県民が、安全で快適に社会参加できる地域社会を実現するための条例。1998年(平成10年)4月1日に施行され、ノーマライゼーションとバリアフリーの理念に基づき、建築物、道路、公園などの「まちづくり施設」について整備基準を設け、誰もが利用しやすい環境づくりを推進している。

## や行

---

### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。その対象は、ハード(施設や製品等)からソフト(教育や文化、サービス等)に至るまで多岐にわたっている。

### ■要配慮者

文字どおり、配慮を要する人で、高齢者、障がい者、乳幼児の他、妊婦、病気やけがをしている人、メンタルヘルス問題を抱えている人、日本語に不慣れな外国人なども含まれる。

# 春日市地域しあわせプラン2026

---

第5次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
第2期成年後見制度利用促進基本計画

令和8年3月

---

【企画・編集・発行】

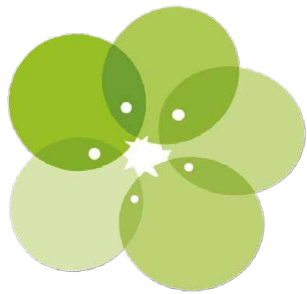
## 春日市

福岡県春日市原町3丁目1番地5  
TEL(092)584-1111(代) FAX(092)584-1142  
<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

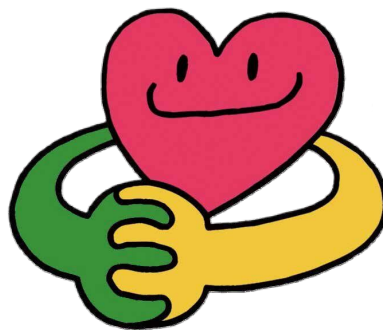
## 春日市社会福祉協議会

福岡県春日市昇町3丁目101番地  
TEL(092)581-7225(代) FAX(092)581-7258  
<http://www.kasuga-shakyo.or.jp/>

---



みんなで春をつくろう



春日市社会福祉協議会  
イメージキャラクター  
「ランティ」